

静岡県建設工事監督・検査実務要覧 【建築・設備工事】

令和4年版



静岡県

目 次

第 1 章 監督編		
1 - 1	用語の説明	1- 1
1 - 2	静岡県建設工事監督要領	1- 6
1 - 3	静岡県建設工事監督要領の運用について(通知)	1- 13
1 - 4	低入札価格調査対象工事に係る監督体制の強化について(通知)	1- 50
1 - 5	静岡県設計変更ガイドライン(建築・建築設備工事編)	1- 52
1 - 6	建築工事検査・立会い一覧	1- 94
1 - 7	建築分野における「監理タイムマネジメント」の運用について(通知)	1- 96
第 2 章 検査編		
2 - 1	静岡県建設工事検査要領	2- 1
2 - 2	静岡県建設工事検査要領の運用について(通知)	2- 10
2 - 3	静岡県建設工事検査技術基準	2- 14
2 - 4	建築・設備工事検査チェックシート	2- 17
第 3 章 施工体制編		
3 - 1	静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱	3- 1
3 - 2	静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱の取扱いについて	3- 4
3 - 3	県工事を受注する建設業者への指導について	3- 10
3 - 4	静岡県建設工事の入札に参加予定の皆様へ	3- 13
3 - 5	県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等に関する取り扱いについて(通知)	3- 17
3 - 6	主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について	3- 27
3 - 7	監理技術者制度運用マニュアル	3- 29
3 - 8	建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて(通知)	3- 48

第4章 工事関係書類編

4 - 1	一覧表と様式集について	4- 1
4 - 2	建築・設備工事関係書類一覧表	4- 2
4 - 3	建築・設備工事関係書類	4- 7
4 - 4	設備工事試験一覧表	4-113

第5章 工事成績編

5 - 1	静岡県建設工事成績評定要領	5- 1
5 - 2	静岡県建設工事成績評定要領の運用について(通知)	5- 6

第6章 その他参考資料

6 - 1	静岡県建設工事執行規則	6- 1
6 - 2	静岡県建設工事請負契約約款	6- 40
6 - 3	一括下請負の禁止について	6- 68
6 - 4	過積載による違法運行の防止対策について	6- 86
6 - 5	営繕工事における杭工事の現場確認について(依頼)	6- 95
6 - 6	建築工事におけるコンクリートの品質管理について(通知)	6- 96
6 - 7	建設工事安全パトロール参考様式	6- 99
6 - 8	建設業法に基づく施工体制等に関する資料 (地方整備局作成パンフレット)	6-104
6 - 9	建築分野における工事事務防止行動計画の運用について(通知)	6-105

1 - 1 用語の説明

契約図書

契約書、契約約款、現場説明書、質問回答書、特記仕様書、図面(標準図等)及び標準仕様書をいう。

設計図書

質問回答書、現場説明書、仕様書、図面をいう。

仕様書

特記仕様書は各工事ごとに作成され、その工事につき標準仕様書に記載されている選択事項について品質、仕上げの程度、工法などを指定するほか、標準仕様書に記載されていない特殊な材料、工法、仕様などについて記載するものをいい、標準仕様書は各工事に共通して比較的高い工種あるいは重要な工種について記載し、工事毎に上記の標準仕様書等を特記仕様書等において指定している。

契約担当者

知事及び知事の委任を受けて請負契約の締結を行うかい長をいう。(静岡県建設工事執行規則(以下「執行規則」という。)第2条第1項第1号)

監督員

請負工事について、地方自治法第234条の2第1項の規定による監督を行う職員をいう。(執行規則第2条第1項第2号)

検査を行う職員

地方自治法第234条の2第1項の規定による検査は、静岡県行政組織規則第4条に規定する本庁若しくは同規則第6条に規定する出先機関の検査技監若しくは検査監又は知事若しくはかい長の命ずる職員が行う。(執行規則第38条)

現場代理人

請負契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、執行規則第23条第1項の規定による請求の受理、同条第3項の規定による決定及び通知、同条第4項の規定による請求並びに同条第5項の規定による通知の受理、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領並びに請負契約の解除に係る権限を除き、この規則に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。(執行規則第21条第3項及び第4項)

主任技術者

建設業法第 26 条第 1 項の規定による主任技術者をいう。

建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合には、建設業法第 7 条第 1 項第 2 号イ、ロ又はハに該当する者(下表)で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者を配置しなければならない。

(下表)

建設業法第 7 条 第 1 項第 2 号	必要資格
イ	・学校教育法による高等学校を(次表の学科を修めて)卒業した後、当該建設工事に関し 5 年以上の実務経験を有する者
	・旧中等学校令による実業高校を(次表の学科を修めて)卒業した後、当該建設工事に関し 5 年以上の実務経験を有する者
	・学校教育法による大学を(次表の学科を修めて)卒業した後、当該建設工事に関し 3 年以上の実務経験を有する者
	・学校教育法による高等専門学校を(次表の学科を修めて)卒業した後、当該建設工事に関し 3 年以上の実務経験を有する者
	・旧大学令による大学を(次表の学科を修めて)卒業した後、当該建設工事に関し 3 年以上の実務経験を有する者
	・旧専門学校令による専門学校を(次表の学科を修めて)卒業した後、当該建設工事に関し 3 年以上の実務経験を有する者
ロ	・当該建設工事に関し 10 年以上の実務経験を有する者
ハ	・国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有する者と認定した者

参考 上記中ハに該当するものとして施工管理技士、建築士などがある。

(次表)

(建設業法施行規則第1条)

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業、舗装工事業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。)、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業、大工工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業、とび・土工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業、解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業、電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業、水道施設工事業、清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業、鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業、消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

監理技術者

建設業法第 26 条第 2 項の規定による監理技術者をいう。

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が 4,000 万円(建築一式工事の場合は 6,000 万円)以上となる場合には、特定建設業の許可が必要となるとともに、主任技術者に代えて建設業法第 15 条第 1 項第 2 号による監理技術者を配置しなければならない。

建設業法第 15 条 第 1 項第 2 号	必要資格
イ	技術検定(建設業法第 27 条第 1 項)その他の法令の規定による試験で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものに合格した者又は他の法令の規定による免許で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものを受けた者
ロ	発注者から直接に工事を請負い、その請負代金の額が 4,500 万円以上であるものに関し 2 年以上指導監督的な実務の経験を有する者
ハ	国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

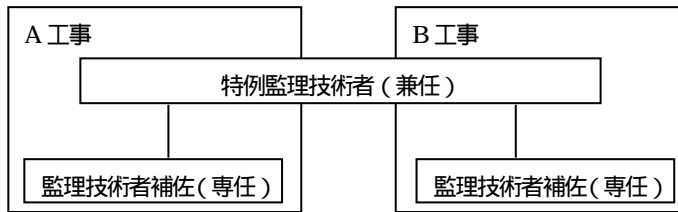
参考 上記中ハに該当するものとして施工管理技士、建築士などがある。

許可を受けている業種	指定建設業(7 業種) 土木一式、建築一式、管工事、鋼構造物、舗装、電気、造園		その他(左以外の 22 業種) 大工、左官、とび、土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体			
	特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
許可の種類	特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における下請代金合計	4,000 万円(*1)以上	4,000 万円(*1)未満	4,000 万円(*1)以上は下請契約できない	4,000 万円以上	4,000 万円未満	4,000 万円以上は下請契約できない
工事現場の技術者制度	工事現場に置くべき技術者	監理技術者		主任技術者		主任技術者
	技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	一級・二級国家資格者 登録基幹技能者 指定学科+実務経験者 実務経験者	一級国家資格者 指導監督的な実務経験者	一級・二級国家資格者 登録基幹技能者 指定学科+実務経験者 実務経験者	
	技術者の現場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建築工事であって、請負金額が 3,500 万円(*2)以上となる工事				
	監理技術者資格者証の必要性	公共工事、監理技術者の専任を要する民間工事のときに必要	必要なし		公共工事、監理技術者の専任を要する民間工事のときに必要	必要なし

*1：建築一式の場合 6,000 万円 *2：建築一式の場合 7,000 万円

特例監理技術者、監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書）

公共性のある重要な建設工事において、監理技術者を配置する場合、専任が必要となるが、監理技術者の職務を補佐するもの（監理技術者補佐）を当該工事現場に専任で置く場合には2つの工事を同一の監理技術者が兼任できる（特例監理技術者）。



なお、監理技術者補佐は、監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者とされており、具体的には以下のいずれかの者。

- ・ 建設工事の種類に応じた1級技師補であって、主任技術者要件を満たす者
- ・ 建設工事の種類に応じた監理技術者要件を満たす者

専門技術者

建設業法第26条の2第1項の規定による建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。

技能士

職業能力開発促進法第50条第1項の規定による技能検定に合格した者が称することのできる称号をいう。

承諾、指示及び協議

「監督職員の承諾」とは、受注者等が監督員に対し、書面で申し出た事項について監督員が書面をもって了解することをいう。

「監督職員の指示」とは、監督員が受注者等に対し、必要な事項を書面によって示すことをいう。

「監督職員と協議」とは、監督員と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。

「書面」とは、発行年月日及び氏名が記載された文書をいう。

(各標準仕様書 1.1.2 用語の定義)

1 - 2 静岡県建設工事監督要領

静岡県建設工事監督要領

(目的)

第1条 この要領は、静岡県が発注する工事の監督を執行するために必要な事項を定め、もって工事監督の円滑な遂行に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 監督 契約図書における発注者の責任を適切に遂行するために、工事施工状況の確認、把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- (2) 監督員 発注機関の長が工事の監督を命じた職員をいう。
- (3) 発注機関の長 課長及び出先機関の長をいう。
- (4) 課長 静岡県行政組織規則(平成19年静岡県規則第29号。以下「組織規則」という)第60条に規定する本庁の課長をいう。
- (5) 出先機関の長 組織規則69条に規定する出先機関の長をいう。

(監督の体制)

第3条 監督の体制は、発注機関において定めるものとする。

(監督の業務)

第4条 監督員は、静岡県建設工事執行規則(昭和50年静岡県規則第16号。以下「執行規則」という。)及び別記「監督業務の内容」に基づき、監督業務を実施するものとする。

(かい長が監督を委託する場合の承認)

第5条 かい長は、地方自治法施行令第167条の15第4項の規定により県職員以外の者に委託して監督を行わせようとする場合は、当該部長の承諾を受けなければならない。

(監督に関する図書の整備)

第6条 監督員は、次の各号に掲げる図書(受注者から提出された図書を含む。)を作成し、又は整理して監督の経緯を明らかにするものとする。

- (1) 契約の履行に関する協議事項(輕易なものを除く。)を記載した図書
- (2) 工事の実施状況及び工事材料の検査の事実を記載した図書
- (3) その他監督に関する図書

(監督に関する留意事項)

第 7 条 監督員は、次に掲げる各号に留意して監督を行わなければならない。

- (1) 監督員は、契約図書に基づき法令を遵守し、公平かつ公正に監督を行うこと。
- (2) 監督員は、現場の状況を把握し、受注者に対して設計意図を正しく伝え、工事が完全に施工されるようにすること。
- (3) 監督員は、関係機関及び地元関係者等との協調を図り、工事が円滑に行われるように努めること。
- (4) 監督員は、監督の実施に当たっては、受注者の業務を不当に妨げることをないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らさないこと。

(監督の命令)

第 8 条 発注機関の長は、第 3 条の規定に基づく監督体制により担当する職員に監督の命令を行うものとする。

- 2 前項の監督の体制を変更する場合は、その都度担当する職員に監督の命令を行うものとする。

(監督員の通知)

第 9 条 発注機関の長は、工事の請負契約を締結したときは執行規則第 21 条第 1 項に基づき、受注者に監督員の通知を行うものとする。

- 2 前項の監督員を変更した場合は、速やかに監督員変更通知書(様式第 1 号)《4-14 ページ参照》により、受注者に変更した監督員の通知を行うものとする。ただし、前項の通知を口頭により実施した工事における監督員の変更の通知については、口頭によることができる。

(成績評定)

第 10 条 監督員は、別に定める成績評定要領により、工事の成績を評定するものとする。

(雑則)

第 11 条 この要領に定めのない事項及びこの要領により難しい場合については、契約担当者等と協議する。

附 則

この訓令乙は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別記「監督業務の内容」

項目	業務内容	静岡県 工事執行規則 関連条項	静岡県 工事請負 契約約款 関連条項等	その他 関係法令等
<p>1 契約の履行の確保</p> <p>(1) 契約図書の内容把握</p> <p>(2) 施工体制の把握</p> <p>(3) 施工計画書の受理</p> <p>(4) 契約図書に基づく指示、承諾の内容把握</p> <p>(5) 条件変更に係る調査、指示、確認等</p> <p>(6) 受注者への指示</p>	<p>建設工事請負契約書、契約約款、仕様書、設計書、図面、現場説明書、質問回答書等を把握し、受注者に対して設計意図を正しく伝える。</p> <p>下記の施工体系の確認及び指導を実施する。 ・配置技術者の専任制の確認 ・施工体制台帳、施工体系図に基づく施工体制の確認</p> <p>下記の現場標識の確認を実施する。 ・工事カルテの登録の確認(500万円以上の工事) ・工事施工中の建設業許可を示す標識の掲示の確認 ・労災保険関係成立票の掲示の確認 ・建退協制度の適用を受ける事業主に係る工事現場であることを示す標識の掲示の確認</p> <p>契約図書に基づいて受注者から提出された施工計画書の内容を把握する。</p> <p>契約図書に明示した指示、承諾、協議、受理等(詳細図等の作成を含む)を適切に行う。</p> <p>工事執行規則第28条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を求められたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討する。</p> <p>前項の調査結果に基づいて、受注者に指示又は通知する。</p> <p>設計図書に基づく指示、承諾、協議等については、「指示、承諾、協議書(様式1)(4-72ページ参照)」により行うものとする。</p>	<p></p> <p>執規 第21条</p> <p>執規 第28条</p> <p>執規 第28条 執規 第29条</p> <p>執規 第10条 執規 第21条</p>	<p>契 第10条</p> <p>「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条」及び「適正化指針」5(3)</p> <p>平成27年1月6日付け「施工体制台帳の作成等についての改正について」</p> <p>施工体制台帳活用マニュアル</p> <p>契 第9条</p> <p>契 第18条</p> <p>契 第18条 設計変更事務 処理要領・同 運用基準</p> <p>契 第1条 契 第9条</p>	<p></p>

別記「監督業務の内容」

項目	業務内容	静岡県 工事執行規則 関連条項	静岡県 工事請負 契約約款 関連条項等	その他 関係法令等
2 品質・出来形の確保、施工状況の確認等				
(1) 事前調査等	工事の着手に先立ち、工程・使用材料・施工方法・配置技術者の妥当性、作業時間・方法の確認、近隣への安全対策、官公庁等への届出状況の把握等の確認を行う。			
(2) 工事材料の検査等	契約図書において、監督員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督員の立会いの上、調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された材料の検査又は立会いを行う。	執規 第24～25条	契 第13～14条	
(3) 工事施工の立会い	契約図書又は監督員の指示により、監督員の立会いの上、施工するものと指定された工事において立会いを行う。	執規 第25条	契 第14条	
(4) 改造の指示及び破壊検査	<p>工事の施工が設計図書に適合しない事実を確認した場合で、必要があると認められるときは、改造の指示を行う。</p> <p>工事執行規則第24条第2項若しくは第25条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合には、工事の施工部分を破壊して検査する。</p>	<p>執規 第21条 執規 第27条</p> <p>執規 第27条</p>	<p>契 第9条 契 第17条</p> <p>契 第17条</p>	
(5) 支給材料及び貸与品の検査、引渡し	契約図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を立会いの上、設計図書に基づき検査を行う。	執規 第26条	契 第15条	
3 工程に関する監督				
(1) 関連工事との調整	関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合、必要に応じて契約担当者の行う工事の調整に協力する。	執規 第9条	契 第2条	
(2) 工程の把握及び工事促進の指示	受注者からの履行報告に基づき、工程を把握し必要に応じて工事促進の指示を行う。	執規 第22条の2	契 第11条	

別記「監督業務の内容」

項目	業務内容	静岡県 工事執行規則 関連条項	静岡県 工事請負 契約約款 関連条項等	その他 関係法令等
4 契約担当者への報告				
(1) 工事の中止及び工期の検討及び報告	工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められたときは、中止期間を検討し、契約担当者へ報告する。	執規 第29条の2	契 第20条	
	受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し、契約担当者へ報告する。	執規 第30条	契 第21条	
(2) 一般的損害の調査及び報告	一般的損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当者へ報告する。	執規 第34条	契 第27条	
(3) 天災、その他の不可抗力による工事出来形部分等の損害の調査及び報告	天災、その他の不可抗力による損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、確認結果を契約担当者へ報告する。	執規 第36条	契 第29条	昭和60年1月6日付け「天災その他の不可抗力により工事出来形部分等に損害を生じた場合における事務の取扱いについて」
	損害額の負担請求内容を審査し、契約担当者へ報告する。	執規 第36条	契 第29条	
(4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約担当者へ報告する。	執規 第35条	契 第28条	
(5) 部分使用の確認及び報告	部分使用を行う工事目的物の確認を行い、受注者と協議し、契約担当者へ報告する。	執規 第41条	契 第33条	
(6) 中間前金払請求時の出来高確認及び報告	中間前金払の請求があった場合は、工期、出来高等を確認し、契約担当者へ報告する。	執規 第42条	契 第34条	
(7) 部分払(出来形確認請求)時の出来形の審査及び報告	出来形確認請求があった場合は、内容を審査の上、出来形歩合調書を作成し、契約担当者へ報告する。	執規 第45条	契 第37条	平成21年3月31日付け「建設工事請負代金の部分払の取扱いについて」 昭和45年9月21日付け「出来形歩合調書について」
(8) 工事関係者に関する措置請求	現場代理人が、その職務の執行につき著しく不相当と認められる場合は、契約担当者へその措置請求を行う。	執規 第23条	契 第12条	
(9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	工事執行規則第52条第1項及び第53条第1項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当者に対して措置要求を行う。	執規 第52条 執規 第53条	契 第43条 契 第43条の2 契 第44条 契 第47条	

別記「監督業務の内容」

項目	業務内容	静岡県 工事執行規則 関連条項	静岡県 工事請負 契約約款 関連条項等	その他 関係法令等
5 その他 (1)現場発生品の処理 (2)建設副産物の適正処理状況等の把握 (3)地元対応 (4)関係機関との協議・調整 (5)臨機の措置 (6)事故等に対する措置 (7)「施工プロセス」チェックリストの整備 (8)検査申請 (9)工事成績の評定 (10)工事完成検査等の立会い	受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当者へ報告する。	執規 第54条	契 第45条	
	契約が解除された場合は、出来形部分に関する調書を作成し、契約担当者へ報告する。	執規 第55条	契 第49条	
	工事現場における発生品は、品質、規格、数量等を確認し、その処理方法を指示する。			
	建設副産物を搬出する工事にあつては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)等により、適正に処理されているか把握する。また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあつては、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。			
	地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し、必要な措置を行う。			
	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。			
	災害防止、その他工事の施工上、特に必要と認めるときは、受注者に対して臨機の措置を求める。	執規 第33条	契 第26条	
	事故等が発生したときは、速やかに状況を調査し、所属長又は主務課長等に報告する。			
	監督員は、「施工プロセス」チェックリストに、監督の実施状況を記録し整備する。			静岡県建設工事成績評定要領運用通知
	担当監督員は、次のいずれかに該当するときは、工事検査申請手続きを行う。 (1)完成届出書を受領したとき (2)出来形確認請求書を受領したとき (3)契約の解除の通知をし、又は解除の通知を受けたとき (4)中間検査申請書を受領したとき	執規 第39条	契 第31条 静岡県建設工事検査要領	
監督員は、工事が完成したときは、静岡県建設工事成績評定要領に基づき工事成績の評定を行う。			静岡県建設工事成績評定要領及び同運用通知	
工事の完成、出来形、中間の各検査時は、原則として監督員等が立会う。			静岡県建設工事検査要領	

(注)「執規」は静岡県工事執行規則をいう。
 (注)「契」は静岡県建設工事請負契約約款をいう。

本庁関係課長 様
各土木事務所長 様

工事検査課長

静岡県建設工事監督要領別記「監督業務の内容」における様式 1 の改正について（通知）

このことについて、建築工事等において、提出書類への押印廃止等に対応するため、静岡県建設工事監督要領別記「監督業務の内容」における様式 1 を下記のとおり改正したので、通知します。

記

1 改正内容

押印を廃止し、承諾については署名を、指示、協議、提出、報告については記名したものを有効とする。

なお、土木工事及び農林土木工事については、令和 3 年 3 月 15 日付け建工第 75 号土木工事共通仕様書等の改正について（通知）及び令和 3 年 3 月 15 日付け建工第 76 号農林土木工事共通仕様書等の一部改正について（通知）により、改正済であることを申し添える。

2 適用

令和 3 年 4 月 1 日以降に契約する工事及び既契約工事

- 1 この通知を受けた際現に改正前の様式により使用されている指示書等は、改正後の様式により使用された指示書等とみなす。
- 2 この通知を受けた際現に改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間調整して使用することができる。

3 その他

改正した様式 1 については、工事検査課 DB 及びホームページに掲載する。

担当：工事検査班
電話：054-221-2624

1 - 3 静岡県建設工事監督要領の運用について(通知)

建 工 第 118 号
平成 28 年 3 月 30 日

各本庁関係課長
各関係出先機関の長

交通基盤部長

静岡県建設工事監督要領の運用について（通知）

静岡県建設工事監督要領については、平成 28 年 3 月 30 日付け建工第 117 号により通知したところですが、その運用について別紙のとおり定めたので通知します。

担 当 工事検査課工事検査班
電話番号 054-221-2624
F A X 054-221-3199

(別紙)

静岡県建設工事監督要領の運用

1 適用範囲

この運用は、経営管理部、くらし・環境部、経済産業部及び交通基盤部が発注する土木工事、農林土木工事及び建築・設備工事に適用する。

2 監督の体制、業務(第3、4条関係)

静岡県建設工事監督要領(以下「監督要領」という。)第3条に規定する監督の体制は、土木工事及び農林土木工事にあつては別表1、建築・設備工事にあつては別表2によるところとする。

監督要領第4条に規定する監督の業務は、総括監督員、主任監督員及び担当監督員に分任するものとし、次の各号に掲げるとおりとする。また、同条に規定する別記「監督業務の内容」については、土木工事においては「監督業務の内容 土木工事編」と、農林土木工事においては「監督業務の内容 農林土木工事編」と、建築・設備工事においては「監督業務の内容 建築・設備工事編」とそれぞれ読み替えて適用する。

(1) 総括監督員の業務

- ア 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議で重要なもの
- イ 関連する2以上の工事監督を行う場合における工事の工程等の調整で重要なもの
- ウ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要を認めた場合における当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の契約担当者への報告
- エ 主任監督業務及び担当監督業務を担当する監督員の指揮監督及び監督業務の掌理
- オ 現場技術員(注1)の指揮監督及び業務の掌理

(2) 主任監督員の業務

- ア 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議(重要なもの及び軽易なものを除く)。
- イ 契約図書に基づく工事の実施のための詳細図等(軽易なものを除く。)の作成及び交付又は契約の相手方が作成したこれらの図書(軽易なものを除く。)の承諾
- ウ 契約図書に基づく工程管理、立会、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施(他の者に実施させて確認することを含む。以下同じ。)で重要なもの

- エ 関連する2以上の工事の監督を行う場合における工事の工程等の調整(重要なものを除く。)
- オ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認められた場合における、当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の総括監督業務を担当する監督員への報告
- カ 担当監督業務を担当する監督員の指揮監督並びに主任監督業務及び担当監督業務の掌理
- キ 現場技術員の指揮監督及び業務の掌理

(3) 担当監督員の業務

- ア 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議で軽易なもの
- イ 契約図書に基づく工事の実施のための詳細図等で軽易なものを作成及び交付、又は契約の相手方が作成したこれらの図書で軽易なものへの承諾
- ウ 契約図書に基づく工程の管理、立会、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査(立会確認)の実施(重要なものを除く。)
- エ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認められた場合における当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の主任監督業務を担当する監督員への報告
- オ 担当監督業務の掌理
- カ 現場技術員の業務の掌理及び調整

3 監督員の通知(第9条関係)

静岡県建設工事執行規則第21条第1項に規定する監督員通知書及び監督要領第9条第2項に規定する監督員変更通知書については、監督員の職氏名に加え、業務の区分を併記するものとする。(記載例1、2参照《4-13、4-14ページ参照》)

(注1)

現場技術員とは、土木工事共通仕様書第3編1-1-4及び農林土木工事共通仕様書第1編第1章1-1-9に規定する現場技術員をいう。

別表 1（監督の体制）

土木工事、農林土木工事における監督体制は、原則として次のように定める。

工事発注機関	監督員		
	総括監督員	主任監督員	担当監督員
土木事務所 農林事務所 特設事務所	技監 技監兼支所長・課長 技術課長 班長級相当職	班長級相当職 副班長級相当職	副班長級相当職 主任 技師

注 1 総括監督員は、主任監督員を兼ねることができる。

注 2 主任監督員は、担当監督員を兼ねることができる。

注 3 副班長級相当職とは、班長代理、副班長若しくは主査をいう。

別表 2（監督の体制）

建築・設備工事における監督体制は、原則として次のように定める。

工事発注機関	監督員		
	総括監督員	主任監督員	担当監督員
土木事務所	技監 技術課長 班長級相当職	班長級相当職 副班長級相当職	副班長級相当職 主任 技師
本庁各課	課長 技監 班長級相当職	班長級相当職 副班長級相当職	副班長級相当職 主任 技師

注 1 総括監督員は、主任監督員を兼ねることができる。

注 2 主任監督員は、担当監督員を兼ねることができる。

注 3 副班長級相当職とは、班長代理、副班長若しくは主査をいう。

別記「監督業務の内容 建築・設備工事編」

項目	業務内容	静岡県 工事執行規則 関連条項	静岡県 工事請負 契約約款 関連条項等	建築工事 標準仕様書 関連条項等
<p>1 契約の履行の確保</p> <p>(1) 契約図書の内容把握</p> <p>(2) 施工体制の把握</p> <p>(3) 施工計画書の受理</p> <p>(4) 契約図書に基づく指示、承諾の内容把握</p> <p>(5) 条件変更に係る調査、指示、確認等</p> <p>(6) 受注者への指示</p>	<p>建設工事請負契約書、契約約款、仕様書、設計書、図面、現場説明書、質問回答書等を把握し、受注者に対して設計意図を正しく伝える。</p> <p>下記の施工体系の確認及び指導を実施する。 ・配置技術者の専任制の確認 ・施工体制台帳、施工体系図に基づく施工体制の確認</p> <p>下記の現場標識の確認を実施する。 ・工事カルテの登録の確認(500万円以上の工事) ・工事施工中の建設業許可を示す標識の掲示の確認 ・労災保険関係成立票の掲示の確認 ・建退協制度の適用を受ける事業主に係る工事現場であることを示す標識の掲示の確認</p> <p>契約図書に基づいて受注者から提出された施工計画書の内容を把握する。</p> <p>契約図書に明示した指示、承諾、協議、受理等(詳細図等の作成を含む)を適切に行う。</p> <p>工事執行規則第28条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を求められたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討する。</p> <p>前項の調査結果に基づいて、受注者に指示又は通知する。</p> <p>設計図書に基づく指示、承諾、協議等については、「指示、承諾、協議書(様式1)(4-72ページ参照)」により行うものとする。</p>	<p></p> <p>執規 第21条</p> <p>執規 第28条</p> <p>執規 第28条 執規 第29条</p> <p>執規 第10条 執規 第21条</p>	<p>契 第10条</p> <p>「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条」及び「適正化指針」5(3)</p> <p>平成27年1月6日付け「施工体制台帳の作成等についての改正について」</p> <p>施工体制台帳活用マニュアル</p> <p>「施工体制の確保に関する推進協議会運用方針」に係る交通基盤部の取扱い</p> <p>契 第9条</p> <p>契 第18条</p> <p>契 第18条 設計変更事務 処理要領・同 運用基準</p> <p>契 第1条 契 第9条</p>	<p>標仕1.1.4</p> <p>標仕1.2.2</p> <p>標仕1.1.2、6、8 標仕1.2.1~3 標仕1.3.3、5~6、8 標仕1.4.2~5 標仕1.5.1、4~5、7~8 標仕1.6.1 標仕1.7.2~3</p>

別記「監督業務の内容 建築・設備工事編」

項目	業務内容	静岡県 工事執行規則 関連条項	静岡県 工事請負 契約約款 関連条項等	建築工事 標準仕様書 関連条項等
2 品質・出来形の確保、施工状況の確認等				
(1) 事前調査等	工事の着手に先立ち、工程・使用材料・施工方法・配置技術者の妥当性、作業時間・方法の確認、近隣への安全対策、官公庁等への届出状況の把握等の確認を行う。			標仕1.1.3 標仕1.2.2 標仕1.2.3
(2) 工事材料の検査等	契約図書において、監督員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督員の立会いの上、調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された材料の検査又は立会いを行う。	執規 第24～25条	契 第13～14条	標仕1.3.6 標仕1.4.2 標仕1.4.4 標仕1.4.5
(3) 工事施工の立会い	契約図書又は監督員の指示により、監督員の立会いの上、施工するものと指定された工事において立会いを行う。 設計図書に定められた場合、一工程の施工完了の報告を受けた場合、その他指示した工程に達した場合は施工の検査を行う。	執規 第25条	契 第14条	標仕1.4.4 標仕1.4.5 標仕1.5.7 標仕1.5.5
(4) 改造の指示及び破壊検査	工事の施工が設計図書に適合しない事実を確認した場合で、必要があると認められるときは、改造の指示を行う。 工事執行規則第24条第2項若しくは第25条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合には、工事の施工部分を破壊して検査する。	執規 第21条 執規 第27条	契 第9条 契 第17条	
(5) 支給材料及び貸与品の検査、引渡し	契約図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を立会いの上、設計図書に基づき検査を行う。	執規 第26条	契 第15条	
3 工程に関する監督				
(1) 関連工事との調整	関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合、必要に応じて契約担当者の行う工事の調整に協力する。	執規 第9条	契 第2条	標仕1.1.7
(2) 工程の把握及び工事促進の指示	受注者からの履行報告に基づき、工程を把握し必要に応じて工事促進の指示を行う。	執規 第22条の2	契 第11条	標仕1.2.1
(3) 工期の変更に係る資料整理	契約書の規定に基づく工期変更の協議に当たり、受注者から提出された変更工程表、変更日数根拠等の資料を整理し、内容の妥当性を確認する。	執規第30条	契 第21条 契 第23条	標仕1.1.10

別記「監督業務の内容 建築・設備工事編」

項目	業務内容	静岡県 工事執行規則 関連条項	静岡県 工事請負 契約約款 関連条項等	建築工事 標準仕様書 関連条項等
4 契約担当者への報告				
(1) 工事の中止及び工期の検討及び報告	<p>工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められたときは、中止期間を検討し、契約担当者へ報告する。</p> <p>受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し、契約担当者へ報告する。</p>	<p>執規 第29条の2</p> <p>執規 第30条</p>	<p>契 第20条</p> <p>契 第21条</p>	<p>標仕1.1.9</p> <p>標仕1.1.10</p>
(2) 一般的損害の調査及び報告	<p>一般的損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当者に報告する。</p>	<p>執規 第34条</p>	<p>契 第27条</p>	
(3) 天災、その他の不可抗力による工事出来形部分等の損害の調査及び報告	<p>天災、その他の不可抗力による損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、確認結果を契約担当者へ報告する。</p>	<p>執規 第36条</p>	<p>契 第29条</p>	<p>標仕1.3.10</p>
(4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	<p>損害額の負担請求内容を審査し、契約担当者へ報告する。</p> <p>工事の施工に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約担当者へ報告する。</p>	<p>執規 第36条</p> <p>執規 第35条</p>	<p>契 第29条</p> <p>契 第28条</p>	<p>標仕1.3.10</p>
(5) 部分使用の確認及び報告	<p>部分使用を行う工事目的物の確認を行い、受注者と協議し、契約担当者へ報告する。</p>	<p>執規 第41条</p>	<p>契 第33条</p>	
(6) 中間前金払請求時の出来高確認及び報告	<p>中間前金払の請求があった場合は、工期、出来高等を確認し、契約担当者へ報告する。</p>	<p>執規 第42条</p>	<p>契 第34条</p>	
(7) 部分払(出来形確認請求)時の出来形の審査及び報告	<p>出来形確認請求があった場合は、内容を審査の上、出来形歩合調書を作成し、契約担当者へ報告する。</p>	<p>執規 第45条</p>	<p>契 第37条</p>	<p>標仕1.6.1</p>
(8) 工事関係者に関する措置請求	<p>現場代理人が、その職務の執行につき著しく不相当と認められる場合は、契約担当者へその措置請求を行う。</p>	<p>執規 第23条</p>	<p>契 第12条</p>	<p>昭和60年1月6日付け「天災その他の不可抗力により工事出来形部分等に損害を生じた場合における事務の取扱いについて」</p>
(9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	<p>工事執行規則第52条第1項及び第53条第1項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当者に対して措置要求を行う。</p> <p>受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当者へ報告する。</p> <p>契約が解除された場合は、出来形部分に関する調書を作成し、契約担当者に報告する。</p>	<p>執規 第52条</p> <p>執規 第53条</p> <p>執規 第54条</p> <p>執規 第55条</p>	<p>契 第43条</p> <p>契 第43条の2</p> <p>契 第44条</p> <p>契 第47条</p> <p>契 第45条</p> <p>契 第49条</p>	<p>平成21年3月31日付け「建設工事請負代金の部分払の取扱いについて」</p> <p>昭和45年9月21日付け「出来形歩合調書について」</p>

別記「監督業務の内容 建築・設備工事編」

項目	業務内容	静岡県 工事執行規則 関連条項	静岡県 工事請負 契約約款 関連条項等	建築工事 標準仕様書 関連条項等
5 その他				
(1)現場発生品の処理	工事現場における発生品は、品質、規格、数量等を確認し、その処理方法を指示する。			標仕1.3.8
(2)建設副産物の適正処理状況等の把握	建設副産物を搬出する工事については、産業廃棄物管理票(マニフェスト)等により、適正に処理されているか把握する。 また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事については、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。			標仕1.3.8
(3)地元対応	地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し、必要な措置を行う。			
(4)関係機関との協議・調整	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。			
(5)臨機の措置	災害防止、その他工事の施工上、特に必要と認めるときは、受注者に対して臨機の措置を求める。	執規 第33条	契 第26条	標仕1.3.10
(6)事故等に対する措置	事故等が発生したときは、速やかに状況を調査し、所属長又は主務課長等に報告する。			営繕工事事故等対応マニュアル(経済産業部営繕企画課) 工事事故対応マニュアル(くらし・環境部建築住宅局)
(7)「施工プロセス」チェックリストの整備	監督員は、「施工プロセス」チェックリストに、監督の実施状況を記録し整備する。		静岡県建設工事成績評定要領運用通知	建築・設備工事成績評定要領
(8)検査申請	担当監督員は、次のいずれかに該当するときは、工事検査申請手続きを行う。 (1)完成届出書を受理したとき (2)出来形確認請求書を受理したとき (3)契約の解除の通知をし、又は解除の通知を受けたとき (4)中間検査申請書を受理したとき	執規 第39条	契 第31条 静岡県建設工事検査要領	
(9)工事成績の評定	監督員は、工事が完成したときは、静岡県建設工事成績評定要領に基づき工事成績の評定を行う。		静岡県建設工事成績評定要領及び同運用通知	
(10)工事完成検査等の立会い	工事の完成、出来形、中間の各検査時は、原則として監督員等(総括監督員、主任監督員、担当監督員等)が立会う。		静岡県建設工事検査要領	
参考資料	別添「執行規則に基づく監督業務の内容」			

公共建築工事標準仕様書以外の仕様書を適用する工事については、適用される仕様書の規定を遵守する。

(注)「執規」は静岡県工事執行規則をいう。

(注)「契」は静岡県建設工事請負契約約款をいう。

(注)「標仕」は公共建築工事標準仕様書をいう。

執行規則に基づく監督業務の内容

第9条 関連工事の調整（約款第2条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項（前段）契約担当者は、受注者の施工する建設工事及び契約担当者の発注に係る第三者の施工する他の建設工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。</p>	<p>主任監督員から報告を受けた場合において、工期及び請負代金額を変更し、又は工事を打ち切る等の必要が生じる場合には、契約担当者に報告しなければならない。</p>	<p>担当監督員から報告を受けたときは、第三者の施工する工事と両方の工程、その他必要な事項を調整し、総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>当該工事が、契約担当者が発注した第三者の施工する他の工事と関連し工事の進捗に支障を及ぼすと認められるときは、主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第1項（後段）この場合においては、受注者は、契約担当者の調整に従い、第三者の行う建設工事の円滑な施工に協力しなければならない。</p>	<p>「必要があるとき」とは、受注者又は発注者から工事を請け負っている第三者のいずれかの申し出があった場合のほか、発注者が工事全体の円滑な施工のため必要と判断したときも含むものである。</p> <p>「調整」の内容は、工事の関連する態様により多様であり、その程度も一律でないが、単純に言えば、受注者及び他の工事を施工する第三者（この第三者についても、この約款に基づいて契約していることが当然予想されるので、当該契約において調整に従わなければならないことになる。）の工事の実施工程、施工方法等について、必要な範囲内における調整をすることである。また、一方の工事が遅延したため、他方の工事にも影響が生ずる場合には、他方の工事の促進を図ることも含まれると解する。</p> <p>受注者は、発注者の調整に従い、第三者の施工する工事の円滑な施工に協力しなければならないが、この調整に従ったことを理由として請負代金額の変更、又は必要とした費用を発注者が負担することを要求することはできないと解する。</p>

第13条 権利義務の譲渡等（約款第5条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>請負契約により生ずる義務はもとより、権利についても受注者が加入している事業協同組合から制度的に建設工事の施工に必要な資金を借り入れるため、請負代金請求権を当該組合に譲渡する場合のほかは、原則として第三者に対して譲渡することを承諾しないこと。</p>				<p>第1項 受注者は、請負契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、契約担当者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>第2項 受注者は、工事的物、工事材料（工事製品を含む。以下同じ。）のうち第24条第2項の検査に合格したもの及び第45条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、契約担当者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>第3項 受注者は、請負代金の請求権の譲渡について承諾を得ようとするときは、様式第7号による建設工事請負代金請求権譲渡承諾（変更承諾）申請書を契約担当者に提出しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p>	<p>発注者の書面による承諾のない限り禁止される受注者の処分行為は、譲渡、貸与及び抵当権等の担保の目的に供することである。</p> <p>工事材料については、貸権譲渡担保等の目的に供することが、その他の担保の目的に供することに該当する。</p>

第14条 一括委任又は一括下請負の禁止（約款第6条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
				<p>第1項 受注者は、建設工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。</p>	<p>建設業法第22条第3項において、受注者があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には、一括下請負の禁止が適用除外されているが、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第14条において、公共工事については適用除外されていない。</p> <p>一括下請負とは見なされない「受注者がその下請工事の施工に実質的に関与しているもの」とは、受注者が自ら総合的に企画、調整及び指導（施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事使用材料等の品質管理、下請負人間の施工調整、下請負人に対する技術指導、監督等）の全ての面において主体的な役割を果たしていることをいい、単に現場に技術者を置いているだけでは、実質的に関与しているとはいえない。</p>

第15条 下請負人の通知（約款第7条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>（執行規則の運用第6下請負人に関する通知の請求） 一次のいずれかに該当するときは受注者に対し、下請負人に関する事項を通知させること。</p> <p>（1）一括下請負に付している疑いがあるとき</p> <p>（2）下請負人が工事の施工又は管理について不適当であると認められるとき</p> <p>（3）上記各号に掲げる場合のほか、契約担当者が特に必要と認めるとき</p>	<p>受注者に対して下請負人に関する通知の請求をし契約担当者に報告しなければならない。</p>	<p>契約担当者から報告を受けたときは、速やかに事実関係を調査し受注者としての監督を徹底するよう受注者に指示するものとする。</p> <p>なお、指示しても徹底しない場合には総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>指示事項が下請負人に徹底しない等、監督行為が円滑に行われず工事の全部又は大部分を一括して委任又は下請負人に対して疑いがあるときは、主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第1項 契約担当者は、第14条の規定による請負の禁止に違反する疑いがあると認めるときは、下請け契約を締結した請負者に対し、次に掲げる事項の通知を請求することができる。</p> <p>（1）下請負人の住所及び商号 （2）下請契約の内容 （3）下請負人が請け負った工事に係る建設業の種類並びに当該建設業の許可の年月日及び許可番号</p> <p>※平成10年6月19付け、管第149号「中小建設業者の受注機会の確保等について（通知）」により、当分の間、下請負通知書を全ての工事から徴取。</p> <p>第2項 請負者は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく、様式第8号による下請負人通知書により契約担当者に通知しなければならない。</p>	<p>発注者が受注者に通知を求められることができる「その他必要な事項」とは、例えば、下請負者の住所、施工実績等の施工能力、当該下請負人が担当する工事内容、現場代理人の名称、主任技術者の名称等であり、発注者の必要に応じて定めることができる。</p> <p>なお、本規定とは直接関係ないが、建設業法第24条の7に基づく施工体制台帳の記載事項が参考となろう。</p>
<p>平成30年7月 執行規則の運用 から削除</p>					

第16条 特許権等の使用（約款第8条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項（後段）ただし、契約担当者が、その工事材料及び施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、その存在を知らなかったときは、契約担当者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。</p>	<p>主任監督員の報告が妥当である場合には契約担当者に報告しなければならない。</p>	<p>担当監督員から「その存在を知らなかった」との報告を受けたときは、立証方法を検討し、受注者の知悉を立証できなときは、その使用に要した費用を積算し、総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>その施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象のある旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知っていたことを、立証できないときは主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第1項（前段）受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法律に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料及び施工方法等（仮設、施工方法その他工事的目的物を完成するために必要な一切の手段をいう。以下同じ。）を使用するときは、その責任を負わなければならない。</p>	<p>特許権等の第三者の権利の対象になっている工事材料、施工方法等を使用するときは、原則として受注者がその使用に関する一切の責任を負う。</p> <p>受注者は、契約約款第1条第3項の規定により、設計図書に指定がない場合には、施工方法等（仮設、施工方法その他工事的目的物を完成するために必要な一切の手段）を定めなければならない。また、工事材料についても、設計図書に指定がない場合には、受注者が決定することとなる。このため、受注者が自ら選択した施工方法等については、受注者自身がその責任を負い、特許権等の使用料を負担するのは当然と見えよう。</p> <p>なお、契約に係る工事を実施するためには、第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することが不可欠である場合には、発注者は、設計図書において指定すべきである。</p> <p>ただし、受注者に選択権がない場合、すなわち、発注者が工事材料、施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の第三者の権利の対象である旨の明示がないときは、原則として、発注者が使用に関して要した費用を負担しなければならない。これは、原因者に負担を帰したものである。</p> <p>この場合であっても、受注者が第三者の権利の存在を知っていたときには、受注者が負担すべきものとされる。これは、原因者（工事材料、施工方法等の選択者）負担主義を公平の観点から修正したものである。</p> <p>したがって、「受注者がその存在を知らなかったときに初めて、発注者に費用の負担義務が発生すると解すべきでなく、むしろ、発注者が受注者の知悉を立証したときに発注者の負担義務が免責されると解すべきである。</p>

第18条 自主施工の原則（約款第1条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
			<p>仮設工事については、仮設費積算基準により行うものとする。なお、指定仮設の施工については、受注者に資料の整理をさせなければならない。</p>	<p>第1項 施工方法等については、請負契約等において特に定める場合を除き、受注者がその責任において定めるものとする。</p> <p>契約約款第1条第3項 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。</p>	<p>約款第1条第3項は、施工方法等については、原則として、受注者がその責任において定めることを明らかにし、施工主体として受注者の自主性を明文で保証したものである。したがって、発注者は、工事の特殊性、安全確保等のために必要がある場合には、設計図書において、施工方法等を指定することができるが、設計図書に施工方法等の指定をしない場合には、受注者は、自己の責任において施工方法等を選択するものとし、発注者が施工方法等について注文を付けることは許されない。このため、契約後に施工方法等の選択について発注者が注文を付ける必要が生じた場合には、発注者は、第21条の手続きに従って設計図書を変更して、必要な施工方法等の指定をしなければならない。</p> <p>一方、受注者に自主的な選択権が認められた結果、発注者の指定の施工方法等については、仮に受注者が実際に用いた施工方法等がかなり高額なものであっても、請負代金額の変更等の対象とはならない。</p> <p>また、受注者が他の施工方法等を選択すれば工期内に完成することができたのに、ある特定の施工方法等を選択したために工期内に完成できない場合には、受注者の責に帰すべき事由による履行遅滞として発注者の損害金請求権、解除権等が発生する。また、他の施工方法等を選択すれば第三者損害を防ぐことができたのに、受注者が特定の施工方法等を選択したことにより損害を及ぼしたときは、発注者が専門的知識・経験に照らして必要な指図をすべきであるのに、指図をしなかったときは別として、発注者は被害者に対して注文者としての責任は負わず、また、受注者との関係では、受注者は、自己が被害者に賠償した費用を発注者に請求することはできない。</p>

第19条 建設工事の着手（約款なし）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
		<p>担当監督員から報告を受けたときは、速やかに着手するよう受注者に指示しなければならない。</p>	<p>受注者が工事に着手しないときは、主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第1項 受注者は、請負契約締結後、速やかに、建設工事に着手しなければならない。</p>	

第20条 工程表、工事工程月報及び請負代金内訳書（約款第3条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>約款第3条第2項 契約担当者は、工程表について直ちにその内容を審査し、不相当と認めるときは、受注者に訂正を求めるものとする。</p> <p>（執行規則の運用 第7 工程表） 工事の管理は工程表により行うが、請負代金の額が500万円に満たない建設工事（以下「小額工事」という。）であって契約担当者が特に工程表による必要がないと認めるものについては、受注者又は現場代理人との打合せに基づき工程を管理することができるものとする。</p> <p>（執行規則の運用 第8 工事工程月報） 工期が1ヶ月を超える建設工事の進捗状況の把握は、工事工程月報により行うが、小額工事であって契約担当者が特に工事工程月報による必要がないと認めるものについては、受注者に対しその提出を省略させることができるものとする。</p>	<p>契約額6,000万円以上の建設工事の工程表を決裁する。</p>	<p>担当監督員から工程表について報告を受けたときは、決裁し報告する。</p> <p>ただし、契約金額が6,000万円以上の場合には総括監督員に報告するものとする。</p> <p>工事工程月報が提出されたときは、審査し工程管理を行わなければならない。</p> <p>工程が10%以上遅れているときは、対策を講じなければならない。</p> <p>工事工程月報の受理は主任監督員とする。</p>	<p>受注者より工程表が提出されたときは、速やかに審査し、意見を付し主任監督員に報告するものとする。</p>	<p>第1項 受注者は、請負契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて様式第9号による工程表を作成し、契約担当者に提出しなければならない。</p> <p>第2項 受注者は、工期が1ヶ月を超える建設工事については、毎月10日までに様式第10号による工事工程月報に前月末における建設工事の進捗の状況を記載し、契約担当者に提出しなければならない。</p> <p>第3項 受注者は、契約担当者から請求があった場合においては、請負契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて請負代金内訳書を作成し、契約担当者に提出しなければならない。</p>	

第21条 監督員（約款第9条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 契約担当者は、監督員を置いたときは、その者の氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。</p> <p>第3項 契約担当者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を受注者に通知しなければならない。</p> <p>第5項 契約担当者が監督員を置いたときは、この規則に定める請求、通知、報告、承諾及び解除であって受注者が契約担当者に対して行うものについては、第23条第4項の規定による請求を除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては監督員に到達した日をもって契約担当者に到達したものとみなす。</p> <p>第6項 契約担当者が監督員を置かないときは、この規定に定める監督員の権限は、契約担当者に帰属する。（執行規則の運用 第9 監督員の氏名等の通知）</p> <p>(1) 監督員の氏名等の通知は、書面により行うが、小額工事であって契約担当者が特に書面による必要がないと認めるものについては、口頭で通知することにより、これに代えることができるものとする。</p> <p>(2) 監督員の氏名等の書面による通知は、別紙様式1により行うものとする。</p> <p>(執行規則の運用 第10 監督員の指示又は承諾)</p> <p>監督員の指示又は承諾は書面で行うが、時間的余裕のない緊急の場合等には、口頭によりできるものとする。</p>	<p>第2項 監督員は、各本条に特別の定めがある場合を除くほか、次に掲げる権限を有し、請負契約の定めるところにより、これを行つてはならない。</p> <p>(1) 請負契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議</p> <p>(2) 設計図書に基づく工事の施工ための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾</p> <p>(3) 設計図書に基づく工程の管理、工事の施工への立会い、工事の施工の状況の検査又は工事材料の検査（確認を含む。第24条第2項及び第3項において同じ。）</p> <p>第4項 第2項の規定による監督員の権限のうち指示又は承諾は、第10項第7項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。</p>	<p>主任監督員の報告に対し明らかに判断のつくものについては、第23条第4項の規定による請求を除き、監督員を経由して行うものとする。</p>	<p>担当監督員から報告を受けたときは、明らかに判断のつくものについては総括監督員に報告するものとする。</p>	<p>第2項 (1)、(2)、(3)号について、担当監督員は監督を行うに必要な諸基準により、明らかに判断のつくものについては受注者に指示、承諾又は協議を行うものとし、その他については主任監督員に報告するものとする。</p>	<p>「監督員」とは、通常、工事が施工されるときは、発注者が直接工事現場において監督を行うことは少なく、発注者は、請負契約の適正な履行を確保するために、発注者の職員又は外部の者を監督員として置き、工事の施工、工事材料の調査、立会いを行わせることが通例である。このように施工途中での監督を行うのは、建設工事はその性質上、工事完成後に施工の適否を判定することが困難であり、また仮に不適当であることを発見できても、それを修復するには相当の費用を要する機会が多く、施工の段階で逐次監督することが合理的であるとの考えによるものである。</p> <p>本条は、このような考え方のもとに、発注者は、監督員を置くことができることとし、監督員を置かない場合には、監督員の権限は、発注者に帰属することを第6項において確認的に定めている。そして、第1項は、監督員を置く場合には、監督員の氏名を受注者に通知しなければならないこととしている。</p> <p>本条は、このような理由により監督員を置くことにしたものであるが、一方、監督員の監督行為は、必要最小限度にとどめ、受注者の自主的な工事の施工を確保する趣旨から、監督員の権限の範囲を明確にしたものである。</p> <p>監督員が有する権限は、約款において大略次の3つに分けることができる。</p>

第22条 主任技術者、現場代理人等（約款第10条）

契約担当者	監督員の業務		受注者	備考
	総括監督員	主任監督員 担当監督員		
		<p>担当監督員から主任技術者、現場代理人等の通知を受理したときは、主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>受注者か、主任技術者、現場代理人等の通知を受けたときは、主任監督員に報告しなければならない。</p> <p>第1項 受注者は、次の各号に掲げるいずれかの者の氏名等を様式第11号による主任技術者等通知書により契約担当者へ通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) 主任技術者（法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 専任の主任技術者（法第26条第3項の規定により専任のものでなければならない主任技術者をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 専任の監理技術者（法第26条第4項の規定により選任された専任のものでなければならない監理技術者をいう。以下同じ。）</p> <p>第2項 受注者は、次に掲げる者を置いたときは、その者の氏名等を様式第11号による主任技術者等通知書により契約担当者へ通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) 現場代理人</p> <p>(2) 専門技術者（法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者）</p> <p>第3項 現場代理人は、請負契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、第23条第1項の規定による請求の受理、同条第3項の規定による決定及び通知、同条第4項の規定による請求並びに同条第5項の規定による通知の受理、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領並びに請負契約の解除に係る権限を除き、この規定に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。</p>	<p>「現場代理人」とは、請負契約の確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理する者として工事現場に置かれる受注者の代理人であり、工事現場に常駐することとされている。</p> <p>「主任技術者、監理技術者」とは、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、法第26条第1項又は第2項の規定により配置が義務づけられている技術者である。</p> <p>このうち、監理技術者は、下請契約の請負金額の額（下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が3,500万円（建築一式工事である場合においては7,000万円）以上になる場合において、受注者たる特定建設業者が配置しなければならないとされる法第15条第2項の基準を充足する技術者である。主任技術者とは、その他の建設工事の現場に配置すべきものとされる同法第7条第2号の基準を充足する技術者である。</p> <p>「専門技術者」とは、受注者が建築一式工事又は土木一式工事を施工する場合において、その一式工事の一部である専門工事を自ら施工しようとするときに、又は専門工事を施工する場合において自らそれらに付帯する他の建設工事を施工しようとするときに建設業法上配置することが要求されている技術者である。（法第26条の2）</p> <p>「常駐」とは、当該工事のみを担当しているだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在することを意味するものであり、発注者又は監督員との連絡に支障をきたさないことを目的としたものである。</p> <p>「運営、取締り」とは、請負契約に基づく工事の施工に関し、受注者において行う工事現場に関するすべての管理行為を指すものとし、受注者の適正な施工又は管理が確保できない場合には、直接技術者や下請負人等に対して必要な措置をとることを請求できるものと解する。したがって、工事の施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理その他の管理行為のほか、工事現場の風紀の維持等もこれに含まれる。</p> <p>（執行規則の運用第11 主任技術者、現場代理人等の通知及び現場代理人の常駐義務）主任技術者又は監理技術者、現場代理人及び専門技術者の氏名は、書面により通知させるが、</p>

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
				<p>第4項 受注者は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により現場代理人が行使できるとされた権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を契約担当者に通知しなければならない。</p> <p>第5項 現場代理人、主任技術者又は専任の監理技術者及び専門技術者は、兼ねることができる。</p>	<p>小額工事であつて契約担当者が特に書面により通知させる必要がないと認めるものについては、口頭で通知させることにより、これに代えることができるものとする。</p> <p>現場代理人の常駐義務の緩和は、「県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和の試行について」等の通知に基づくほかは、原則として承諾しないこと。</p>

第22条の2 履行報告（約款第11条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>（執行規則の運用 第12 履行報告） 契約の履行についての報告とは、過去の履行状況についての報告も含むものであること。</p>				<p>第1項 受注者は、様式第12号による工事記録簿に必要な事項を記録し、監督員が指示したときはこれを提示しなければならない。</p> <p>第2項 前項の規定によるほか、受注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について契約担当者に報告しなければならない。</p>	<p>本条の規定により設計図書で定めている履行報告の例としては、施工計画書、実施工程表、工事打合せ書、建設機械使用実績報告書等がある。このうち、施工計画書は、工事目的物を完成するために必要な手順、施工方法等を記したものであり、計画工程表、現場組織表、安全管理、指定機械、主要資材、施工方法等、施工管理計画、緊急時の体制及び対応、交通管理、環境対策、現場作業環境の整備、再生資源の利用の促進等の事項を含むものである。一般的には、受注者は、準備工事を開始する前に施工計画書を発注者に提出することとなっている。</p>

第23条 工事関係者に関する措置請求（約款第12条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 契約当事者は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは専任の監理技術者又は専門技術者と兼務する現場代理人にあつては、これらの職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認めるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>第2項 契約当事者又は監督員は、主任技術者又は専任の監理技術者、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）、下請負人、労働者その他受注者が工事を施工するために使用している者で工事の管理又は施工につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>第5項 契約当事者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求があつた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。</p>	<p>主任監督員より報告を受け、著しく不相当である客観的妥当性が立証される場合には、書面をもって受注者に必要な措置をとるよう求めるものとする。</p>	<p>担当監督員より報告を受けたときは、事実関係を調査し総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>建設工事の施工について、不相当である工事関係者がある場合にはその事由を付して主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第3項 受注者は、前2項による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に契約当事者に通知しなければならない。</p> <p>第4項 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、契約当事者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p>	<p>「著しく不相当と認められる」ためには、客観性がなければならない。単に発注者が主観的に著しく不相当と認めても、本項の対象にはならない。</p> <p>たとえば、品行が悪いというようなことのみでは本項の対象となるものではないが、それが、工事現場周辺に悪影響を及ぼし、ひいては工事の施工が有形無形の影響を受ける場合等には、本条の対象となると考える。</p> <p>「必要な措置」は、是正措置の指示のほか、その程度に応じて交替を含むものである。また、監督員は第21条第2項第1号に基づいて受注者又は現場代理人に対して、技術者や下請負人等に施工又は管理について指示することができるが、第2項は、このような指示を行つても十分な効果が見られず、技術者や下請負人等の適正な施工又は管理が確保できない場合には、受注者に対して必要な措置をとることを請求できるものとする。</p>

第24条 工事材料の品質、検査等（約款第13条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
	<p>第1項 工事材料は、設計図書に定める品質を有するものを使用しなければならない。ただし、設計図書にその品質の定めのない場合にあっては、中等の品質を有する工事材料を使用するものとする。</p> <p>第3項 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に検査を行わなければならない。</p>	<p>1. 主任監督員又は担当監督員は、使用承諾し検査を受けて使用すべきものとされた工事材料が現場に搬入された場合には、形状、寸法、数量等の検査を行うものとする。</p> <p>2. 工事材料検査を行ったときは、受注者に材料検査簿に記入させ検印しなければならない。</p>		<p>第2項 受注者は、設計図書において監督員の検査を受けて使用すべきものとされた工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。</p> <p>第4項 第2項の検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。</p> <p>第5項 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。</p> <p>第6項 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場</p>	

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
				外に搬出しなければならない。 第7項 受注者は、主要な工事材料で完成検査を受ける際に外部から明視することができないものについて第2項の検査を受けたときは、様式第13号による材料検査簿にその状況を記入し、監督員の検印を受けるものとする。	

第25条 監督員の立会い、見本等の整備等（約款第14条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
	<p>第4項 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に立会い又は見本検査を行わなければならない。</p> <p>第5項 前項に規定する期間内に、監督員が正当な理由なく立会い又は見本検査を行わないため、その後の工程に支障を来たすときは、受注者は、監督員に通知した上で、立会い又は見本検査を受けることなく、当該工事材料を調査して使用し、又は当該工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事を適切に行ったことを証する見本等を整備し、監督員の請求があったときは、整備した見本等を当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。</p>			<p>第1項 受注者は、設計図書において監督員立会いの上調合し、又は調査について見本検査を受けるものとされた工事材料については、立会いを受けて調査したもの又は見本検査に合格したものを使用しなければならない。</p> <p>第2項 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものとされた工事については、立会いを受けて施工しなければならない。</p> <p>第3項 受注者は、前2項に規定するもののほか、設計図書において見本、工事の写真その他の記録（以下「見本等」という。）を整備すべきものとされた工事材料の調査又は工事を施工をするときは、設計図書に定めるところにより見本等を整備し、監督員の請求があったときは、整備した見本等を当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。</p> <p>第6項 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本等の整備に直接必要な費用は、受注者の負担とする。</p>	<p>建設工事の施工にあたっては、工事材料の品質が工事目的物の良否を決める重要な要素であると同時に、具体の工事の施工の良否もまた工事目的物の良否を決める重要な要素である。したがって、工事材料の検査と同時に、具体の工事の施工にあたっては、受注者の自主的な施工管理に期待しつつ、監督員が立会い等を行って適正な施工の確保に努めるのが一般的な方法である。</p> <p>また、公共工事の施工に当たっては、監督員が立会い等により適正な施工の確保に努めるとともに、工事が完成した場合において発注者の定める検査職員が完成の確認のための検査を行うのが通例であり、本約款においても第31条第2項に規定しているところである。</p> <p>このように適正な施工を確保するために様々な方法がとられているが、工事完成後に検査職員が検査を行う場合においては、工事内容が外面から判断し得ない部分が多いため、施工中の監督員の立会いや工事記録の整備が重要な意味を持つことになる。</p>
		<p>担当監督員から立会いできないとの報告を受けたときは、自ら立会いしなければならない。</p> <p>立会いが困難な場合には受注者に対し資料を提出させ確認するものとする。</p>	<p>受注者の求めに応じて立会いし、設計図書及び諸基準に基づき工事を施工させなければならない。</p> <p>また、立会いできない場合には主任監督員に報告しなければならない。</p>		

第26条 支給材料及び貸与品（約款第15条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 契約担当者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格、又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。</p> <p>第6項 契約担当者は、受注者から第3項又は前項の規定による通知を受けた場合においては、当該支給材料又は貸与品に代えて他の支給材料又は貸与品を引き渡さなければならない。ただし、既に引き渡した支給材料又は貸与品を使用することによっても工事の目的を達成することができるものと認められる場合にあつては、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求することができる。</p> <p>第7項 契約担当者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。</p>	<p>総括監督員は主任監督員より報告を受けたときには、契約担当者に報告しなければならない。</p>	<p>第2項 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、県の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。</p> <p>主任監督員は担当監督員より報告を受けたときには、審査し総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>① 設計図書で支給されることになっている工事材料又は貸与品について、品名、数量、品質、規格等受注者立会いの上検査して引渡すものとする。引渡しが完了したときには、受注者より受領書を提出させ主任監督員に報告しなければならない。</p> <p>② 支給材料又は貸与品が使用できない場合又は変更する必要がある場合には主任監督員に報告しなければならない。</p> <p>③ 支給材料又は貸与品が返還されたときは、主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第3項 前項の規定による検査の結果、受注者は、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適當でないとき認めるときは、その旨を直ちに契約担当者に通知するとともに、その引渡しを拒むことができる。</p> <p>第4項 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、契約担当者を受領書又は借用書を提出しなければならない。</p> <p>第5項 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の規定による検査によっては発見することが困難であつた隠れたかしがあり使用に適當でないとき認めるときは、その旨を直ちに契約担当者に通知しなければならない。</p> <p>第8項 受注者は、引渡しを受けた支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p> <p>第9項 受注者は、設計図書に定めるところにより、建設工事の完成、設計図書の変更等によって不用となつた支給材料又は貸与品を契約担当者へ返還しなければならない。</p> <p>第10項 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となつたときは、契約担当者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。</p> <p>第11条 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に定められていないときは、その使用方法につき監督員の指示に従わなければならない。</p>	

第26条の2 工期等の変更及び費用の負担（約款なし）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 前条第6項及び第7項の場合において、当事者は必要に応じ工期又は請負代金額を変更し、県は受注者に生じた損害につき必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>第2項 前項の規定による変更後の工期又は請負代金額は、当事者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、契約当事者が定め、受注者に通知する。</p> <p>第3項 前項の規定による協議の開始の日（以下「変更協議開始日」という。）については、契約当事者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、契約当事者が、工期又は請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に変更協議開始日を通知しない場合には、受注者が変更協議開始日を定め、契約当事者に通知することができる。</p> <p>第4項 第1項の必要な費用の額は、当事者が協議して定める。</p>					

第27条 設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等（約款第17条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第2項 第26条の2の規定は、前項に規定する不適合が監督員の指示その他契約当事者の責めに帰すべき事由によって生じた場合に準用する。</p>	<p>主任監督員より報告を受けたときは、受注者に修補を命令しなければならない。</p> <p>また、修補の取扱は検査要領における「修補取扱基準」に準ずる。</p>	<p>担当監督員から報告を受けたときは、調査し意見を付して総括監督員に報告しなければならない。</p> <p>修補が完了したときは、主任監督員が確認し、総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>① 第3項の規定により違反したことが明らかな場合と判断されたときには、主任監督員に報告しなければならない。</p> <p>② 第4項の規定により設計図書に適合しないと認められ</p>	<p>第1項 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。</p> <p>第5項 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。</p>	

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
			るときは、主任監督員に報告しなければならない。 ③ 修補が完了したときは、受注者から修補完了届出書を提出させ、主任監督員に報告しなければならない。		

第28条 条件変更等（約款第18条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第3項 契約当者は、受注者の意見を聴いて、前項の調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期限内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。</p> <p>第4項 前項の規定によりとりまとめられた調査の結果において、第1項各号に掲げる事実が確認された場合で、必要があると認められるときは、契約当者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。ただし、同項第4号又は第5号に掲げる事実が確認されその結果設計図書を変更する場合（工事目的物の変更を伴わない場合に限る。）には受注者と協議して行う。</p> <p>第5項 第26条の2の規定は、前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合に準用する。</p>	<p>第2項 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを受けずに行うことができる。</p> <p>主任監督員の報告を受けたときは、判断可能なものは指示し、その他については契約当者に報告しなければならない。</p> <p>担当監督員より第1項の調査結果について報告を受けたときは、この規定の全般の趣旨からみて再調査等事実の確認、あるいはとりあえずの工事の中止、応急措置等の指示を与えるものとするが内容が重要なものについては総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>① 第1項の確認を求められたときは、速やかに調査を行い、諸基準により明らかに判断のつくものは受注者に指示するものとし、その他については主任監督員に報告しなければならない。</p> <p>② 第1項の報告の結果、工事内容の変更又は、設計図書の訂正を行う必要がある場合には、第29条第1項及び第2項を準用し、「設計変更事務処理要領」に基づき、変更指示書又は変更設計書を提出しなければならない。</p>	<p>第1項 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p> <p>(1) 設計図書が相互に一致しないこと（設計図書に優先順位が定められている場合を除く。）</p> <p>(2) 設計図書に誤びゆう又は脱漏があること。</p> <p>(3) 設計図書の表示が明確でないこと。</p> <p>(4) 工事現場の形状、地質、ゆう水等の状態、施工上の制約その他の設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。</p> <p>(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予測することのできない特別の状態が生じたこと。</p>		

第29条 設計図書の変更（約款第19条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 契約当事者は、必要があると認めるときは、その内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。</p> <p>第2項 第26条の2の規定は、前項の規定による設計図書の変更が行われた場合に準用する。</p>	主任監督員より報告を受けたときは、判断可能なものは指示し、その他については契約当事者に報告しなければならない。	担当監督員から報告を受けたときは、内容を検討し、又は必要に応じて調査を行い意見を付して総括監督員に報告しなければならない。	設計図書を変更し、工期及び請負代金額を変更する必要がある場合には、主任監督員に報告しなければならない。		<p>「設計図書の変更」 公共工事の発注者は、工事の目的物の目的、構造、仕様等を十分検討した後設計を行い、請負契約を締結すべきであるが、工事の施工途中においてその意思、判断を変更せざるを得ない事態が生ずることもある。その場合には、発注者は、前条で述べた工事の施工条件等とは異なり、自らの意思で設計図書を変更しなければならないこととなる。</p> <p>このように、発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更を行うことができるが、この場合には、設計図書の変更内容を書面をもって受注者に通知しなければならない。また、「必要があると認める」か否かは、発注者の自由な判断であり、その理由を受注者に示す必要がないし、受注者の意思が入る余地もない。同時に、変更する設計図書の内容も、発注者の自由な意思により決定されるものと解される。</p> <p>上記のように、発注者は、自己の都合により設計図書を変更することができるが、その場合には、発注者と受注者の契約関係のバランスをとることが要請されるため、工期又は請負代金額の変更を行うのは当然であり、また、設計図書の変更に伴い受注者が被った損害を発注者が負担しなければならないことはいうまでもない。</p>

第29条の2 工事の中止（約款第20条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 工事の用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が建設工事を施工できないと認められるときは、契約当事者は、直ちに受注者に通知して、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。</p> <p>第2項 前項に規定するもののほか、契約当事者は、必要があると認められるときは、受注者に通知して、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。</p>	主任監督員より報告を受けたときは、判断可能なものは指示し、その他については契約当事者に報告しなければならない。	担当監督員から報告を受けたときは、内容を検討し、又は必要に応じて調査を行い意見を付して総括監督員に報告しなければならない。	建設工事の全部又は一部の施工を一時中止し、工期及び請負代金額を変更する必要がある場合には、主任監督員に報告しなければならない。		<p>第1項においては、受注者の責に帰すことができない事由によって工事を施工することができないと認められる場合を2つに分けて規定している。すなわち、第1が「工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」であり、第2が「暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」である。</p> <p>第1の場合には、例えば、発注者の義務である工事用地等の確保（第26条の3）が行われないため施工できない場合、設計図書と実際に施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため（第28条）施工を続けることが不可能と認められる場合など含まれよう。</p> <p>また、第2の場合における「自然的又は人為的な事象」には、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動などの妨害活動等</p>

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
第3項 第26条の2の規定は、契約担当者が、前2項の規定により、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合に準用する。					も含まれよう。また、「工事現場の状態の変動」には、地形等の変動といった物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為といったものも含まれると解する。 第2の場合にも、単に暴風雨等の受注者の帰責事由のない自然的又は人為的な事象が生じただけでは不十分であり、施工できないと認められる状態にまで達していることが必要である。

第30条 請負者による工期の延長の請求（約款第21条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
第3項 第26条の2第2項及び第3項の規定は、第1項の請求があった場合に準用する。この場合において、同条第2項本文中「前項の規定による変更後の工期又は請負代金額」とあるのは「第1項の規定による請求に係る延長後の工期」と、同条第3項ただし書中「工期又は請負代金額の変更事由が生じた日」とあるのは「工期の延長の請求を受けた日」と読み替える。	工期延長請求書を審査し、契約担当者に進達しなければならない。	担当監督員より報告を受けた工期延長請求書を審査するときは、担当する管轄内で当該受注者が複数受注している場合は、それらの工事の進捗状況も併せ審査し、総括監督員に報告しなければならない。	受注者から工期延長請求書の提出を受けたときは、遅滞なく延期理由、変更工程表を審査し、意見を付して主任監督員に報告しなければならない。	第1項 受注者は、天候の不良、第9条による関連建設工事の調整への協力その他の受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に建設工事を完成することができないときは、契約担当者に対し、工期の延長を請求することができる。 第2項 前項の規定による請求は、様式第14号による工期延長請求書に様式第15号による変更工程表を添えて行わなければならない。	「工事遅延事由の一般論」 受注者が工期の満了の日までに工事を完成しなければならないことは、契約上当然のことであるが、種々の事情により定められた工期内に工事を完成させることが困難となる場合がある。このように工事の工期内完成が不可能となる場合は、一般的に次の3つに分類される。 ア) 受注者の帰責事由により工事の着手が遅れ、又は工事の進捗がはかどらない場合 イ) 条件変更、設計図書の変更、前払金等の不払に対する工事中止の場合など契約内容の変更、又は発注者の帰責事由により当初の工期が不適当となる場合 ウ) 天候の不良、発注者が行う関連工事の調整への協力等受注者の責に帰すことができない事由により工事が遅れる場合 以上の工期遅延事由のうち、ア)は、遅延利息の規定（執行規則第50条）の適用を受ける工事遅延であり、工期は延長されない。イ)は、各条項で工期の延長と請負代金額の変更が規定されており、請負代金額の変更を伴う工期延長である。本条は、上記のウ)の場合を規定しており、請負代金額の変更を伴わない工期の変更（いわゆる無償延期）を認める趣旨の規定である。

第31条 契約担当者による工期の短縮の請求等（約款第22条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 契約当事者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮を受注者に請求することができる。</p> <p>第2項 契約当事者は、この規則の定めるところにより工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。</p> <p>第3項 前2項の場合において、当事者は必要に応じ請負代金額を変更し、県は受注者に生じた損害につき必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>第4項 第26条の2第2項及び第3項の規定は第1項又は第2項の規定による請求があった場合及び前項の規定による変更後の請負代金額の決定に、同条第4項の規定は前項の必要な費用の額の決定に準用する。この場合において、同条第2項本文中「前項の規定による変更後の工期又は請負代金額」とあるのは「第1項又は第2項の規定による請求に係る変更後の工期及び前項の規定による変更後の請負代金額」と、同条第3項ただし書中「工期又は請負代金額の変更事由が生じた日」とあるのは「受注者が工期の短縮又は変更の請求を受けた日」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「前項」と読み替える。</p>					<p>工期は、工事の施工に必要な物理的な期間によって定められるものであるが、同時に、完成した構造物の供用面から要請も考慮に加えられている。</p> <p>このように、供用面の要請を考慮にいれ工期は定められているが、公共施設等については、例えば、道路の供用開始時期、公営住宅の入居時期について、当初予定した時期を繰り上げて行うことが行政運営上必要となる場合もあり、それ以外にも事業の執行に関する当初の予定が変更され、早い時期に完成が必要となる場合がある。このような場合には、当然に工事目的物の完成も繰り上げることが必要となり、工期を短縮せざるを得ない。また、同様に、本規則の各条項において工期を延長することが必要な場合において、公共施設等の供用、利用面からの要請により、必要な日数の延長を行うことが困難な場合も生じる。</p> <p>一方、工期は、ほとんどの場合、経済的に最も妥当な速度で工事を施工することを前提にして定められており、これに各季節における気象条件等を考慮して決定するのが通例であるので、ある程度経済性を無視して、あるいは気象条件等の不利を覚悟すれば、短縮を行う余地は残されている。</p> <p>したがって、発注者の行政運営の必要性から工事費の増嵩等をも考慮して、工期の短縮等を行う必要があると判断すれば、受注者も経済的不利益がない限り、これに応じることに問題はないはずであり、そのような趣旨から本条の規定が設けられている。</p>

第33条 臨機の措置（約款第26条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考	
	総括監督員	主任監督員	担当監督員			
<p>第4項 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる費用については、県が負担する。</p> <p>第5項 第26条の2第4項の規定は、前項の規定により県が負担する費用の額の決定に準用する。</p>	<p>第3項 監督員は、災害防止その他建設工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。この場合においては、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。</p>	<p>主任監督員から報告を受けたときは、判断可能なものは指示し、その他については、契約担当者に報告しなければならない。</p>	<p>担当監督員から報告を受けたときは、その措置について判断可能なものは指示し、その他については総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>① 第1項について受注者より臨機の措置をとるに当たって、工期の延長、請負代金額の変更を行う場合、又は臨機の措置につき判断し得ない場合について意見を求められたときには、主任監督員に報告しなければならない。</p> <p>② 受注者の意見を聞く余裕がなく受注者の緊急にとった臨機の措置について報告を受けたときは、主任監督員に報告しなければならない。</p> <p>③ 臨機の措置をとる必要がある場合において、受注者がそれに気付かないとき、又は受注者の判断に誤りがあつて措置をとらない場合には、主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第1項 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらねばならない。</p> <p>この場合において、受注者は、そのとった措置の内容を直ちに監督員に通知するものとする。</p> <p>第2項 前項前段の場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。</p>	<p>「受注者の措置義務」</p> <p>第1項は、災害防止等のための臨機の措置をとるべき義務を有するのは受注者であることを明らかにするとともに、第2項において受注者が「必要があると認めるとき」は、監督員の意見をあらかじめ聴かなければならないことを規定している。</p> <p>この場合の災害の防止等には、前述したとおり、工事目的物、工事材料、仮設物、建設機械器具等に関する被害の防止のほか、工事の施工が第三者に与える損害の防止や工事の施工に従事する労働者の労働災害防止を含むものと解される。</p> <p>受注者が、臨機の措置をとるに当たって「必要があると認める」か否かは、受注者の判断に委ねられており、同時に、監督員の意見を聞く場合に「必要があると認める」か否かも、受注者に委ねられている。しかし、この監督員の意見を聴くかどうかは第4項の費用負担とも関連するものであつて少なくとも、工期の延長あるいは発注者の費用の負担を伴わないようないわば受注者の責任の範囲内において処理しうるものは別として、受注者の責任の範囲を超えるものあるいは受注者がとるべき臨機の措置につき判断し得ないようなものは、監督員の意見を聴くべきであろう。もちろん、監督員の意見を聴くほど余裕のないほど切迫したもの等緊急やむを得ない事情があるときは、監督員の意見を聴くことなく臨機の措置をとることができるときとされている。</p> <p>「監督員の措置請求」</p> <p>第3項は、災害防止その他施工上特に必要があると認められるが、受注者がそれに気付かないとき又は受注者の判断に誤りがあつて措置をとらないときに、監督員は受注者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。</p> <p>この措置の請求は、受注者に対する指示と解され、受注者は、その措置請求が明らかに誤りである等従わないことについて正当な理由がある場合を除いて、これに従わなければならない。</p>

第34条 一般的損害（約款第27条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
	主任監督員から報告を受けたときは、損害額及びその責任について審査し、契約担当者に報告しなければならない。	担当監督員から損害について報告を受けたときは、その損害額及び損害を与えた原因が発注者の責めによるものか、受注者の責めによるものが審査し、総括監督員に報告しなければならない。	工事的目的物の引渡し前に、監督員の指示に基づいて施工したため損害が生じた場合、あるいは設計図書に誤りがあったりしてそのため工事的目的物について損害を生じた場合には、損害額を算定し、主任監督員に報告しなければならない。	第1項 各本条に特別の定めがある場合を除くほか、工事的目的物の引渡しが行われたとみなされる前に工事的目的物又は工事材料について生じた損害その他建設工事の施工に関して生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（「第56条第1項の規定により付された保険等によりてん補される損害（以下「保険てん補部分」という。）を除く。）のうち、契約担当者の責めに帰すべき事由により生じた損害については、県がその費用を負担する。	<p>本条において工事的目的物の引渡し前と規定されたのは、主として工事的目的物に関して生じた損害については、引渡し後は受注者の負担としないことを明らかにするためである。このため、受注者の所有する仮設物、建設機械器具に関する損害など当然に受注者の負担に属する損害は、工事的目的物の引渡し後においても受注者が負担しなければならない。</p> <p>発注者の帰責事由による損害には、例えば、監督員の指示に基づいて施工したため発生した労務者の被害又は工事的目的物等の損壊、支給材料又は貸与品によって生じた工事的目的物の損壊、あるいは、設計図書に誤りがあったため生じた労務者の被害や工事的目的物の損壊などが含まれよう。</p> <p>なお、損害が発注者及び受注者の双方の責により生じた場合の発注者の負担となるのは、損害のうち発注者の責に帰すべき事由により生じた部分に限られる。</p> <p>したがって、例えば、損害の発生原因は発注者にあるが、発生後受注者が善良な管理者の注意を怠りたらずらに損害を拡大したような場合は、損害の負担は、発注者及び受注者の双方がそれぞれ妥当な部分を分担すべきである。このように、発注者の帰責事由と発注者以外の帰責事由（受注者の帰責事由を含む。）があいまって損害が発生した場合には、それぞれの帰責事由が損害に寄与した割合に応じて、発注者と受注者が損害を負担することとなる。それぞれの帰責事由が損害に寄与した割合の決定方法については本約款には明文の規定はないが、協議によって解決すべきと解する。</p>

第35条 第三者に及ぼした損害等（約款第28条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
	<p>工事の施工に伴い、第三者に騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により損害が及ぶおそれがある場合には、事前に調査を行わなければならない。</p>			<p>約款第28条第1項 工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。</p> <p>同条第2項 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。</p> <p>同条第3項 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。</p>	<p>約款第28条第1項は、通常避けることが可能な第三者に与えた損害については、受注者が損害を賠償しなければならないという大原則を規定し、損害の発生の原因が監督員の指示によるなど発注者の責に帰すべき事由による場合には、第1項後段で特則を設け、発注者の負担となることを規定している。</p> <p>第2項は、第1項の大原則に特則を設け、通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由による損害については、原則として、発注者が負担することとしている。ここで、「通常避けることができない」というのは、発注者の設計する工事目的物が当然に損害の原因となるもの及び工事の施工が通常の技術的又は経済的尺度で判断して妥当な場合においても避けえないものと考えべきであり、特殊な又は一般的でない施工方法をとれば避けることができる場合でも、その旨が設計図書等に指定されていない場合には、通常避けることができない場合に該当する。また、工事を施工する地域の特特殊性に応じて、発注者が特にこれらの損害の防止のため特別の施工工法等を考慮した場合においては、予定価格の積算においても配慮し、むしろその特別の施工工法等に従うことを設計図書は明らかにし、受注者に義務付けるべきであり、そのようにしてもなお防止し得ないものについては本項を適用すべきである。</p> <p>第2項後段においては、工事の施工に伴ない通常避けることができない損害についての発注者負担の原則に特則を設けて、受注者が工事の施工につき善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害については、受注者の負担とすることを規定している。</p> <p>第3項は、前2項に規定する場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者の双方が協力してその処理解決に当たるべきことを規定している。</p>
	<p>主任監督員から報告を受けたときは、判断可能なものは指示し、その他については契約担当者に報告しなければならない。</p>	<p>第三者に損害を与えたときの報告を受けたときは、損害を与えた原因が「通常避けることができない」ものによるものか調査し、総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>工事の施工に伴って第三者に、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等により損害をおよぼしたときは、主任監督員に報告しなければならない。</p>		

第36条 不可抗力による損害（約款第29条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第2項 契約当業者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害の状況を調査し、その結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>第3項 契約当業者は、前項の規定により確認された損害のうち、この規則の定めるところにより行った検査若しくは立会い又は整備された見本等その他の受注者の工事に関する記録等により確認することができた工事事目的物、仮設物又は工事に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に係る損害の額（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づく損害の額及び保険てん補部分の額を除く。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）を負担しなければならない。ただし、損害合計額のうち請負代金額の100分の1に相当する額に至るまでの金額については、この限りでない。</p> <p>第4項 不可抗力によって生じた損害のうち工事材料、仮設物及び建設機械器具に係る損害の額は、受注者が通常妥当と認められる範囲を超えた品質、数量、規格又は性能の工事材料、仮設物及び建設機械器具を使用した場合であっても、通常妥当と認められる範囲の品質、数量、規格又は性能に基づいて算定する。</p> <p>第5項 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の損害の負担については、第3項本文中「損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「保険てん補部分の額」とあるのは「保険てん補部分の額の累計」と、「損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、同項ただし書中「損害合計額のうち請負代金額の100分の1に相当する額」とあるのは「損害合計額のうち請負代金額の100分の1に相当する額に既に負担した額を加えた額」として同項を適用する。</p>	<p>天災不可抗力による損害を生じた場合には、昭和60年10月23日付け管第434号による「天災その他不可抗力により工事出来形部分等に損害を生じた場合等における事務の取扱いについて」により行う。</p>	<p>主任監督員から報告を受けたときは、事後の方針についての意見を契約当業者に報告しなければならない。</p>	<p>担当監督員から報告を受けたときは、</p> <p>① 天災その他不可抗力の災害が確認されたときは、</p> <p>② 受注者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことに基づく火災保険その他の保険等によりてん補されるものがないか確認し、総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第1項 工事事目的物の引渡しが行われたとみなされる前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で当事者双方の責めに帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害を生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を契約当業者に通知しなければならない。</p>	<p>第1項は、不可抗力によって損害を生じた場合において、受注者は、損害発生後直ちに、その状況を発注者に通知しなければならないことを規定している。</p> <p>通知をすべき損害の対象には、次のものがある。</p> <p>ア) 工事事目的物 土木工事における盛土部分とか、コンクリート工事における打設済みのコンクリート部分のように部分的に出来上がっている工事事目的物の部分であつて、土地に定着し又は工作物に付属しているものをいう。部分私のための確認（約款第37条第2項）を受けているかを問わないのは、第4項の規定からみて明らかである。</p> <p>イ) 仮設物 工事事目的物以外の工作物であつて、工事の施工上の必要性に基づき仮に設置するものをいう。したがつて、その定義上、工事現場に設置されていることになる。主なものとしては、受注者の現場事務所、労働者寄宿舎、材料倉庫等、コンクリートプラント、受変電設備等、河川等の仮締切り、仮栈橋、仮設道路、仮覆い、仮囲い等、仮設現場、コンクリートの仮枠、仮支柱等があげられる。</p> <p>ウ) 工事現場に搬入済みの工事材料 工事材料は、第13条第2項において定義されているように、工場で生産され、組み立てられて、工事現場で設置するものが増えており、工事材料と工場製品を明確に区別することが困難となっているため、工場製品を含む概念で工事材料を取り扱うこととしている。</p> <p>なお、「工事現場に搬入済み」の工事材料についてのみ本条の適用があるので、工事現場外の工場、倉庫等は、立地上安全な場所を選定し得るし、本条において不可抗力による損害の負担を部分的に発注者が負うこととしたのは、それらの損害の発生が工事現場の特定といった面において、ある程度発注者の意思に制約されるものであり、反面、臨機の措置（第33条）その他発注者においてもその回避のための努力が期待し得るからである。</p>

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
					<p>エ) 工事現場に搬入済みの建設機械器具 工事現場に搬入された建設機械器具であり、受注者が所有しているか、借用しているか問わない。</p> <p>第4項は、発注者が負担する仮設物、工事材料又は建設機械器具に関する損害は、「通常妥当と認められる」ものに係る損害に限られる。仮設物、建設機械器具については、第18条により設計図書に指定がない限り自主施工の原則に則り受注者の裁量に委ねられているものである。また、工事材料についても、第24条第1項により設計図書に品質の規定がない場合には、中等の品質のものを使用すれば十分とされており、工事材料の選択は受注者に委ねられている。（「通常妥当」とは、工事材料については、中等の品質という意味である。）したがって、受注者が通常妥当と認められる範囲を超えて特殊な、あるいは、不必要な仮設物、建設機械器具、上等な品質の工事材料を選定した場合には、事故のリスクの上にこれらを選定しているのであるから、発注者は、仮設物、建設機械器具、工事材料が通常妥当と認められるものであったら生じたであろう損害のみを負担すれば十分である。また、通常妥当と認められる仮設物等を用いれば損害は発生しなかったのに、通常妥当と認められない仮設物等を用いたことによって損害を生じた場合には、発注者は、その損害を負担する必要はない。</p> <p>工事目的物、仮設物、工事材料又は建設機械器具については、発注者と受注者の間で確認することができるものでなければならない。すなわち、工事目的物、仮設物、工事材料又は建設機械器具については、発注者が工事材料の検査（第24条第2項）、監督員の立会い（第25条第1項及び第2項）、部分払いのための確認（第45条第3項）、その他受注者の工事に関する記録等により確認し得るものに係る額に限られる。</p>

第39条 検査及び引渡し（約款第31条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第2項 契約担当者 は、前項の完成届出書の提出を受けたときは、その日から14日以内に受注者の立会いの上設計図書に定めるところにより建設工事の完成を確認するための検査を完了し、かつ、</p>	<p>主任監督員 から報告を受けたときは、完成届出書を契約担当者に進達しなければならない。</p>	<p>担当監督員 から報告を受けたときは、審査をし、総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>受注者から 完成届出書が提出されたときは、速やかに次に掲げる調査を行い、主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第1項 受注者は、 建設工事が完成したときは、様式第16号による完成届出書を契約担当者に提出しなければならない。</p> <p>第5項 受注者は、 検査に合格しなかった旨の第2項の規定によ</p>	

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、契約担当者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度の範囲に限り破壊して検査することができる。</p> <p>第3項 第27条第5項の規定は、前項後段の検査に準用する。</p> <p>第4項 契約担当者が、検査に合格した旨の第2項の規定による通知をしたときは、工事目的物の引渡しが行われたものとみなす。</p>			<p>① 出来形管理、品質管理、写真管理等の関係書類について現場代理人に説明させ、数値を確認し、関係書類を整備させる。</p> <p>② 現場に例えば、測点、寸法等マーキングを行わせ、現場代理人立会いの上、出来形を設計図書に基づいて確認する。ただし、大規模工事及び重要構造物の出来形の確認に当たっては、主任監督員の立会いを求める。</p>	<p>る通知を受けたときは、直ちに修補しなければならない。この場合のこの条の規定の適用については、第1項中「建設工事が完成したときは、様式第16号による完成届出書」とあるのは「修補が完了したときは、様式第17号による修補完了届出書」とし、第2項中「完成届出書」とあるのは「修補完了届出書」とする。</p>	

第41条 部分使用 (約款第33条)

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 契約担当者は、第39条第4項の規定により引渡しが行われたとみなされる前においても、受注者の承諾を得て、工事目的物の全部又は一部を使用することができる。</p> <p>第2項 前項の場合においては、契約担当者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。</p> <p>第3項 契約担当者が、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、県は必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>第4項 第26条の2第4項の規定は、前項の規定により県が負担する費用の額の決定に準用する。</p>		<p>主任監督員 工事目的物の部分使用をする必要があるときは、受注者に対する部分使用承諾願に意見を付して、総括監督員に報告しなければならない。</p>		<p>第1項は、単に「第39条第4項の規定による引渡し前」と規定しているだけであり、発注者が使用を希望している当該部分の完成の有無や当該部分に相応する請負代金の支払いの有無は、部分使用の可否と直接関係するものでない。このことは、部分引渡しが工事的部分的完了に伴いなされるものであり、かつ、当該部分に相応する請負代金の支払いと結びついていることと基本的に異なるものである。</p> <p>第2項は、発注者は、使用部分に損傷を与えることのないよう注意すべき義務を課され、使用部分を加工したり、現状を変更したりすることは許されない。</p> <p>このように、部分使用中は、発注者は、使用部分を善良な管理者の注意義務をもって使用すべきことになるが、受注者の管理責任はなくなる。部分使用中は、未だ工事が完成しておらず、引渡し前でもあるので、他の施工中の部分と同様に、受注者は、管理責任を負うことになる。</p> <p>なお、部分引渡しの場合、引き渡された部分の所有権は完全に移転し、受注者に管理責任は全くない。</p> <p>したがって、受注者は、引き渡された部分について損害を負担することなく、瑕疵担保責任を負うのみである。</p>	

第45条 部分払（約款第37条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第3項 契約当事者は、前項の規定による確認の請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、かつ、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>第4項 第27条第5項及び第39条第2項後段の規定は、前項の検査に準用する。</p>	<p>出来形歩合調書により出来形を確認し証明の上、契約当事者に進達するものとする。</p>	<p>担当監督員から出来形歩合調書が提出された場合には、出来形を審査し、総括監督員に提出しなければならない。</p>	<p>部分払の請求をさせるときは、平成21年3月31日付け改正建業第297号「建設工事請負代金の部分払の取扱いについて」及び昭和45年9月21日付け管第369号「出来形歩合調書の作成について」に基づき作成させるものとし、これに基づき遅滞なく工事の出来形を調整し、出来形歩合調書を作成し、主任監督員に提出しなければならない。</p>	<p>第1項 受注者は、建設工事の完成前に、出来形部分又は製造工場等にある特殊な工場製品に相応する請負代金相当額（以下「出来高金額」という。）の10分の9以内の額について、部分払いを請求することができる。ただし、前払金があった場合においては特に必要があると認める場合を除き、出来形が、現になされた前払金の請負代金額に対する割合に10分の1を加えた率以上に達したときに限る。</p> <p>第2項 受注者は、前項の規定による請求をしようとするときは、契約当事者に対し、あらかじめ、様式第19号による出来形確認請求書を提出して、当該請求に係る出来形部分及び製造工場等にある特殊な工場製品の確認を請求しなければならない。</p> <p>第5項 出来高金額は、当事者が協議して定める。ただし、受注者が第3項の通知を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、契約当事者が定め、受注者に通知する。</p> <p>第6項 受注者は、検査に合格した旨の第3項の規定による通知を受けたときは、請求書に様式第18号による請求明細書を添えて部分払金の支払を請求することができる。この場合においては、契約当事者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。</p> <p>第7項 部分払金の額は、次の式により算定する。 出来高金額×((9/10) - (前払金額/請負代金額))</p> <p>第8項 第1項の規定による部分払の請求回数は、次の各号に掲げる請負代金額の区分に応じ当該各号に掲げる回数以内とする。ただし、契約当事者が特に必要があると認めるときは、請求回数を増加することができる。</p> <p>(1) 請負代金額100万円以上2,000万円未満…2回</p> <p>(2) 請負代金額2,000万円以上5,000万円未満…3回</p> <p>(3) 請負代金額5,000万円以上…4回</p>	<p>「第42条（前金払）」</p> <p>第1項 受注者は、1件の請負代金額が200万円以上の建設工事に要する費用について、建設工事請負契約書記載の建設工事完成の時期を保証期限とする保証事業者との保証委託契約（以下「保証委託契約」という。）を締結し、その保証証書を契約当事者に提出して、請負代金額の10分の4以内の額の前払金の支払を請求することができる。</p> <p>第2項 前項に規定する前払金の支払を受けた受注者は、当該建設工事に要する費用について、前項の保証委託契約に加えて新たに保証委託契約を締結し、その保証証書を契約当事者に提出して、当該前払金に追加して請負代金額の10分の2以内の額の前払金の支払を請求することができる。</p> <p>第3項 前項の規定による請求をしようとする受注者は、契約当事者に対し、あらかじめ、当該建設工事が次に掲げる要件に該当することの認定を請求し、その旨の認定を受けなければならない。</p> <p>(1) 工期の2分の1を経過していること。</p> <p>(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業が行われていること。</p> <p>(3) 既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。</p> <p>第4項 契約当事者は、前項の規定による認定の請求を受けたときは、速やかに当該認定の結果を当該受注者に通知しなければならない。</p> <p>第5項 契約当事者は、第1項又は第2項に規定する請求があったときは、当該請求を受けた日から14日以内に当該前払金を支払わなければならない。</p>

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
				第9項 第6項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とする。	

第46条 部分引渡し（約款第38条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 第39条及び第40条の規定は、契約担当者が設計図書において建設工事の完成に先立って工事目的物の一部の引渡しを受けるべきことを指定した部分又は工事目的物の一部が完成した場合には当該部分を引渡すことについて当事者の合意が成立した部分（以下「一部引渡指定部分」という。）がある場合において当該一部引渡指定部分が完成した場合に準用する。この場合において、第39条中「建設工事」とあるのは「一部引渡指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「一部引渡指定に係る工事目的物」と、第40条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替える。</p> <p>第2項 前項の規定により準用される第40条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算出する。</p> <p>一部引渡指定部分に相応する請負代金の額× $(1 - (\text{前払金額} / \text{請負代金額}))$</p> <p>第3項 前条第5項の規定は、前項の規定による部分引渡しに係る請負代金の額の算定に当たって準用する。この場合において、同条第5項本文中「出来高金額」とあるのは「一部引渡指定部分に相応する請負代金の額」と、同項ただし書中「第3項の通知を受けた日から10日以内」とあるのは「第1項の規定により準用される第39条第2項前段の規定による通知を受けた日から14日以内」と読み替える。</p>	<p>設計図書において指定した部分（指定部分）がある場合及び工事目的物について指定部分がない場合において工事目的物の一部が完成しその引渡しについて合意が成立した場合には、出来形設計書を作成し、第39条を準用して既済部分検査を受けなければならない。</p>			<p>部分引渡しの対象となるものは、発注者が「設計図書において指定した部分（指定部分）」とされているが、これを設計図書で定めることとしたのは、部分引渡し検査及び請負代金の支払等について工事の全体の完成時における引渡しと同様の取扱いを受けるため、どの部分がその対象として考えられているかを明確にしておく必要があるからである。</p> <p>この場合、発注者が部分引渡しの対象として指定し得る部分は「引渡し」の対象になり得ること、すなわち、他の部分と分けて特定することができ（可分性）、管理責任の移転ができる部分であることが必要である。ただし、部分引渡しを行うか否かは、あくまでも発注者の判断であり、契約前に、あらかじめ設計図書に指定しておくことが必要である。</p> <p>部分引渡しと類似のものとして、第41条に定める部分使用があるが、部分使用については、当該部分の所有権の帰属については、議論があるところであるが、使用部分の当該部分の管理責任は、受注者に残されている。一方、部分引渡しを受けた部分は、議論の余地なく明らかに発注者に所有権が帰属することとなり、受注者は管理責任を負わない。このように部分引渡しを行った後においては、当該部分について、不可抗力により損害を生じた場合においても、受注者は何等責任を負うものでなく、発注者が当然その負担を負うこととなる。</p>	

第52条 契約担当者の解除権（約款第43条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 契約担当者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、請負契約を解除することができる。</p> <p>(1) 正当な理由なく、建設工事に着手すべき期日を過ぎ、かつ、相当の期間を定めてその着手の催告をしたにもかかわらずその期間内に当該建設工事に着手しないとき。</p> <p>(2) その責めに帰すべき事由により工期内に建設工事を完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に建設工事を完成する見込みが明らかにならないと認められるとき。</p> <p>(3) 相当の期間を定めてその設置を催告したにもかかわらずその期間内に第22条第1項各号に掲げる者を設置しなかったとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、請負契約に違反し、その違反により請負契約の目的を達することができないと認められるとき。</p> <p>(5) 第54条第1項の規定によらないで請負契約の解除を申し出たとき。</p> <p>第2項 前項の規定により請負契約を解除しようとするときは、様式第20号による請負契約解除通知書により、受注者に通知するものとする。</p> <p>第4項 契約担当者は、第12条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。</p>	<p>主任監督員から報告を受けたときは、事実を確認し、必要があると認められるとき、契約担当者に報告しなければならない。</p>	<p>担当監督員から報告を受けたときは、受注者より事情を聴取する等の調査を行い、契約の履行が危ぶまれると認められる場合は、総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>工期内に工事を完成する見込みがないとき、又は正当な理由がないのに工事に着手しないとき、その他契約の履行が危ぶまれると認められるときは、主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第3項 第1項の規定により請負契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として契約担当者の指定する期間内に支払わなければならない。</p>	<p>第1項第1号は、正当な理由なく工事に着手すべき期日を過ぎてても工事に着手しないときは、契約を解除できることとしている。</p> <p>「工事に着手すべき期日」とは、設計図書に定められている場合には、その期日であるが、その定めがないときは、契約書上の工期の初日が「工事に着手すべき期日」と解する。</p> <p>また、「着手」とは、実際に工事の施工を始めることに限らず、労働者募集、施工計画書の作成、現場調査等の施工準備行為が含まれる。</p> <p>第2号に定める解除要件は、受注者の責に帰すべき事由により工期内に完成しないときと受注者の責に帰すべき事由により工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるときの2つである。なお、「相当の期間」とは、工期の長さ、従来の履行状況、残工事量等を勘案して個別に判断することとなるが、契約を解除して残工事を新たな受注者に工事を完成させた場合の完成時期が一つ目安となる。</p> <p>第3号は、主任技術者又は監理技術者を設置しなかった場合を解除要件としている。</p> <p>第4号は、第1号から第3号までに掲げる場合以外に、受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められる場合を解除要件としている。なお、「契約に違反し」とは、本約款において受注者に課している付随的債務を含む種々の義務に違反するときである。また、「契約の目的を達することができないと認められるとき」とは、工期内に工事が完成しないと認められる場合、工事の完成が不能と認められる場合や工事が工期内に完成しても不完全履行となると認められる場合、例えば、工事材料の検査義務違反等を重ねたため設計図書に定められた強度を持たない工事目的物が完成されると認められる場合などを意味する。</p> <p>第5号による解除は、第54条において受注者の解除要件が定められているにもかかわらず、その解除要件以外による解除の申出によって工事契約の履行拒否の意思を明示したしたことを解除要件とする特定解除である。なお、契約の一方当事者が契約解除の申し出をし、他方がこれに応じれば、法定、約定の解除要件の有無にかかわらず、解除が成立する。これは、合意解除と呼ばれ、特に定めのない限り、損害賠償請求を行うことはできない。</p>

第54条 請負者の解除権（約款第45条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
	主任監督員から報告を受けたときは、内容を審査して、契約担当者に報告しなければならない。	担当監督員から報告を受けたときは、意見を付して、総括監督員に報告しなければならない。	受注者から契約解除の申し出を受けたときは、直ちに主任監督員に報告しなければならない。	<p>第1項 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、請負契約を解除することができる。</p> <p>(1) 第29条第1項の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。</p> <p>(2) 第29条の2第1項又は第2項の規定による建設工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超える時は、6月）を超えたとき。ただし、中止が建設工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。</p> <p>(3) 契約担当者が請負契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となったとき。</p> <p>第2項 受注者は、前項の規定により請負契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償につき必要な費用の負担を県に請求することができる。</p>	<p>第1項第1号は、事情変更による法的解除権を約定により具体化するものである。</p> <p>「第29条第1項の規定」は、発注者は、その都合により設計図書を変更できることを定めている。</p> <p>同項では、必要があるときは工期又は請負代金額を変更し、又は損害を及ぼしたときは必要な費用を発注者が負担しなければならないとしているため、受注者が損害を受けることがないように思われる。しかし、設計図書の変更により請負代金額が増額される場合には、受注者が技術的、経営的に対応できる限り、受注者の利益にもかかわることであるが、設計図書の変更により請負代金額が著しく減額される場合には、受注者は、当初期待していた売上、利益を手にすることができなくなり、工事を完成して減額された請負代金額を受け取ることに何の価値も見いだせなくなることがある。このため、本号では、設計図書の変更により請負代金額が2/3以上減少したときを解除要件として規定している。</p> <p>第2号は、「第29条第1項又は第2項の規定」は、受注者の責に帰すことができない事由により工事の施工ができないと認められるとき、発注者は工事の中止をしなければならないことと、その他の場合にも、発注者は、その都合により工事を中止できることを定めている。同条第3項では、必要があるときは工期又は請負代金額を変更し、又は、必要な費用を発注者が負担しなければならないこととしているため、受注者が損害を受けることはないように思われる。しかし、工事の中止が長期に及んだ場合には、受注者は、当初の工期末以後の請負契約獲得の機会を逸失することとなり、また、以後の工事計画が大幅に狂うことになり、経営上大きな影響を与えることとなる。このため、本号では、工事の中止期間が長期に及んだ場合を解除要件として規定している。</p> <p>第3号の、「契約担当者が契約に違反し」とは、請負代金の支払、費用の負担、支給材料又は貸与品の引渡し等約款、規則の各条項に定められた発注者の義務を果たさないことである。</p> <p>また、「不可能となったとき」というのは厳格に解すれば、本号の適用の余地は、ほとんどあり得なくなるが、ここでは、契約違反による前払金や部分払金の不払の程度が著しくひどく受注者が資材の調達に著しい困難をきたすような場合、代替の余地があまりない支給材料又は貸与品が給付されない場合など工事を完成することを著しく困難とするような場合も含まれるものと解する。</p>

第55条 解除に伴う措置（約款第46条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 第39条第2項から第4項までの規定は、請負契約が解除された場合において準用する。</p> <p>この場合において、同条第2項前段中「前項の完成届出書の提出を受けたとき」とあるのは「解除の通知をし、又は解除の通知を受けたとき」と、「建設工事の完成」とあるのは「出来形部分」と、同条第4項中「工事目的物」とあるのは「出来形部分及び部分払の対象となった特殊な工場製品」と読み替える。</p> <p>第2項 契約当者は、前項の規定によって準用される第39条第2項前段の規定による通知をしたときは、前項の規定によって準用される第39条第2項前段の検査に合格した出来形部分に相応する請負代金額を受注者に支払わなければならない。</p> <p>第3項 第45条第5項の規定は、前項の出来形部分に相応する請負代金額の決定について準用する。この場合において、同条第5項本文中「出来高金額」とあるのは「第1項の規定により準用される第39条第2項前段の検査に合格した出来形部分に相応する請負代金額」と、同項ただし書中「第3項の通知を受けた日から10日以内」とあるのは「第1項の規定により準用される第39条第2項前段の規定による通知を受けた日から14日以内」と読み替える。</p>	<p>第36条（不可抗力による損害）、第52条（契約担当者の解除権）、第53条及び第54条（受注者の解除権）の方針が決定し、既済部分の引渡しを受ける場合には、取引の対象となる部分の出来形を調査し、精算設計書を作成の上、第39条を準用して既済部分検査を受けなければならない。</p> <p>ただし、出来形調査に当たっては、現場及び写真等により確認できるものをいい、工事現場に搬入した材料は、これを含まないものとする。</p>	<p>第4項 第2項の場合において、第42条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第45条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を第2項の検査に合格した出来形部分に相応する請負代金額から控除した額を支払い、受領済みの前払金に余剰があるときは、受注者はその余剰額を返還しなければならない。</p> <p>第5項 前項の規定による返還に当たっては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、知事が別に定める割合で計算した額の利息を付さなければならない。</p> <p>ただし、前2条の規定による解除の場合にあっては、この限りでない。</p> <p>第6項 受注者は、請負契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第2項の検査に合格した出来形部分に使用されているものを除き、契約担当者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、若しくはき損したとき、又は同項の検査に合格しなかった出来形部分に使用されているときは、代品若しくは原状に復した支給材料を返還し、又は返還に代えてその損害につき必要な費用を負担しなければならない。</p>	<p>第4項 第2項の場合において、第42条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第45条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を第2項の検査に合格した出来形部分に相応する請負代金額から控除した額を支払い、受領済みの前払金に余剰があるときは、受注者はその余剰額を返還しなければならない。</p> <p>第5項 前項の規定による返還に当たっては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、知事が別に定める割合で計算した額の利息を付さなければならない。</p> <p>ただし、前2条の規定による解除の場合にあっては、この限りでない。</p> <p>第6項 受注者は、請負契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第2項の検査に合格した出来形部分に使用されているものを除き、契約担当者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、若しくはき損したとき、又は同項の検査に合格しなかった出来形部分に使用されているときは、代品若しくは原状に復した支給材料を返還し、又は返還に代えてその損害につき必要な費用を負担しなければならない。</p>	<p>[解除の効果]</p> <p>契約が解除された場合の一般的な効果については、民法第545条に規定がなされており、契約当事者は、原状回復義務及び相手方に与えた損害賠償義務を負うこととされている。しかし、建設工事に当たっては、契約の解除に伴う原状回復について、出来形部分の取壊しにより被る両当事者の時間的、経済的損失は莫大なものであるなど、出来形部分の取壊し、支給材料の返還、工事用地等の整地等といった点で問題があり、原状回復は、極めて不経済かつ不合理なことである。</p> <p>そこで、判例・通説においても工事の完成部分については解除をなし得ないとか、建設工事の請負契約の解除には遡及効果がないとされているところである。</p> <p>本条では、民法の規定だけでは律しきれないこれらの問題について、解除の遡及効果を認めないことを契約上明確にして解決を図ったものである。</p> <p>[出来形部分]</p> <p>出来形部分については、まず、発注者の検査を受けなければならないが、検査に合格した部分のみの引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を支払うこととなる。これは、既に施工された部分については、取壊し、撤去することにより生ずる両当事者の時間的、経済的損失を考えれば、原状回復するのではなく、これを価値あるものと評価してなるべく利用すべきものとの考えによるが、その出来形部分の状態、品質等から出来形部分が価値のないもの、利用に適さないものであれば、それに対して対価を支払う理由はないので、検査を行うこととしたものである。</p> <p>[支給材料]</p> <p>支給材料は、加工したり、切断したりして工事目的物のために使用すべき性格のものであるから、発注者が支給したものであるからといって、単純にすべてを返還することが原則となるのではなく、状況に応じて考える必要がある。</p>	

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
※ 第9項に一部関係項目がある。受注者の項参照のこと。				<p>第7項 受注者は、請負契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を契約担当者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品若しくは原状に復した貸与品を返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>第8項 第26条の3第3項及び第5項の規定は、契約が解除された場合に準用する。この場合において、同条第3項中「建設工事の完成、設計図書の変更等」とあるのは「請負契約の解除」と、同条第5項中「前項の期限までに」とあるのは「次項の期限までに」と読み替える。</p> <p>第9項 第6項前段及び第7項前段の規定による受注者のとるべき措置の期限、方法等については請負契約の解除が受注者の責めに帰すべき事由によるときは、契約担当者が定め、請負契約の解除が受注者の責めに帰すべき事由によらないときは受注者が契約担当者の意見を聴いて定めるものとし、第6項後段、第7項後段及び第8項において準用する第26条の3第3項の規定による受注者のとるべき措置の期限、方法等については契約担当者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p>	<p>使用済みの支給材料については、出来形部分として検査に合格した部分に使用されているものは、当該部分が発注者に引渡されるものであるから、これを返還する必要がないことはもちろんである。しかしながら、出来形検査に合格しなかった部分に使用されているものは、発注者として評価すべき価値がないわけであるから、本来は返還すべきこととなる。しかし、これは事実上不可能であるから、代品を納めるとか支給材料について損害賠償をすべきこととなる。ただし、返還が可能な場合は、修復して返還しても構わない。</p> <p>未使用の支給材料については、原則として、発注者に返還しなければならない。</p> <p>[貸与品] 貸与品は、第26条の3の規定により発注者から受注者に貸与されている建設機械器具であるから、当然発注者に返還しなければならない。この場合において、貸与品が受注者の使用若しくは保管上の故意又は過失により損傷を受けているときは、これをそのまま返還するのではなく、代品を納めるか、修復してから返還すべきこととなる。そして代品納入又は修復返還に代えて貸与品についての損害を賠償しなければならない。</p> <p>[工事用地等] 受注者は、その所有又は管理する物件を工事用地等の外に撤去し、工事用地等を修復し、取り片付けて発注者に明け渡さなければならない。受注者が相当の期間内に、これを行わない場合には、発注者は、代執行できるとしている。撤去すべき物件の中には、受注者が自ら所有又は管理するものでだけでなく、かつこ書で明示しているように、下請負人の所有又は管理するものも含まれる。後者については、受注者は、下請負者との契約において、受注者が撤去できる旨を規定しておくことが、受注者と下請負人との紛争を未然に防ぐために望ましい。</p> <p>[解除に伴う措置の期限、方法等] 支給材料又は貸与品の返還については、原則として、第52条の規定による解除の場合（受注者の帰責事由のある場合）には、発注者が定め、第53条又は第54条の規定により解除の場合（受注者の帰責事由がない場合）には、受注者が発注者の意見を聴いて定める。ただし、受注者の故意又は過失により滅失又は毀損した場合等における支給材料又は貸与品の返還及び代品納品等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めることとする。また、物件の撤去、工事用地等の修復、明渡しについては、解除規定にかかわらず、発注者が受注者の意見を聴いて定めることとする。</p>

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
					受注者のとるべき措置の「期限、方法等」には、支給材料又は貸与品の返還期日、返還場所、工事用地等の明渡期日、修復、取り片付け方法等が含まれることとなる。

1 - 4 低入札価格調査対象工事に係る監督体制の強化について

(通知)

建 経 工 第 3 9 号
令和 3 年 9 月 2 日

交通基盤部及び経済産業部
関係各課及び各出先機関の長 様

交通基盤部建設経済局工事検査課長

低入札価格調査対象工事に係る監督体制の強化について（通知）

このことについては、平成 14 年 6 月 28 日付け建指第 144 号により通知しておりますが、運用上の留意点を定めた別紙について、下記のとおり改定したので通知します。

記

1 改定の内容

別紙表中の「(3)重点的な監督業務の実施」の運用上の留意点に下表の下線部を追加する。

地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の運用基準の取扱いに関する事務手続きについて 10 監督体制の強化等	運用上の留意点
(1) ~ (2) 省略	(省略)
(3) 重点的な監督業務の実施 (省略)	● 当該工事に係る監督業務において、段階確認、施工の検査等を実施するに当たっては、担当監督員とともに、総括又は主任監督員が立会いすることを原則とし、重点的に行う。 <u>なお、遠隔臨場で行う場合は、原則として監督員のうち 1 名は現地に臨場するものとする。</u>
(4) ~ (5) 省略	(省略)

2 改定の理由

遠隔臨場の試行要領の改定（令和 3 年 8 月 31 日付け建経技第 225 号建経工第 38 号）により、遠隔臨場の対象工事が低入札価格調査対象工事を含めたすべての工事とされたことから、低入札価格調査対象工事において遠隔臨場を実施する際の監督業務の取扱いについて定める必要が生じたため。

担 当 工事検査課工事検査班
電話番号 054-221-2697

10. 低入札価格調査制度に係る調査対象工事の監督体制の強化

地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の運用基準 の取扱いに関する事務手続きについて 10 監督体制の強化等	運用上の留意点
(1) 施工体制台帳等の提出及びその内容のヒアリング 当該工事を所掌する出先機関の長又は課長（以下「事務所長等」という。）は、請負業者に対して、施工体制台帳及び下請負人通知書の提出を求めるものとする。施工体制台帳及び下請負人通知書の提出に際しては、必要に応じて請負業者からその内容についてヒアリングを行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・下請契約の金額に拘わらず、施工体制台帳及び下請負人通知書の提出を求める。 ・提出に際しては、総括又は主任監督員は担当監督員とともに社長、支店長又は営業所長等から、その内容についてヒアリングを行う。
(2) 施工計画書の内容のヒアリング 事務所長等は、仕様書に基づき施工計画書を提出させるに際して必要があると認めるときは、請負業者から、その内容についてヒアリングを行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・施工計画書の提出に際しては、総括又は主任監督員は担当監督員とともに社長、支店長又は営業所長等から、その内容についてヒアリングを行う。
(3) 重点的な監督業務の実施 監督員は、当該工事に係る監督業務において、段階確認、施工の検査等を実施するに当たっては、立会することを原則として、入念に行うものとする。また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書等の記載に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行うものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聴くものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・当該工事に係る監督業務において、段階確認、施工の検査等を実施するに当たっては、担当監督員とともに、総括又は主任監督員が立会いすることを原則とし、重点的に行う。 なお、遠隔臨場で行う場合は、原則として監督員のうち 1 名は現地に臨場するものとする。
(4) 労働安全担当機関との連携 事務所長等は、安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保の観点から必要があると認めるときは、労働基準監督署の協力を得て、施工現場の調査を行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準監督署等との合同パトロール、事務所単独のパトロールにおいては、必ず施工現場の調査を行うものとする。
(5) 厳格な検査の実施 検査は、原則として検査監が行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・請負金額に拘わらず本庁検査とする。また、中間検査も原則として本庁検査とする。

**静岡県設計変更ガイドライン
(建築・建築設備工事編)**

平成28年4月

静岡県

はじめに

静岡県では、公共工事の発注において、災害防止、環境保全、地域性、機能性及び経済性等を考慮して必要な調査や検討を行った上で設計し、工事の施工条件を設計図書に明示して発注するように努めています。

しかし、工事の施工にあたり、発注時には確認困難であった要因や発注後に発生した外的要因等により、施工条件が変更し設計内容を変更しなくてはならなくなる場合があります。

品確法の基本理念に「請負契約の当事者の対等な立場での合意による公正な契約の締結」が示されています。設計変更においても、より良い社会資本の整備の為に、発注者・受注者それぞれの役割分担を適切に行ったうえで、設計変更内容について両者が合意し契約の締結することが不可欠です。

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要があります。

今回策定した「静岡県設計変更ガイドライン」は、静岡県建設工事請負契約約款等をまとめ、これを受注者・発注者の共通の目安とすることにより、設計変更が適切に実施されることを目的としたものです。

本ガイドラインについては今後においても、関係者と調整し、必要事項については訂正・追加していきます。

目 次

I 設計変更ガイドライン

1 適用	1
2 用語の定義	1
3 設計変更ができる場合等	2
4 設計変更ができない場合等	6
5 設計変更を適正に行うための留意点	8
6 設計変更の手続き	9
7 関連事項	11
8 Q & A	13

II 工事一時中止ガイドライン

1 工事一時中止ガイドラインの運用	19
2 工事の一時中止に係る基本フロー	20
3 発注者の中止指示義務	21
4 工事の中止	22
5 中止の指示・通知	23
6 基本計画書の作成	23
7 請負代金額又は工期の変更、増加費用の負担	24
8 増加費用の考え方	25
9 増加費用の内訳書及び事務処理上の扱い	27
参考様式	28

III 参考資料

参考資料	33
------	----

附則

本ガイドラインは、平成24年4月1日より適用する。

本ガイドラインは、平成28年4月1日より適用する。

I 設計変更ガイドライン

1 適用

本ガイドラインは、静岡県が発注する建設工事のうち、「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」、「建築物解体工事共通仕様書」、「公共建築木造工事標準仕様書」及び「公共住宅建設工事共通仕様書」を適用する建築工事及び建築設備工事に適用します。

2 用語の定義

本ガイドラインで使用する用語は、以下のとおりです。

(1) 設計図書

設計図書とは、静岡県建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第1条に示す「仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書」です。

全ての設計図書は相互に補完します。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次の①から⑤の順番のとおりです。

- ① 質問回答書(②～⑤に対するもの)
- ② 現場説明書
- ③ 特記仕様書
- ④ 図面
- ⑤ 仕様書

また、契約書、約款及び設計図書が「契約図書」となります。

(2) 工事費内訳書

工事費内訳書とは、「建築工事積算基準等に基づき、予定価格の算出の基礎となるもの」であり、設計図書には含まれません。

ただし、設計変更が生じた場合は、請負代金額の変更にあたって、受注者と協議する根拠資料となります。

(3) 数量書

数量書とは「予定価格のもととなる工事費内訳書から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集したもの」で、入札時等に見積りを行うための参考資料として公開、提供するものであり、設計図書には含まれません。よって、入札参加者等からの数量書に対する質問回答も設計図書には含まれません。

(4) 設計変更

設計変更とは、約款第18条及び第19条の規定により現設計（設計図書）を変更又は訂正することで、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に指示することを含めます。

(5) 契約変更

契約変更とは、約款第23条及び第24条の規定により協議し、工期又は請負代金額の変更の契約を締結することをいいます。

(6) 書面

書面とは、発行年月日が記載され、署名又は捺印された文書をいいます。

(7) 承諾

承諾とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た事項について監督員が書面をもって了解することをいいます。

(8) 指示

指示とは、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項を書面によって示すことをいいます。

(9) 協議

協議とは、協議事項について、監督員と受注者が結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいいます。

3 設計変更ができる場合等

設計変更を行う場合は、次に定めるとおりとなります。

これらに該当する場合は、所定の手続きを行うことにより設計変更等ができます。

【約款第18条第1項】

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 設計図書が一致しない場合

【約款第18条第1項第1号】

仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

(具体例)

- 仕様書と図面の寸法、数量等の記載が一致していない場合
- 天伏図と詳細図の寸法が一致していない場合
- 仕様書と図面の材料名称、材料仕様が一致しない場合等

☆ この場合の設計図書の訂正は、発注者が行います

(約款第18条第4項第1号)

- ☆ 本県の設計図書には優先順位が定められていますが、当該不一致が設計図書の誤謬又は脱漏など他の理由によることもあるため、設計図書の不一致が発見されたときは、必ず、着手の前に監督員に確認してください。

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合

【約款第18条第1項第2号】
設計図書に誤謬又は脱漏があること

(具体例)

- 施工条件である土質について、条件明示がされていない場合
- 施工条件である地下水位について、条件明示がされていない場合
- 使用する材料について、仕様が明示されていない場合
- 図面に記載された寸法が間違っている場合
- 工事施工上必要な材料名について、図面ごと一致しない場合
- 建築、電気設備及び機械設備の各分野の設計内容が互いに整合していない場合

- ☆ この場合の設計図書の訂正は、発注者が行います
(約款第18条第4項第1号)

(3) 設計図書の表示が明確でない場合

【約款第18条第1項第3号】
設計図書の表示が明確でないこと

(具体例)

- 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明な場合
- 水替工の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合
- 図面の記載内容が読み取れない場合

- ☆ この場合の設計図書の訂正は、発注者が行います
(約款第18条第4項第1号)

(4) 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合

【約款第18条第1項第4号】
工事現場の形状、地質、涌水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと

(具体例)

- 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
- 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
- 設計図書に明示された交通誘導員の人数等が規制図と一致しない場合
- 施工中に設計図書に明示されていないアスベスト含有建材等を発見し、調査及び撤去が必要となった場合
- 設計図書に明示された配管・配線等と実際の工事現場における配管・配線等が大きく異なる事実が判明した場合

☆ この場合の設計図書の変更は、以下のとおりです。

- ① 工事目的物の変更を伴う場合は、発注者が行います
- ② 工事目的物の変更を伴わない場合は、発注者と受注者とが協議して発注者が行います

(約款第18条第4項第2号、第3号)

(5) 予期することのできない特別な状態が生じた場合

【約款第18条第1項第5号】

設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

(具体例)

- 配管敷設のために掘削したところ、地下埋設物が発見され、迂回することが必要になった場合
- 基礎工事のために掘削したところ、埋蔵文化財が発見され、調査が必要になった場合

☆ この場合の設計図書の変更は、以下のとおりです。

- ① 工事目的物の変更を伴う場合は、発注者が行います
- ② 工事目的物の変更を伴わない場合は、発注者と受注者とが協議して発注者が行います

(約款第18条第4項第2号、第3号)

(6) 発注者が必要があると認め、設計図書を変更した場合

【約款第19条】

発注者は、(中略) 必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。(以下、略)

(具体例)

- 周辺住民との協議により、保安上、照明設備を追加する場合
- 施設管理者との協議により、居住性の点から、間仕切りの変更が必要となった場合
- 関連工事と調整した結果、安全上、仕様を変更する場合

☆ この場合の設計図書の変更は、発注者が行います。

(約款第19条)

(7) 受注者の責によらない事由による工事の一時中止の場合

(P19 工事一時中止ガイドライン参照)

【約款第20条】

(略) 受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、(中略) 必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。(以下、略)

(具体例)

- 地中障害物や埋蔵文化財が発見され、工事再開に向けた調査や検討が必要になった場合
- 別契約の関連工事の進捗が遅れた場合
- 工事の着手後、受注者の責によらない周辺環境問題等が発生した場合
- 受注者の責によらない事由により、第三者又は工事関係者の安全を確保する場合
- 豪雨、地震、火災等により地形等の物理的な変動があった場合

☆ 受注者が、受注者の責めに帰すことができないものにより、工事の中止に伴う増加費用を必要とした時は、発注者がその費用を負担しなければなりません。

(約款第20条3項)

☆ 受注者は、約款第20条に関わらず約款第21条(受注者の請求による工期の延長)にもとづく工期の延長を請求することができます。

【設計変更の協議にあたって】

受注者側から設計変更の協議を行う場合は、確認の請求内容について、発注者が安全性、品質、機能性、施工性及び経済性等を検討する必要があります。

よって、受注者が監督員に確認又は工期の延長を請求する際には、協議書に図面、計算書、その他根拠等必要な資料を添付してください。また、発注者が調査の実施をするにあたり、更に詳細な説明又は資料等の提出を求めた際には、対応してください。

4 設計変更ができない場合等

次に定める場合は、設計変更ができないので注意が必要です。

ただし、約款第26条（臨機の措置）における対応は、この限りではありません。

(1) 受注者が独自に判断して施工した場合

(解説)

- ▶ 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と協議を行わず受注者が独自に判断して施工した場合は、設計変更の対象となりません。
- ▶ 受注者が設計図書に条件明示のない事項を発見した場合は、約款第18条第1項に定められたとおり、監督員に書面をもって確認を請求することが必要です。
- ▶ 本県の設計図書には優先順位が定められていますが、当該不一致が設計図書の誤謬又は脱漏など他の理由によることもあるため、設計図書の不一致が発見されたときは、必ず、着手の前に監督員に確認してください

(2) 発注者からの回答の前に施工した場合

(解説)

- ▶ 発注者に対し協議を行っているが、発注者からの回答の前に施工した場合は、設計変更の対象となりません。
- ▶ 協議の回答は、約款第18条第3項に定められたとおり、発注者から受注者へ、調査の終了後14日以内に書面をもって回答（通知）することになっています。
- ▶ ただし、協議の内容によっては各種検討や関係機関との調整が必要など、受注者の意見を聞いたうえで回答までの期間を延長することがあります。
- ▶ 受注者は、約款第18条第1項に該当する事実を発見次第、速やかに監督員に確認を請求することが重要です。

(3) 受注者の都合による施工方法等の変更

(解説)

- ▶ 受注者が設計図書に明示された材料、規格、仕様等の基準以上の施工を提案し、監督員の承諾等で施工した場合は設計変更の対象になりません。(設計変更対象となる旨を明記していない指示又は承諾の場合)
- ▶ 設計図書と工事現場の不一致や条件明示のない事項等の場合は、約款第18条による協議をする必要があります。
- ▶ 安易に承諾での施工は行わないことが重要です。

(4) 所定の手続きを経ていない場合

(解説)

- ▶ 約款第18条から第24条、公共建築工事標準仕様書1.1.8～1.1.10に定められた手続きを行っていない場合は、設計変更及び契約変更の対象となりません。

(5) 正式な書面によらない場合

(口頭のみでの指示や了解により施工した場合)

(解説)

- ▶ 書面による指示または協議の回答がなく、口頭のみでの指示・了解により施工した場合は、設計変更の対象となりません
- ▶ 受注者は、発注者からの書面による指示又は協議の回答を得るまでは施工しないことが必要です。
- ▶ そのため、発注者は速やかに書面による指示または協議を行う必要があります。

(6) 総合評価落札方式における技術提案等の場合

(解説)

- ▶ 総合評価落札方式における技術提案等は、落札者を決定する要件のひとつです。よって、原則として設計変更の対象となりません。
- ▶ ただし、受注者の責によらず、技術提案等が履行できない場合は、設計変更の対象となる場合があります。

5 設計変更を適正に行うための留意点

設計変更を適正に行うためにも、次の点に留意することが必要です。

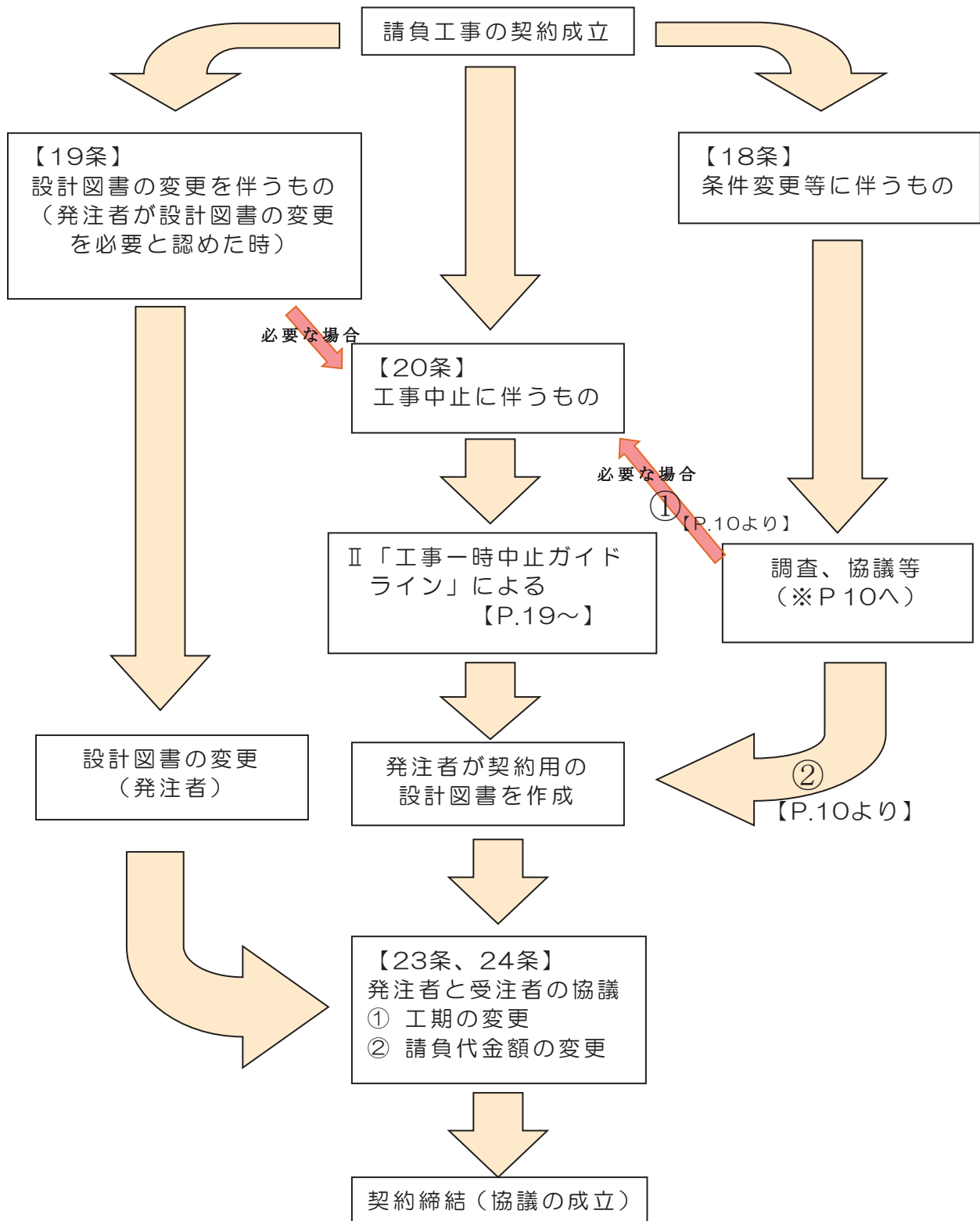
【発注者】

- 工事の設計時に、現地調査を行う。
- 工事の発注段階で、施工条件の明示を徹底する。
- 発注者は、約款第18条第1項に該当する事項等を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行う。（受注者が立会いに応じない場合は、受注者の立会い無く行うことができる）
- 発注者は契約書第18条第2項に基づく調査を行った場合、第3項によりその結果を取りまとめ調査の終了後14日以内に受注者に通知する。
- 発注者は関係部局との調整後、速やかに書面による指示・協議等を行う。
- 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更の協議にあたる。
- 当該工事における設計変更の必要性を明確にする。（規格の妥当性、変更対応の妥当性を明確にする）
- 変更見込金額が請負代金額の30%を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き別途の契約とするものとする。
- 設計変更に伴う契約変更の手続きは、適切な時期に行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工事完了のときまでに行うことをもって足りるものとする。
- 一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される場合には、一工事の設計変更を行う際に、関連するその他の工事の設計変更についても検討する。

【受注者】

- 受注者は、約款第18条第1項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督職員に通知し確認を求める。
- 受注者は、設計図書等に疑義が生じた際には監督職員との協議を行う。発注者は、協議内容によっては各種検討・関係機関調整が必要となるなど、受注者の意見を聞いたうえで回答までの期間をやむを得ず延長せざるを得ない場合もある。その為、受注者はその協議すべき事実が判明次第できるだけ早い段階で協議を行うことが重要。
- 受注者は指示書・協議書等の書面による回答を得てから施工する。

6 設計変更手続き
 (1) 設計変更の手続きフロー (全体)

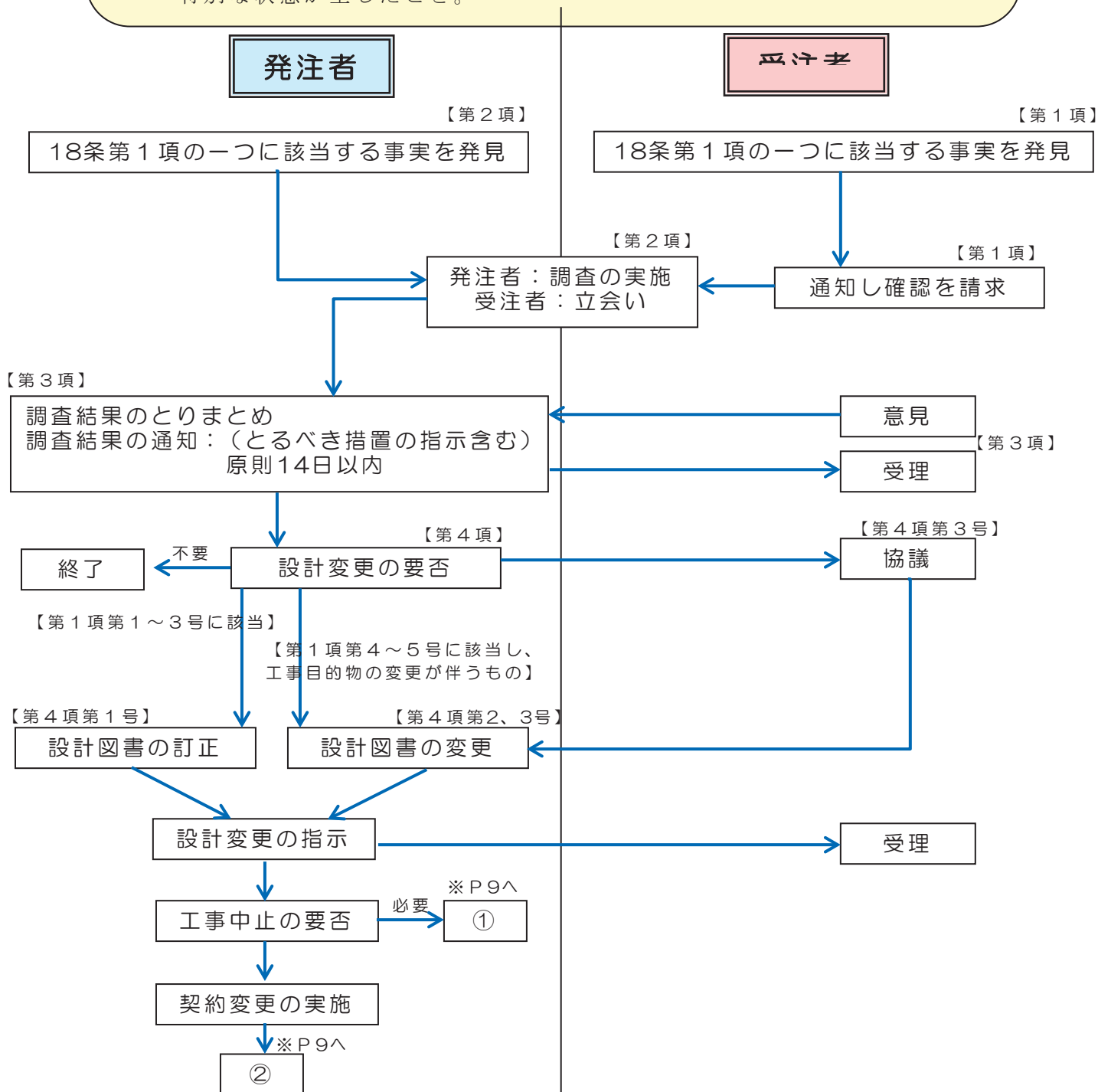


(2) 設計変更の手続きフロー（約款18条関係）

約款第18条第1項に該当する事実を発見した場合、以下の手続きによります。

【約款第18条第1項に定める事項】

- (1) 仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、涌水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。



7 関連事項

(1) 指定と任意について

【約款第1条第3項】

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

① 任意の仮設、施工方法等

発注者から示された設計図書に明示された施工条件の下で、工事目的物を完成させるために、受注者の責任において自主的に仮設、施工方法等を選択するものです。

原則として設計変更の対象としません。

ただし、任意の仮設、施工方法等で施工した場合でも、設計図書に明示された施工条件と実際の現場の条件が一致しない場合で、所定の手続きを行った場合は、設計変更の対象とします。

② 指定された仮設、施工方法等

発注者は、工事の施工にあたり仮設、施工方法等を指定する必要がある場合、設計図書に仮設、施工方法等の構造、規格等及び施工条件を明示します。

指定された仮設、施工方法等は、所定の手続きを行うことで、設計変更の対象とします。

指定・任意の考え方

	指 定	任 意
設計図書における明示	施工方法等について具体的に指定します (契約条件として位置付けます)	施工方法等について具体的には指定しません (契約条件ではないが、参考図として標準的工法を示すことがあります)
施工方法等の変更	発注者の設計変更に係る指示又は承諾が必要です	受注者の任意です(施工計画書、施工図等の提出、修正等は必要です)
施工方法等を変更する場合の設計変更	設計変更の対象とします	設計変更の対象としません
当初明示した条件の変更に伴う設計変更	設計変更の対象とします	設計変更の対象とします

(2) 入札時又は契約後の設計図書等の疑義の解決

設計図書等に係る疑義については、下記により、入札前の段階、契約後の早い段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更に繋がります。

① 入札時には

入札参加者は、仕様書及び図面その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、設計書及び図面等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
(建設工事等競争契約入札心得 第5条)

② 契約後には

設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督員と協議する。
(標準仕様書 1章 一般共通事項 1.1.8疑義に対する協議等)

(3) 設計図書の訂正又は変更について

契約約款では、設計図書の訂正又は変更は発注者が行うこととしています。

【約款第18条第4項】

前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの…発注者が行う
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの…発注者が行う
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの…発注者と受注者とが協議して発注者が行う

(4) 工事監理業務委託について

工事監理業務委託は、約款第9条第2項に定める監督員の権限を委託したものではありませんが、監督員の監督業務全般の補助を委託しているものです。

このため、発注者から配置が通知された工事監理業務受注者の主任技術者等（以下、「主任技術者等」という。）は、約款第18条第2項の調査を監督員の補助的業務として実施することができます。

主任技術者等が約款第18条第2項の調査を行った場合は、監督員が主任技術者等の調査内容を精査し、調査結果をとりまとめることとなります。

また、主任技術者等は約款第18条第1項に基づく監督員への確認の請求のうち、契約額の変更を伴わないものについての指示・承諾・協議書に対する受理ができることになっています。

8 Q & A

(1) ガイドライン全般について

問1 設計変更された内容の契約変更手続きは、いつ頃行うのが適正ですか。現場条件等の変更があり、発注者が施工条件の変更の必要性を認めた場合でも、契約変更手続きは工期末に一括して行われるケースが多くあります。その都度、契約変更手続きを実施できないのですか。

答1 設計変更に伴う契約変更手続きは、原則として、その必要が生じた都度実施することとなります。ただし、建築・建築設備工事においては軽微な設計変更も多くあり、それらに伴う契約変更手続きについては工期末に一括して行うことが可能です。

問2 施工条件を明示する目的を教えてください。

答2 工事の目的物を完成するに当たり、当該工事の制約となる施工条件を設計図書に明示することによって、工事を円滑に実施することを目的としています。

施工条件は、契約条件になるものであることから、設計図書の中で明示するものとされています。明示された施工条件に変更が生じた場合は、工事請負契約書の関連する条項に基づき、適切に対応する必要があります。また、明示されていない施工条件や明示事項が不明確な施工条件についても、同様となります。

問 3 設計図書に明示すべき施工条件にはどのようなものがありますか。

答 3 施工条件は、工事を円滑に施工するにあたって、制約を受ける事項について明示するものです。明示項目及び明示事項はP37を参照してください。

問 4 施工条件を明示するにあたり、発注者が注意すべき事項はありますか。

答 4 施工条件は、施工計画をたてるにあたり、工期や工事費に大きく影響します。そのため、設計段階で判明している現場条件等については、「施工条件」として受注者に適切に明示する必要があります。

敷地や施設の状況などを「施工条件」に的確に反映するためには、事前の調査を十分に行う必要があります。

問 5 改修工事の場合、工程に関して、発注者が施工条件明示として記載すべき事項はありますか。

答 5 改修工事においては、建物を使用しながら工事を実施するなどの多様な制約を踏まえ、工程に関する施工条件を設定すること、工程に影響を及ぼす施工手順を明示することが求められます。

①特定の条件が付された当該工事の工程に影響を及ぼすと考えられる場合

→（記載例）作業可能日・時間、施工手順等を示す。

②工事を安全かつ効率的に進めるために、複数の作業範囲に分割する場合

→（記載例）作業の着手順序、作業工程、資機材の搬入経路等を示す。

(2) 「指定」と「任意」の考え方（仮設）

問6 任意仮設の設計変更の考え方について教えてください。

答6 設計変更は、約款第18条又は第19条の規定により図面または仕様書を変更することとなる場合において、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ発注者が受注者に指示することをいいます。任意仮設は、約款第1条第3項により、受注者がその責任において定めるものとされているため、設計変更の対象となりません。

一方、施工条件と実際の工事現場が一致しない場合や当初発注時点で予期しえなかった現場条件等が確認された場合は、受発注者間の協議により、設計変更の対象となり、これに伴う任意仮設の変更は、請負代金額の変更の対象となります。

問7 設計変更ガイドラインの「指定」と「任意」の考え方で、「参考図書で示した内容と施工内容が大幅に異なる場合」は、何に基づいて「協議」の対象となるのですか。

答7 「参考図等で示した内容と施工内容が大幅に異なる場合」の協議は、約款第18条第4項第3号に基づき、受発注者間で行われます。

問8 重機等施工機械の移動範囲の地盤強度が足りないことから、当初契約時の設計図書に無い敷鉄板等の仮設物が必要となりました。発注者がその必要性を認めた場合、設計変更の対象となりますか。

答8 仮設物の施工方法は任意であるため、原則として設計変更の対象となりません。

ただし、工事契約後の現地調査等の結果により地盤強度が足りないことが判明した場合は、約款第18条第1項第4号に該当するものと考えられるため、受発注者間の協議により、設計図書の変更を行い、請負代金額を変更する事も可能です。

問9 雨水排水管等の地下埋設物の設置にあたり、発注者はオープンカット（任意）によることを見込んでいたが、受注者から土留めとして矢板を設置して掘削したいとの提案を受けました。この場合、設計変更の対象となりますか。

答9 工事の目的は地下埋設物等を設置することであり、その施工方法は任意です。この場合の矢板については任意の仮設物となるため、受注者の提案は、原則として設計変更の対象となりません。

ただし、発注者の想定するオープンカットによる施工が現場の諸条件等を踏まえ合理的ではないことが判明した場合などの当初発注時点で予期しえなかった現場条件等が確認された場合は、受発注者間の協議により、設計図書の変更を行い、請負代金額を変更する事が考えられます。

問10 施工条件の変化により、タワークレーンの仕様とともに、取付・解体用の補助クレーンにも変更が必要となる場合、取付・解体用の補助クレーンについても設計変更の対象となりますか。

答10 施工方法は任意であるため、タワークレーン本体及び取付・解体用の補助クレーンについては原則として設計変更の対象となりません。

ただし、発注者の想定する施工方法が現場の諸条件等を踏まえ合理的ではないことが判明した場合などの当初発注時点で予期しえなかった現場条件等が確認された場合は、受発注者間の協議により、設計図書の変更を行い、請負代金額を変更する事が考えられます。

その場合は、タワークレーン及びこれと連携して使用する取付・解体用の補助クレーンとは一体で機能するものであることから、タワークレーン本体の仕様等が変更となる場合には、取付・解体用の補助クレーンも含めて請負代金額の変更を行うこととなります。

(3) 個別事例

問11 工事契約後、使用材料の入手が不可能（生産中止等）なことが判明し、材料規格を変更する場合、設計変更の対象となりますか。

答11 受注者の調査により、工事契約後に設計図書に示された使用材料の入手が不可能であると判明した場合は、約款第18条第1項第2号に該当するものと考えられるため、設計変更の対象となります。

なお、発注者は使用材料を変更することによる建築物への設計上の妥当性及び経済性等の検討を行う必要があります。

問12 工事契約後、使用材料の入手に想定以上の時間がかかることが判明し、材料規格等を変更する場合、設計変更の対象となりますか。

答12 受注者は、使用材料の入手にかかる時間について工事契約前に想定し、工事を受注したと考えられます。よって約款第18条第1項の条件変更等には該当しないので、原則として設計変更の対象となりません。

ただし、発注者の使用材料の選定に明らかに責がある場合及び発注段階では想定されない事象により材料等を変更せざるを得ない場合は、設計変更の対象となる事も考えられます。

問13 工事範囲の一部が一時中止期間中となった場合の建設機械のリース代等の費用についてはどうなりますか。

答13 受注者の責によらない「地中障害物」により工事の一部を一時中止した場合に必要な建設機械のリース代等の費用は、約款第20条3項により中止期間中において現場維持や工事の続行に備えて保持するために必要となる費用等に該当すると考えられます。発注者は、工事一時中止に伴う増加費用について、受注者から請求があった場合は、必要があると認められるときは契約変更を行うこととなります。

問14 施工条件特記仕様書に交通誘導員Bとの記載があったところですが、工事契約後、所轄警察署に当該工事での交通誘導員の配置について確認したところ、交通誘導員Aの配置を求められました。その場合、設計変更の対象となりますか。

答14 交通誘導員Aは警備員等の検定等に関する規則第2条（平成17年国家公安委員会規則第20号）により都道府県公安委員会が必要と認める場合に配置することが求められています。

交通誘導員は指定仮設として施工条件に明示することが求められているところであり、その変更は約款第18条第1項第4号に該当すると考えられるため、受発注者間の協議により、設計変更の対象となります。

（4）その他

問15 総合評価落札方式により受注した工事における技術提案についても、設計変更できますか。

答15 総合評価落札方式は、価格と技術提案その他の価格以外の要素について総合的に評価を行い、落札者を決定する方式です。契約の前提として示され、評価された技術提案は、受注者の責任において原則として履行されなければなりません。このような前提から、技術提案の内容の如何にかかわらず提案内容を反映させるための設計変更はできません。

ただし、技術資料に記述した提案であっても、工事施工途中の条件変更等によって、当該提案内容を変更することが合理的な場合は、適切に設計変更に係る手続きを行うものとなります。

問16 関連工事の調整等で工期内に工事を完成することができない場合、工期延長の請求はできますか。

答16 約款21条のとおり受注者の責めに帰すことができない場合は請求できます。受注者から工期延長請求書を提出して下さい。

II 工事一時中止ガイドライン

1 工事一時中止ガイドラインの運用

(1) 工事の現状及び課題

一部の建築工事では、当初契約締結時に予測できない人為的事象や天災等の発生に伴う工事現場の状態の変化等により、工事の継続が困難な状況に陥る場合があります。そうした場合、工事現場の維持等に要する費用の適切な計上が必要です。

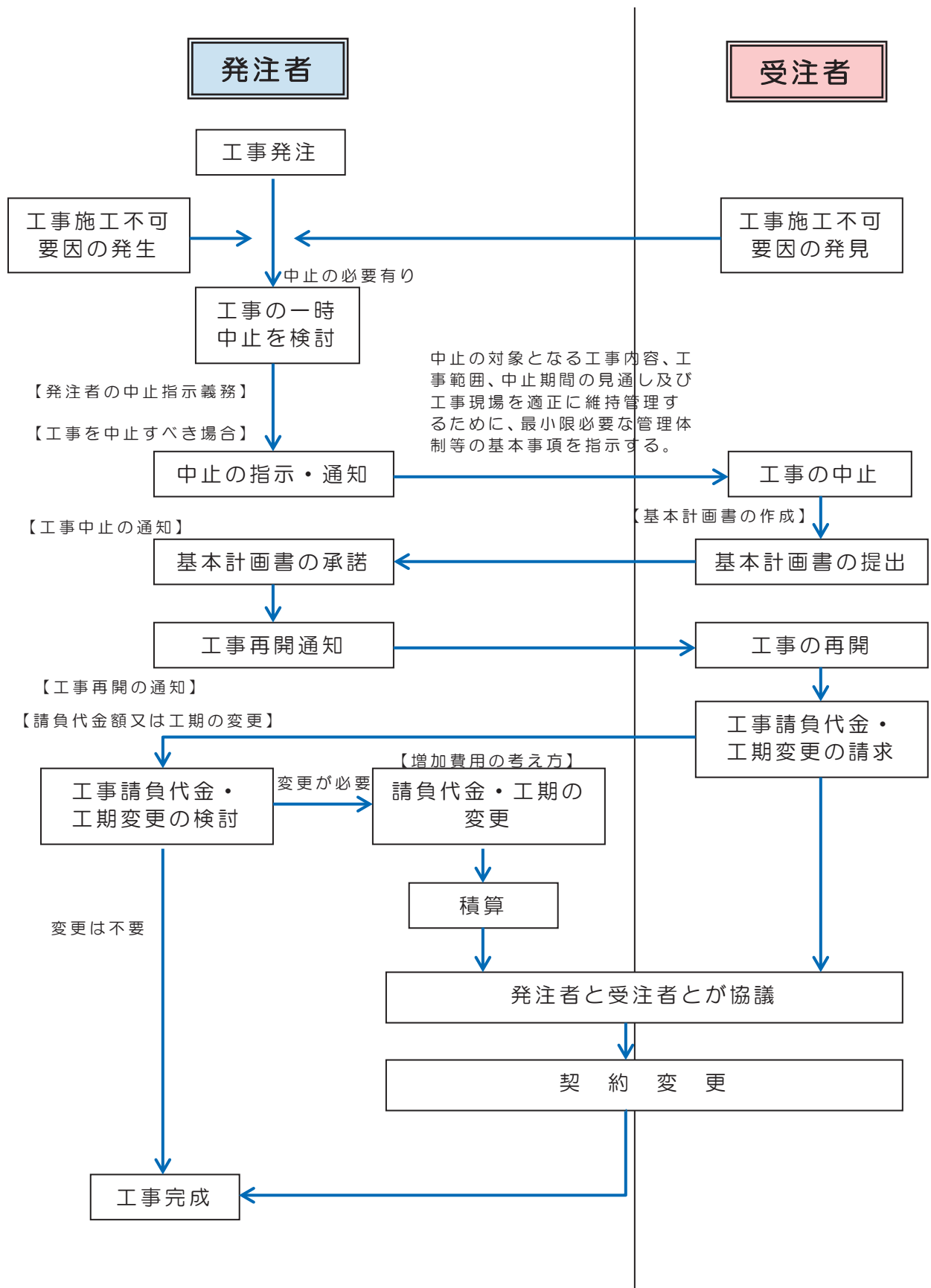
(2) 工事一時中止のガイドラインの策定

発注者は、静岡県建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第20条の規定に基づき、受注者の責めに帰することができないものにより、工事目的物等に損害が生じ若しくは工事現場の状態が変動したことにより、施工できなくなった工事については、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければなりません。

(3) 適用

本ガイドラインは、静岡県が発注する建設工事のうち、「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」、「建築物解体工事共通仕様書」、「公共建築木造工事標準仕様書」及び「公共住宅建設工事共通仕様書」を適用する建築工事及び建築設備工事に適用します。

2 工事の一時中止に係る基本フロー



3 発注者の中止指示義務

【約款第20条第1項】

受注者の責めに帰すことができないものにより、工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

受注者の帰責事由によらずに工事の施工ができないと認められる場合、受注者は、工事施工をする意思があっても施工することができず、工事が中止状態となります。このような場合、発注者が工事を中止させなければ、中止に伴い必要とされる工期又は請負代金額の変更は行われず、負担を受注者が負うこととなります。



また、約款第16条に規定する発注者の工事用地等確保の義務、約款第18条に規定する施工条件の変化等における手続きと関連する為、工事の中止については、発注者及び受注者の十分な理解のもとに適切に運営される必要があります。



これらにより、発注者は、工事の中止を受注者に通知し、工期又は請負代金額を適正に確保する必要があります。

注) 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては次のとおりです。

- ・ 工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間です。
- ・ 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期*となった場合は、技術者の途中交代が認められます。

【監理技術者制度運用マニュアルより：国土交通省総合政策局】

*大幅な工期延期とは、約款第45条第1項(2)を準拠して、「延期期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超える」場合を目安とします。

4 工事の中止

工事の中止を行う場合は、次に定めるとおりとなります。

【約款第20条第1項】

工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき

(具体例)

- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため（約款18条）施工を続けることが不可能な場合等
- 設計変更等により計画通知手続きが必要になり、工事の施工を止める必要がある場合
- 同一現場内に建築、電気設備、機械設備等の複数の工事があり、一部の工事の契約が成立せず、他の契約済みの工事の施工ができない場合
- 同一現場内に建築、電気設備、機械設備等の複数の工事があり、一部の工事で大幅な施工の遅延が生じ、他の契約済みの工事の施工ができない場合
- 同一現場内に建築、電気設備、機械設備等の複数の工事があり、一部の受注者の倒産等により施工できない状況が発生し、他の契約済みの工事の施工ができない場合

【約款第20条第1項】

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって、受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき

※「工事を施工できないと認められる場合」とは、客観的に認められる場合を意味し、発注者又は受注者の主観的判断によって決まるものではありません。

(具体例)

- 地中障害物・埋設物等の調査及び処理を行う場合
- 埋蔵文化財の調査又は発掘を行う場合
- 天災等により地形等に物理的な変動があった場合
- 妨害活動を行う者による工事現場の占拠及び著しい威嚇行為があった場合

- ☆ 上記2つの規定以外にも、発注者が必要であると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができます。【約款第20条第2項】

5 中止の指示・通知

【約款第20条第2項】

発注者は、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

(1) 発注者の中止権

- ・発注者は、「必要があると認める」ときは、任意に工事を中止させることができます。
 - ※「必要があると認める」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については、発注者の判断となります。
- ・発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られます。

(2) 工事の中止期間

- ・受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することになりますが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多いと思われます。このような場合、発注者は、工事中止の原因となっている事案の解決に、どのくらい時間を要するのか計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要があります。
- ・発注者は、一時中止している工事について、施工可能と認められたときに工事の再開を指示しなければなりません。
- ・これらの事から、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になった時までとなります。

- ☆ 発注者は、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を受注者に指示することとします。

6 基本計画書の作成

(1) 基本計画書の作成指示

- ・工事期間中における工事現場の管理は受注者が行うことになっており、発注者は工事を中止する場合において、受注者に中止期間中の工事現場の管理に関する計画の作成を指示します。
 - ※受注者は工事期間中の工事現場の管理を「善良な管理者の注意」をもって行います。（「善良な管理者の注意」とは、「職業や専門家としての能力、社会的地位などから、通常期待される注意義務のこと」をいいます。）

※受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにします。

※実際に工事着手する前の事前調査や施工計画作成中であっても、現場の管理は必要であることから基本計画書の提出を受け、承諾を行うこととします。

(2) 基本計画書の記載内容

- ・中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び機械器具等の確認に関すること
- ・中止に伴う受注者側の工事現場の体制縮小と再開に関すること
- ・工事現場の維持・管理に関する基本的事項

☆ 工事一時中止期間中の工事現場の管理に係る内容を「特記仕様書」に明記します

7 請負代金額又は工期の変更、増加費用の負担

【約款第20条第3項】

発注者は、工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、請負代金額又は工期を変更し、一時中止に伴う増加費用を負担しなければならない。

- ☆ 「必要があると認められるとき」とは、客観的に認められる場合を意味します。
- ☆ 中止がごく短期間である場合や中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行います。

(1) 請負代金額の変更

- ・一時中止に伴い設計図書の変更を行った場合の材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理します。

(2) 増加費用の負担

- ・「暴風雨の場合など契約の基礎条件の事業変更」により生じた増加費用や「発注者に過失がある場合」や「事情変更」により生じた損害については発注者が負担します。

※増加費用と損害は区別しないものとします。

(3) 工期の変更

- ・工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当です。
- ・地震、災害等の場合は、後片付け期間や復興期間に長期を要する場合があります。

- ・後片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能です。

8 増加費用の考え方

(1) 本工事施工中に中止した場合

ア 増加費用の範囲

- ・増加費用は、発注者が工事の一時中止（一部一時中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用します。
- ・増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用であり、受注者の本支店における必要な費用とします。

(ア) 工事現場の維持に要する費用

- ・中止期間中に工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等

(イ) 工事体制の縮小に要する費用

- ・中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等

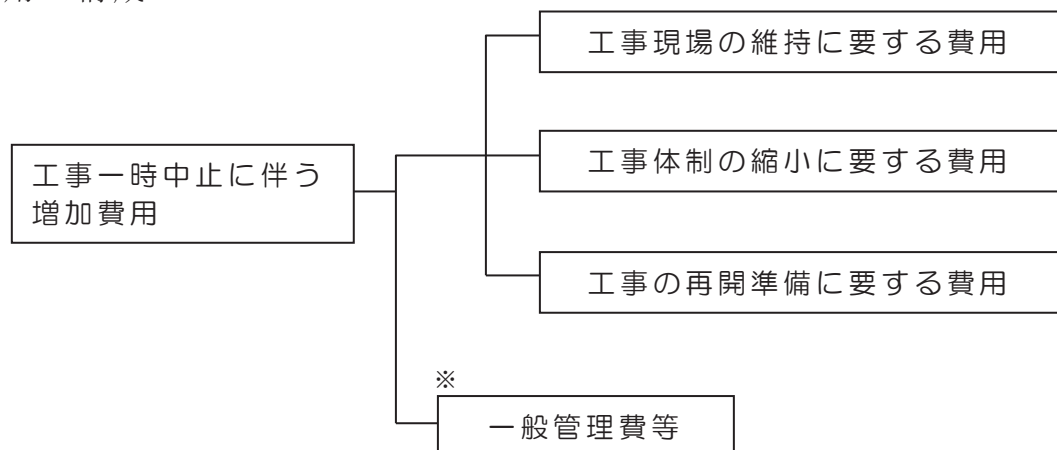
(ウ) 工事の再開準備に要する費用

- ・工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

イ 増加費用の算定

- ・増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者で協議して行います。
- ・増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費用の内容について積算します。

増加費用の構成

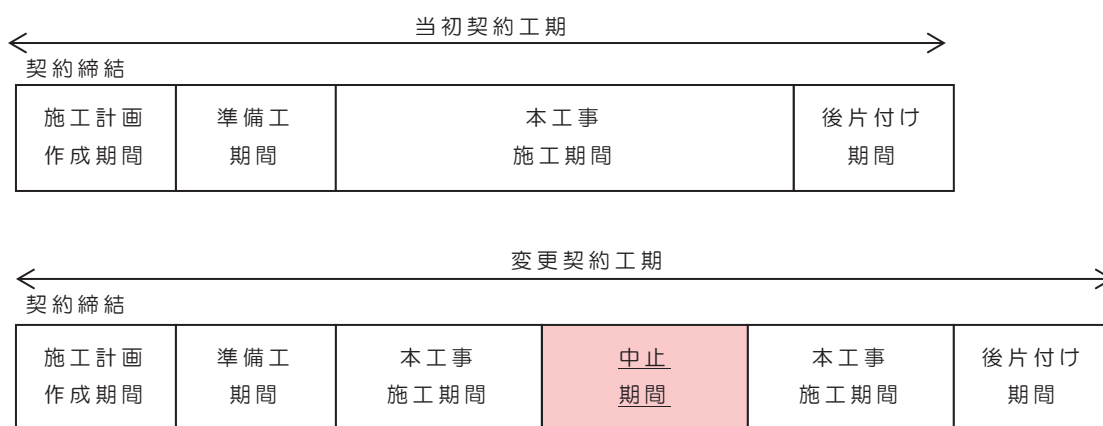


※一時中止に伴う本支店における増加費用を含む

ウ 増加費用の積算

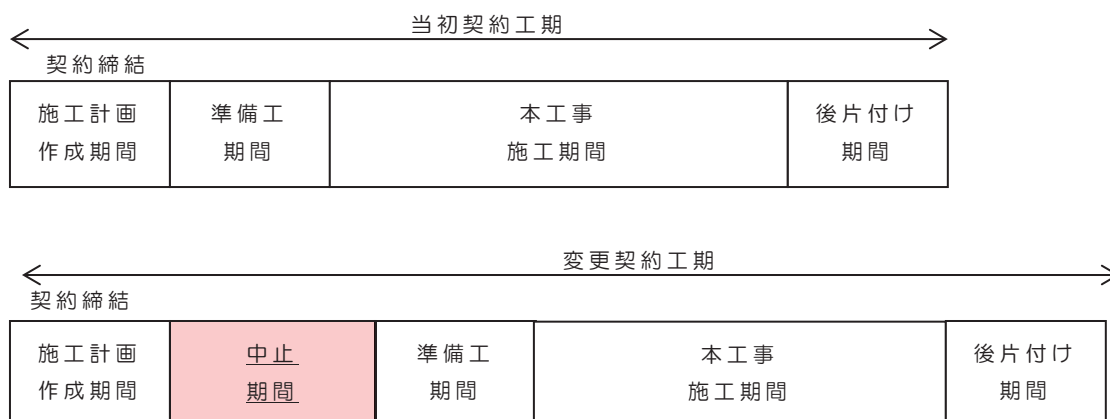
- ・増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象^{注)}に受注者から増加費用に係る見積りを求め、発注者と受注者とが協議を行い算定します。
- ・見積りを求める場合、中止期間全体に係る見積り（例えば中止期間が4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積り）とします。

注) 増加費用の算定（請負代金額の変更）は、施工着手後を原則として対象とし、施工着手前の費用に関する発注者と受注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分調整を行ってください。



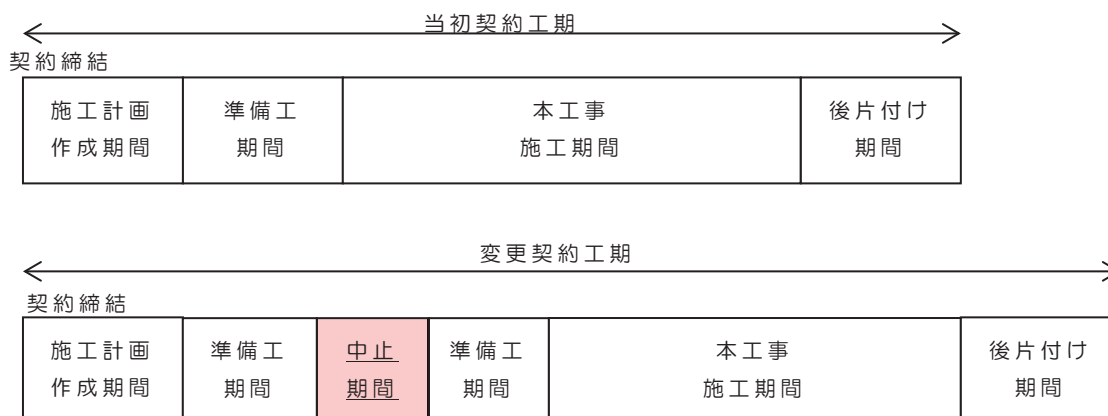
(2) 契約後準備着手前に中止した場合

- ・契約後準備着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態での測量等の準備に着手するまでの期間をいいます。
- ・発注者は、上記の期間中に、準備又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知します。
- ・一時中止に伴う増加費用は計上しません。



(3) 準備期間に中止した場合

- ・準備期間とは、契約締結後で、現場事務所を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいいます。
- ・発注者は、上記の期間中に、本工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知します。



【増加費用について】

- 増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用します。
- 増加費用は、現場事務所の維持費、土地の借地料及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の作業手当）等が想定されます。
- 増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者とが協議して決定します。（積算は受注者から見積りを求めて行います。）

9 増加費用の内訳書及び事務処理上の扱い

(1) 増加費用の内訳書における取扱い

- ・増加分の費用は、中止した工事の内訳書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の工事費とは別計上とします。

(2) 増加費用の事務処理上の取扱い

- ・増加分の費用は、受注者の請求があった場合に負担します。
- ・増加分費用の積算は、工事再開後速やかに発注者と受注者が協議して行います。

(参考様式)

様式 1

平成 年 月 日

(受 注 者) 様

(発 注 者)

請負工事の一時中止について

工事名：

工期：平成 年 月 日から平成 年 月 日

平成 年 月 日付けで契約した標記工事は下記により工事を中止するよう、静岡県建設工事請負契約約款第20条第 項の規定により通知します。

記

- 1 一時中止を必要とする理由
- 2 一時中止の内容
 - (1) 中止する工事の工種等
 - (2) 中止する工事区域
 - (3) 一時中止の期間
 - (4) 管理体制等の基本的事項
中止期間中における工事現場の維持管理を別紙 1 により行うこと
 - (5) 基本計画書の提出
中止期間中の維持管理に関する基本計画書を様式 2 により提出し承諾を得ること

(参考様式)

別紙 1

一時中止期間中における工事現場の
維持、管理等の基本的事項

(維持、管理等について、詳細に記述する。)

様式 2

(参考様式)

平成 年 月 日

(発 注 者) 様

(受 注 者)

工事一時中止に伴う工事現場の維持、管理等に関する
基本計画書について

工事名：

平成 年 月 日付けで工事一時中止の通知があった標記工事について、
別紙のとおり基本計画書を提出します。

(参考様式)

別紙

基本計画書

- 1 中止時点における内容
 - (1) 中止する工種の出来高
 - (2) 職員の体制
 - (3) 労務者数
 - (4) 搬入材料
 - (5) 建設機械器具等
- 2 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事
- 3 中止期間中の工事現場の維持、管理に関する事
- 4 中止した工事現場の管理責任に関する事

様式 3

(参考様式)

平成 年 月 日

(受 注 者) 様

(発 注 者)

一時中止中の請負工事の再開について

工事名：

中止期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日

平成 年 月 日付け通知の標記工事は、平成 年 月 日より再開するよう通知します。

Ⅲ 参考資料

参考資料

【静岡県建設工事請負契約約款（抜粋）】（平成27年3月最終改正）

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、契約書記載の工事の請負契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の仕様書、設計書（「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」、「建築物解体工事共通仕様書」、「木造建築工事標準仕様書」及び「公共住宅建設工事共通仕様書」を適用する建築工事及び建築設備工事は除く。以下同じ。）及び図面（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの仕様書、設計書及び図面を「設計図書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

（2項 省略）

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

（4項 省略）

5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

（以下、略）

（監督員）

第9条 発注者は、監督員を定めたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

（3項 省略）

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、涌水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更す

ることができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、当該請求に係る工期の延長をしなければならない。この場合において、当該工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合にあつては、当事者は必要に応じ請負代金額を変更し、発注者は受注者に生じた損害につき必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用

を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。この場合においては、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

【施工条件明示について】

施工条件は契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとします。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容及び開始又は完了の時期 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容並びに成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容 5. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 6. 設計工程上見込んでいる休日日数以外の作業不能日数等 7. 指定部分がある場合は、指定部分の規模（範囲）及び工期
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合は、その内容 2. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合、又は、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後等調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 交通誘導員の配置を指定する場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般道路を搬入、搬出路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入、搬出路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 仮道路の仕様と設置期間及び工事終了後の処置

明示項目	明示事項
仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合は、その構造、工法及びその施工範囲 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産物関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設発生土が発生する場合は、その受入場所及び仮置き場所までの距離等及び処分又は保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用又は減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離等の処分条件
工事支障物件等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件に係る工事期間と重複して施工する場合は、その工事内容、期間等
排水関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合は、その工法、処理の方法、放流先、予定される排水量、水質基準及び放流費用 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間
薬液注入関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2. 周辺環境に与える影響の調査が必要な場合は、その内容
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等 2. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 3. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件及びその内容等 4. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 5. 工事用水及び工事用電力等を指定する場合は、その内容 6. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 7. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期

1 - 6 建築工事検査・立会い一覧

本表は、標準仕様書において「監督員の検査」及び「監督員の立会い」が必要であると規定されている事項を抽出した参考資料です。各事項の詳細内容については、標準仕様書を確認してください。

区分	標仕	内容	検査	立会い
公共建築工事標準仕様書(平成31年版)				
1章 各章共通事項	1.3.6	品質管理		
"	1.4.4	工事現場に搬入した材料		
"	1.4.5	試験		
"	1.5.5	施工の検査		
"	1.5.7	施工の立会い		
2章 仮設工事	2.2.1	縄張り		
"	2.2.2	ベンチマーク		
"	2.2.3	遣方		
3章 土工事	3.2.1	根切り		
4章 地業工事	4.2.1	支持地盤の試験		
"	4.5.5	掘削深さ及び支持層		
5章 鉄筋工事	5.1.3	主要な配筋		
6章 コンクリート工事	6.9.6	構造体コンクリートの仕上りの補修		
"	6.9.6	構造体コンクリートのかぶり厚さ不足の補修		
7章 鉄骨工事	7.4.8	ボルト締付け後の確認結果記録		
"	7.10.5	鉄骨建方完了		
9章 防水工事	9.1.3	防水層の施工		
11章 タイル工事	11.1.5	タイル接着力試験不合格の場合の措置		
公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)				
1章 各章共通事項	1.3.6	品質管理		
"	1.4.4	工事現場に搬入した材料		
"	1.4.5	試験		
"	1.6.5	施工の検査		
"	1.6.7	施工の立会い		
3章 防水改修工事	3.1.3	防水層の施工		
4章 外壁改修工事	4.5.8	タイル接着力試験不合格の場合の措置		
6章 内装改修工事	6.16.2	タイル接着力試験不合格の場合の措置		
8章 耐震改修工事	8.3.1	主要な配筋		
"	8.8.6	構造体コンクリートの仕上りの補修		
"	8.8.6	構造体コンクリートのかぶり厚さ不足の補修		
"	8.14.8	ボルト締付け後の確認結果記録		
"	8.19.3	鉄骨組立完了		
"	8.23.6	鋼板等組立		
"	8.28.3	根切り		
"	8.28.4	支持地盤の試験		
9章 環境配慮改修工事	9.1.3	石綿含有吹付け材の除去		

区分	標仕	内容	検査	立会い
公共建築木造工事標準仕様書(平成31年版)				
1章 各章共通事項	1.3.6	品質管理		
"	1.4.4	工事現場に搬入した材料		
"	1.4.5	試験		
"	1.5.5	施工の検査		
"	1.5.7	施工の立会い		
2章 仮設工事	2.2.1	縄張り		
"	2.2.2	ベンチマーク		
"	2.2.3	遣方		
5章 軸組構法(壁構造系)工事	5.5.1	加工材の寸法及び含水率		
"	5.5.6	建方精度		
6章 軸組構法(軸構造系)工事	6.5.1	加工材の寸法及び含水率		
"	6.5.7	建方精度		
7章 枠組壁工法工事	7.5.1	加工材の含水率及び寸法		
8章 丸太組構法工事	8.5.1	加工材の寸法及び含水率		
9章 CLTパネル工法工事	9.5.1	加工材の寸法及び含水率		
"	9.5.7	建方精度		
建築物解体工事標準仕様書(平成31年版)				
1章 各章共通事項	1.5.4	施工の検査		
"	1.5.5	施工の立会い		
6章 石綿含有建材の除去及び処理	6.3.4	石綿含有吹付け材の除去		

1-7 建築分野における「監理タイムマネジメント」の運用について（通知）

建 技 第 1 4 3 号
令和元年6月12日

交通基盤部内関係各課長
交通基盤部内各出先機関の長 様
(建築主務課関係)

建設技術企画課長

建築分野における「監理タイムマネジメント」の運用について（通知）

交通基盤部では、土木技術職員の技術力向上策の一環として、平成30年度より「監理タイムマネジメント」に取り組んでいます。建築分野においても、建設業界の働き方改革や担い手確保に向けた受発注者の協働による就業環境改善の取組として、本取組を実施する必要があることから、下記のとおり運用することとしますので通知します。

記

1 適用時期及び適用対象

令和元年7月1日以降、交通基盤部において入札公告又は指名通知する建築（建築設備を含む）に係る工事及び業務委託に適用する。

2 実施方法

1) 「監理タイムマネジメント」の取組について（依頼）（平成30年3月28日建技第460号（※））の、監理タイムマネジメント実施要領に準拠する。ただし、「監理タイムマネジメント記録様式」及び要領4.（3）については適用せず、以下のとおりとする。

- ・記録様式

別紙「監理タイムマネジメント記録様式（建築）」を使用する。

- ・要領4.（3）

業務完了後、受注者は、必要事項を記録様式に記入の上、担当監督員を介さず、総括監督員へ直接提出する。

2) 別添の「監理タイムマネジメント（建築）特記仕様書」を発注時に添付する。
（※）平成29年度中の通知であったため当時の交通基盤部内関係課にのみ送付されており、営繕関係課には未送付。

担当：建設技術企画課
技術調査班(建築)
電話：054-221-2168

監理タイムマネジメント 実施要領

1. 目的

受発注者間において、工事・設計業務等の業務環境を改善し、より一層の業務の円滑な実施と品質向上に努めることを目的とする。

2. 対象

平成 30 年 4 月以降契約する工事及び業務委託

3. 実施内容

実施内容については、以下の設定項目（1）を「①ワンデーレスポンス」、（2）～（6）を「②ウィークリースタンス」とする。上記①については、全ての対象業務で実施する。上記②については、ノー残業デーなどの労働環境改善の取り組みが各企業で異なること、業務内容による特性が考えられるため、業務着手時の打合せにおいて受発注者間で確認、調整のうえ実施する内容を設定し実施する。

【設定項目】

- （1）質問や協議等に対し、24 時間以内に何らかの回答を受けた
- （2）休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない
- （3）休前日（金曜日）は新たな依頼をしない
- （4）16 時以降の打合せは行わない
- （5）作業内容に見合った作業期間確保
- （6）ノー残業デーは勤務時間外の依頼はしない

なお、緊急的な対応等により、受発注者間で協議した取り組みが実施出来ない場合の対処方法について双方で協議すること。また、設定した内容は打合せ議事録等に記載すること。

4. 運用方法

- （1）発注者は、契約後速やかに別紙「監理タイムマネジメント 記録様式」を受注者へ提供する。
- （2）業務着手時に受発注者の勤務時間、定時退社日などの就業環境や、業務特性等を勘案し、実施日、実施時間等、実施する内容を設定する。
- （3）業務完了後、受注者は、必要事項を記録様式に記入の上、原則、検査時に検査監（員）へ提出する。その後、検査監（員）は総括監督員へ記録様式を提出し、総括監督員は記録様式を保管する。ただし、本課検査監が出先事務所へ立ち寄らない場合は、企画検査課随員（又は担当監督員）に記録様式を提出し、総括監督員へ提出するものとする。
- （4）総括監督員が保管する記録様式は、工事推進ミーティングなどの課内（班内）会議で課員へフィードバックする際に活用し、更なる業務改善を図る。
- （5）技術監理センターは、上半期（9月）、下半期（3月）にフィードバック状況と業務改善に対し、アンケートを実施し、取組状況を把握する。

附則

この要領は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

監理タイムマネジメント（建築） 特記仕様書

1. 目的

受発注者間において、工事・設計業務等の業務環境を改善し、より一層、業務の円滑な実施と品質向上に努めることを目的とする。

2. 実施内容

実施内容については、以下の設定項目（1）を「①ワンデーレスポンス」、（2）～（6）を「②ウィークリースタンス」とする。上記①については、全ての対象業務で実施する。上記②については、労働環境改善を目的として、業務内容の特性や受注者の社内規則などを考慮し、業務着手時の打合せにおいて受発注者間で確認し決定する。

【設定項目】

- （1）質問や協議等に対し、24時間以内に何らかの回答を受けた
- （2）休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない
- （3）休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない
- （4）16時以降の打合せは行わない
- （5）作業内容に見合った作業期間確保
- （6）ノー残業デーは勤務時間外の依頼はしない

なお、緊急的な対応等により、やむを得ず設定項目が実施出来ない場合は、双方で協議し、再設定した内容は協議書等を作成し、監督員に提出する。

3. 運用方法

- （1）発注者は、契約後速やかに別紙「監理タイムマネジメント 記録様式（建築）」を受注者へ提供する。
- （2）業務着手時に受発注者の勤務時間、定時退社日などの就業環境や、業務特性等を勘案し、実施日、実施時間等、実施する内容を設定する。
- （3）監督員は決定事項に基づき協議記録を作成し、受注者と共有する。
- （4）業務完了後、受注者は、必要事項を記録様式に記入の上、担当監督員を介さず、総括監督員へ直接提出する。

監理タイムマネジメント 記録様式(建築)

発注事務所名: _____
 発注担当課名: _____
 発注担当監督員名: _____
 受注者名: _____

工事・業務名: _____

●受注者は、業務完了後、「監督員が取り組むべき内容」に対する達成度を「取組確認」欄に「○・△・×」形式で記入し、担当監督員を介さず、総括監督員へ直接提出し、総括監督員はそれを保管する。

監督員が取り組むべき内容	取組確認	備考
(1) 質問や協議等に対し、24時間以内に何らかの回答を受けた		
(2) 休日明け日(月曜日等)は依頼の期限日としない		十分な作業期間が確保されている場合は対象外
(3) 休前日(金曜日)は新たな依頼をしない		十分な作業期間が確保されている場合は対象外
(4) 16時以降の打合せは行わない		受発注者合意の場合は対象外
(5) 作業内容に見合った作業期間確保		
(6) ノー残業デーは勤務時間外の依頼はしない		ノー残業デーを定めていない場合は対象外

- : 業務全体を通しての取組がおおむね8割以上
- △ : 業務全体を通しての取組がおおむね半分程度
- × : 業務全体を通しての取組がおおむね3割以下
- : 対象外

「監理タイムマネジメント」の取組に対する改善点、提案等があれば記入してください。

2-1 静岡県建設工事検査要領

静岡県建設工事検査要領

(目的)

第1条 この要領は、静岡県が発注する工事の検査を執行するために必要な事項を定め、もって検査の円滑な遂行に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 検査員 検査技監若しくは検査監又は知事若しくはかい長が工事の検査を命じた職員をいう。
- (3) 本庁検査 工事検査課が行う検査をいう。
- (4) 主管事務所検査 農林事務所又は土木事務所が行う、他の事務所等の検査をいう。
- (5) 技術検査 工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来栄えについて行う技術的な検査をいう。
- (6) 検査事務所長 主管事務所検査を行う事務所の長をいう。
- (7) 課長 静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号。以下「組織規則」という。）第60条に規定する本庁の課長をいう。
- (8) 出先機関の長 組織規則第69条に規定する出先機関の長をいう。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次のとおりとする。

- | | |
|--------|---|
| 完成検査 | 工事の完成の確認を行う検査 |
| 一部完成検査 | 工事の一部が完成し引渡しを受ける既済部分の完成の確認を行う検査 |
| 出来形検査 | 工事の完成前に部分払いをしようとするとき、又は契約解除による引渡しを受けるときに出来形の確認を行う検査 |
| 中間検査 | 工事の施工中に施工状況等の確認を行う検査 |

(検査の対象)

第4条 本庁検査及び主管事務所検査の対象は、別に定める「静岡県建設工事検査要領の本庁検査・主管事務所検査の対象」によるものとする。

2 前項の規定により検査を行うことが困難又は適当でない場合は別途工事検査課長と協議するものとする。

(兼務の禁止)

第5条 検査員は、同一工事において次の各号の一に該当する検査を行う場合を除き、監督員を兼ねることはできない。

- (1) 検査の時期における災害その他異常な事態の発生等により、監督員以外の職員により行うことが著しく困難な検査
- (2) 検査を行うために特別の技術を要するため、監督員以外の職員により行うことが著しく困難な検査
- (3) 維持修繕に関する工事で、施工後直ちに行わなければ給付の完了の確認が著しく困難な検査

(技術検査)

第6条 検査員は、完成検査、一部完成検査及び中間検査時に技術検査を行うものとする。

(検査申請)

第7条 受注者は、中間検査を受ける必要があるときは、静岡県建設工事検査要領細則に定める中間検査申請書《4-101ページ参照》を発注者に提出するものとする。

2 課長及び出先機関の長（以下「発注機関の長」という。）は、本庁検査又は主管事務所検査対象工事の場合で次の各号のいずれかに該当するときは、内容を確認し静岡県建設工事検査要領細則に定める工事検査申請書《4-102ページ参照》に工事検査記録（様式第3号）《4-103ページ参照》を添えて、工事検査課長又は検査事務所長に提出するものとする。

- (1) 完成届出書を受理したとき。
- (2) 出来形確認請求書を受理したとき。
- (3) 契約の解除の通知をし、又は解除の通知を受けたとき。
- (4) 中間検査申請書を受理したとき。

(検査の命令)

第8条 工事検査課長又は検査事務所長は、工事検査申請書を受理したときは、当該申請書の余白に検査を担当する職員を記載し検査の命令を行うものとする。

2 発注機関の長は、前条第2項の工事以外の場合、同項各号の書類の余白に検査を担当する職員を記載し検査の命令を行うものとする。

(検査の時期)

第9条 検査の時期は、次のとおりとする。

完成検査・一部完成検査

完成届出書を受理した日から14日以内

出来形検査 出来形確認請求書を受理した日、又は契約の解除の通知をし、若しくは解除の通知を受けた日から14日以内

中間検査 その都度速やかに

(検査の立会)

第10条 検査は、監督員及び受注者又は現場代理人及び主任技術者等の立会のもとに行うものとする。

(検査の実施)

第11条 検査員は、契約書、設計図書及びその他の関係書類に基づき、原則、実地により検査をしなければならない。

2 検査員は、外部から明視できない部分があるときは、監督員の説明、写真その他の工事記録等により、当該部分の検査を行うことができるものとする。

3 検査員は、検査（出来形検査及び中間検査を除く。）の結果その給付が契約内容に適合すると認めるときは合格の、適合しないと認めるときは不合格の判定をしなければならない。

(検査の技術基準)

第12条 検査を実施するために必要な技術基準は、別に定める静岡県建設工事検査技術基準による。

(検査の中止)

第13条 検査員は、検査の実施に当たり、次の各号の一に該当する場合は、検査を中止することができるものとする。

(1) 受注者、現場代理人及び主任技術者等が検査の妨害をした場合

(2) 設計図書との著しい相違や重大な欠陥を発見した場合

(3) 災害その他異常な事態の発生によって、検査を実施することが困難な場合

(検査の復命)

第14条 検査員は、検査を完了したときは、静岡県建設工事検査要領細則に定める工事検査復命書《2-6ページ参照》及び工事検査記録を作成し、検査を命令した者に提出するものとする。

2 工事検査課長又は検査事務所長は、前項の復命書を受理したときは、速やかに静岡県建設工事検査要領細則に定める工事検査結果通知書《2-7ページ参照》に工事検査記録を添え検査を申請した者に通知するものとする。

(修補指示)

第15条 発注機関の長は、検査の結果不合格の工事検査復命書又は工事検査結果通知書を受理したときは、静岡県建設工事検査要領細則に定める修補指示書《2-9 ページ参照》により、受注者に修補を指示するものとする。

(再検査)

第16条 検査員は、修補完了を確認するための検査を行わなければならない。ただし、修補の内容が軽微な場合には、工事記録及び工事写真等によりその内容を確認することをもって実地による検査に代えることができるものとする。

2 第7条から第15条の規定は、前項の検査に準用するものとする。この場合「完成届出書」とあるのは「修補完了届出書」とする。

(工事成績の評定)

第17条 検査員は、検査を終了したときは、別に定める静岡県建設工事成績評定要領に基づき成績評定をするものとする。

(検査結果の通知)

第18条 発注機関の長は、工事検査復命書又は工事検査結果通知書を受理したときは、検査の結果を静岡県建設工事検査要領細則に定める工事検査結果通知書《2-8 ページ参照》により受注者に通知するものとする。

(検査結果の通知時期)

第19条 検査結果の通知時期は、次のとおりとする。

完成検査・一部完成検査

完成届出書又は修補完了届出書を受理した日から14日以内

出来形検査 出来形確認請求書を受理した日、又は契約の解除の通知をし、若しくは解除の通知を受けた日から14日以内

中間検査 その都度速やかに

附 則

この訓令乙は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月25日訓令乙第19号)

この訓令乙は、令和3年1月4日から施行する。

静岡県建設工事検査要領の本庁検査・主管事務所検査の対象

○本庁検査

工事の種類	検査対象
土木工事	1億円以上及び低入札価格調査対象工事 ※低入札価格調査対象工事以外の ICT 施工による河床掘削工並びに舗装維持修繕工は除く
農林土木工事	4,000万円以上及び低入札価格調査対象工事 ※低入札価格調査対象工事以外の主たる工種が ICT 施工による土工並びに舗装維持修繕工は除く
建築・設備工事	6,000万円以上（設備工事にあつては、3,000万円以上） 及び低入札価格調査対象工事

○主管事務所検査

土木工事

検査事務所	所管する事務所	検査対象
富士土木事務所	田子の浦港管理事務所	500万円以上1億円未満の工事 低入札価格調査対象工事以外の ICT 施工による河床掘削工並びに舗装維持修繕工
静岡土木事務所	清水港管理局	
島田土木事務所	焼津漁港管理事務所	
袋井土木事務所	御前崎港管理事務所	

農林土木工事

検査事務所	所管する事務所	検査対象
東部農林事務所	賀茂農林事務所 富士農林事務所	4,000万円未満の工事 低入札価格調査対象工事以外の主たる工種が ICT 施工による土工並びに舗装維持修繕工
中部農林事務所	志太榛原農林事務所	
中遠農林事務所	西部農林事務所	

建築・設備工事

検査事務所	所管する事務所	検査対象
沼津土木事務所	下田土木事務所 熱海土木事務所 富士土木事務所	6,000万円未満（設備工事にあつては、3,000万円未満）
静岡土木事務所	島田土木事務所	
浜松土木事務所	袋井土木事務所	

注意事項

- 1 金額は、当初契約金額

様式第4号

年 月 日	
工事検査課長（〇〇〇〇事務所長） 様 検査員職氏名 ⑩ <h2 style="text-align: center;">工 事 検 査 復 命 書</h2> <p>命により検査をしたので、復命します。</p>	
工 事 番 号	
建 設 工 事 名	
建 設 工 事 箇 所	
検 査 の 種 類	完成・一部完成・出来形（第 回）・中間（第 回）
請 負 代 金 額	
受 注 者	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
検 査 立 会 人	監督員
	受注者
検 査 年 月 日	年 月 日
検 査 の 結 果	
備 考	

- ※1 検査の結果欄には、完成・一部完成検査の場合は「合格」又は「不合格」を、出来形検査の場合は「出来形 %」を、中間検査の場合は所見又は「備考欄のとおり」を記載する。
- ※2 備考欄には、「不合格の理由」、「指示事項」（契約事項を満足しなくなる可能性がある」と判断される事項）又は「改善を要する事項」（改善を行うことで品質等の向上に寄与すると考えられる事項）等を記載する。

第 号 年 月 日	
発注機関の長 様 工事検査課長（〇〇〇〇事務所長） <h2 style="margin: 0;">工 事 検 査 結 果 通 知 書</h2>	
次のとおり、工事(完成・一部完成・出来形・中間)検査の結果を通知します。	
工 事 番 号	
建 設 工 事 名	
建設工事箇所	
検 査 の 種 類	完成・一部完成・出来形（第 回）・中間（第 回）
請 負 代 金 額	
受 注 者	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
検 査 立 会 人	監督員
	受注者
検 査 員 職 氏 名	
検 査 年 月 日	年 月 日
検 査 の 結 果	
備 考	

- ※1 検査の結果欄には、完成・一部完成検査の場合は「合格」又は「不合格」を、出来形検査の場合は「出来形 %」を、中間検査の場合は所見又は「備考欄のとおり」を記載する。
- ※2 備考欄には、「不合格の理由」、「指示事項」（契約事項を満足しなくなる可能性がある」と判断される事項）又は「改善を要する事項」（改善を行うことで品質等の向上に寄与すると考えられる事項）等を記載する。

第 号 年 月 日	
(受注者) 様	
発注機関の長	
<h2 style="margin: 0;">工 事 検 査 結 果 通 知 書</h2>	
次のとおり、工事(完成・一部完成・出来形・中間)検査の結果を通知します。	
工事番号	
建設工事名	
建設工事箇所	
検査の種類	完成・一部完成・出来形(第 回)・中間(第 回)
請負代金額	
受注者	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
検査立会人	監督員
	受注者
検査員職氏名	
検査年月日	年 月 日
検査の結果	
備 考	

- ※1 「指示事項」 契約事項を満足しなくなる可能性があるとして判断される事項
- ※2 「改善を要する事項」 改善を行うことで品質等の向上に寄与すると考えられる事項

様式第 6 号

年 月 日	
(受注者) 様	
発注機関の長	
修 補 指 示 書	
次のとおり、修補を指示する。	
工 事 番 号	
建 設 工 事 名	
建 設 工 事 箇 所	
修 補 期 限	年 月 日
修補指示事項	

2 - 2 静岡県建設工事検査要領の運用について(通知)

建 経 工 第 8 0 号
令 和 4 年 3 月 8 日

本庁関係課長
関係出先機関の長 様

交通基盤部長

静岡県建設工事検査要領の運用の一部改正について（通知）

「静岡県建設工事検査要領の運用について（通知）」（平成 28 年 3 月 28 日付建工第 115 号-2）を下記のとおり改正したので通知します。

記

- 1 改正内容
別紙の新旧対照表のとおり
- 2 適用時期
令和4年4月1日以降に契約するものから適用する。

担 当 工事検査課工事検査班
電話番号 054 221 2624

静岡県建設工事検査要領の運用

1 中間検査について（第3条）

中間検査の実施は、別添1「中間検査実施基準」によるものとする。

2 検査の対象について（第4条）

- (1) 本庁検査の対象となる検査は、知事部局に係る建設工事の検査であるが、教育委員会及び警察本部については、受託検査として、本庁検査の対象とすることができるものとする。なお、この場合の手続は、別添2「受託検査の取扱い」による。
- (2) 本庁検査の対象建築物に係る設備工事については、当初の契約金額が500万円以上のものは、本庁検査対象とすることができるものとする。

3 図面等の提出

発注機関の長は、本庁検査対象の建築・設備工事の契約を締結したときは、速やかに特記仕様書、図面、現場説明書、質問回答書、技術提案（総合評価落札方式標準型の場合）、簡易な施工計画書（総合評価落札方式簡易型の場合）及び工事実施工程表を工事検査課長に提出するものとする。

4 工事材料の製造請負契約に関する準用

この要領は、請負工事に支給する工事材料の製造請負契約について準用する。この場合において、第9条第1項及び第19条第1項中「14日」とあるのは「10日」と読み替えるものとする。

【別添1】

中間検査実施基準

（目的）

第1 この基準は、静岡県建設工事検査要領に基づく中間検査の実施について必要な事項を定めるものとする。

（中間検査の指定）

第2 中間検査の対象工事は、特記仕様書等の契約図書において指定するものとする。

（中間検査の対象）

第3 中間検査の対象となる工種、項目及び時期等は、別紙「中間検査の対象」を参考にして、監督員が受注者に指示するものとする。

（中間検査の実施）

第4 中間検査は、対象工事の施工途中における施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来栄について、関係書類に基づき実施し、施工について改善を要する事項（改善を行うことで品質等の向上に寄与すると考えられる事項）及び現地における指示事項（契約事項を満足しなくなる可能性があると判断される事項）を把握するものとする。

2 中間検査で確認した出来形部分については、完成検査、一部完成検査及び出来形検査時の確認を省略することができるものとする。ただし、その後の現場状況の変化や、受注者の管理状況等から再度の確認が必要な場合はこの限りではない。

（中間検査の復命）

第5 検査員は、中間検査を完了したときは、速やかに当該中間検査の結果について、所見、改善を要する事項及び指示事項を記載した工事検査復命書により、検査を命令した者に復命するものとする。

（その他）

第6 この実施基準により難しい場合は、工事検査課長と協議して実施するものとする。

（参考）第2により中間検査を指定する場合の契約図書への記載例

「この工事は、中間検査の対象工事でありその実施については、中間検査実施基準による。」

別紙

中間検査の対象

土木・農林工事 (省略)

建築・設備工事

1 工事別検査時期

工事種別	回数	検査時期	備考
新築・増築 工事 (建築)	1	試験杭の打設が完了後	杭工事がある 場合
	2	地中梁が完了し、埋め戻し前	
	3	躯体工事が完了し、サッシ取付中 鉄骨造は、鉄骨建方が完了し、サッシ取付中	
	4	内装の下地が完了後	
	追加1	免震、制震装置が完了後	
	追加2	工場で検査を行うことが必要な時期	
新築・増築 工事 (設備)	1	地中梁のスリーブ工事が完了し、コンクリート打設前	
	2	主要な配管及び配線が完了し、隠蔽前(埋め戻し前)	
	3	主要な機器の設置が完了後	
改修工事	-	工事内容に応じて必要な時期	
解体工事	-	工事内容に応じて必要な時期	

- ・検査の間が概ね3か月を超える場合は、次回の検査時期に達していなくても中間検査を行う。
- ・工事内容により、中間検査を省略することができるものとする。

2 工場で行う検査対象

建 築

- ・特殊な建築物等で重要なもの。

【具体例】

- ・鉄骨工場製作品、特注製作品、特殊材料のうち特に重要な材料

設 備

- ・特殊な仕様なもの。

【具体例】

- ・キュービクル、盤、大型材料等で特に重要なもの
- ・特注製作品(標準仕様書にない仕様のもの)で特に重要な材料

【別添2】

受託検査の取扱い

第1 受託検査の対象

受託検査の対象は、静岡県建設工事検査要領第4条に定める検査とする。

第2 受託検査の依頼

- (1) 受託検査の依頼は、受託検査依頼書（様式1）《4-100ページ参照》により行う。
- (2) 依頼書の受付時に、理由及び工事内容のヒアリングを行う。
- (3) ヒアリングの結果により、検査依頼の受託の可否を決定する。

第3 旅費の再配当

- (1) 受託検査に伴う旅費は、依頼者が負担する。
- (2) 受託決定後に交通基盤部経理担当課と調整し、再配当する。

2-3 静岡県建設工事検査技術基準

静岡県建設工事検査技術基準

(目的)

第1条 この技術基準は、静岡県建設工事検査要領第12条の規定に基づき、検査員が検査を実施するために必要な技術的事項を定め、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2条 検査は、当該工事を対象として、契約図書等に基づき、工事実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて行うものとする。

(工事実施状況の検査)

第3条 工事実施状況の検査は、工事の施工体制、施工状況（契約書等の履行状況、工程管理、安全管理、工事施工状況）に関する各種の記録（工事打合せ記録及び工事写真等を含む。）と契約図書とを対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形の検査)

第4条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第2に基づき行うものとする。

(品質の検査)

第5条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第3に基づき行うものとする。

(出来ばえの検査)

第6条 出来ばえの検査は、仕上げの状況、とおり、すり付け、納まりの程度及び一般的な外観について、目視又は観察により行うものとする。

別表第1（第3条関係）

工事実施状況の検査留意事項

【建築工事、設備工事】

項目	関係書類	内容
(1) 施工体制	施工体制台帳、施工体系図、その他	適正な施工体制の確保状況
(2) 契約書等の履行状況	契約書、仕様書、施工計画書、その他	指示、承諾、協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況その他契約書等の履行状況
(3) 工程管理	工程表、工事工程月報、その他	工程管理状況
(4) 安全管理	施工計画書、安全活動の記録、仮設設備点検表、重機等点検記録、その他	安全管理体制、安全設備及び点検、安全活動、関係法令の遵守状況
(5) 工事施工状況	施工計画書、工事記録簿、工事写真、その他	施工方法、施工管理、緊急時の対応、現場管理状況

別表第2（第4条関係）

出来形の検査

【建築工事】

建築工事	検査内容	検査方法
	基準高、長さ、形状、個数、径、断面寸法、厚さ、勾配、延長、膜厚、塗布量、範囲、幅、位置、ピッチ	施工計画書、施工記録、納品書、伝票、出荷証明、ミルシート、工事写真、目視及び実測等により確認

【設備工事】

設備工事	検査内容	検査方法
	形状、管径、勾配、個数等	施工計画書、施工記録、設計審査願、工場検査報告書、工事写真、目視等により確認

別表第3(第5条関係)

品質の検査

【建築工事、設備工事】

項目	検査内容	検査方法
材料	材料の品質は、設計図書と対比して適切か	品質証明書、規格証明書、材料試験結果証明書、メーカーパンフレット等により確認
施工方法及び仕様	施工方法及び仕様は、設計図書と対比して適切か	施工計画書、施工記録、納品書、工事写真、目視及び実測等により確認
機能及び性能の水準	建築物、設備又は付帯施設等の機能及び性能の水準は設計図書と対比して適切か	目視又は実際に操作、計測して検査

2-4 建築設備工事検査チェックシート

建築工事検査チェックシート

建設工事名					受注者					
請負金額	当初	円	工期	着手	建設地	監督員				
	最終	円		完成						
				延長						
工事概要	本棟	・SRC・RC・S・W・CB	階延べ面積	㎡	立会人	現場代理人				
	附属	・SRC・RC・S・W・CB	階延べ面積	㎡		主任・監理技術者				
	その他					その他				
検査区分	・中間（・A・B・C）・完成		検査員		出来高	現在	%	措置	・要	・不要
検査日						計画	%			
確認済証			設計変更		書類	・工程表 ・工程月報 ・請負代金内訳書 ・主任技術者等通知書 ・火災保険等契約書の写 ・工事カルテ受領書				
検査済証			前指示事項							
書類審査	施工計画	実施工程表		・総合工程表（・変更 ・修正）・補足工程表（・月間・週間）・掲示・チェック						
		施工体制等		・施工体制台帳（下請負・再下請負通知書、下請負契約書、建設業許可証の写） ・施工体系図（工事別責任者、掲示） ・建退共（掛金収納書、受払簿、掲示） ・有資格者（作業主任者、技能士、資格者証の写、一覧表の掲示）						
		総合施工計画書	総合施工計画	・現場組織表（現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者、電気主任技術者、掲示） ・安全衛生管理体制（安全衛生管理体制表、緊急連絡体制表、安全教育、掲示） ・災害公害体制（異常気象時の体制表、防火管理組織編成表、公害対策（騒音、振動他）、環境対策、交通安全、警備対策） ・VOC対策 ・発生材の処理 ・解体						
			総合仮設計画	・目的物位置 ・仮囲い ・搬入路 ・仮設物 ・仮設電力等 ・足場 ・揚重機 ・安全対策						
		工種別施工計画書	土	地業（・杭）	鉄筋（・材料・加工・施工・圧接）	コンクリート（配合 ・打設 ・型枠）				
			鉄骨（・製作 ・施工 ・探傷試験）	ブロック	PC版	ALC版	押出成形C板			
			防水（・アスファルト・シート・塗膜・シーリング）	石	タイル	木				
			屋根及びびとい	金属	左官	建具（・アルミ ・鋼製 ・木製）	塗装			
			内装（・天井 ・壁 ・床 ・断熱防露）	ユニットその他	排水	舗装	植栽			
			外構	電力設備	通信情報設備	給排水衛生設備	空気調和設備			
施工図	仮設	杭	土	鉄筋	型枠	コンクリート				
	鉄骨	ブロック	PC版	ALC版	押出成形C板	防水				
	石	タイル	木	屋根	金属	植栽				
	外構	各階配管(線)図	各種系統図	機器製作図						
材料計画	・使用材料（機器）報告書 ・カタログ ・見本 ・型板									
	・製作承諾図（・アルミサッシ・鋼製サッシ・木製建具）									
施工管理	記録書	・指示・承諾・協議・提出・報告書 ・工事記録簿 ・材料検査簿 ・工事日誌 ・安全記録								
	工事写真	・明確性 ・確実性（出来形、品質、作業工程、材料マーク） ・整備方法								
	官公署申請・届出等	・建基法（・確認済 ・完成） ・消防法（・計画 ・完成） ・労働安全衛生法 ・電気 ・騒音 ・産廃法 ・建設リサイクル法 ・耐震改修促進法（・認定 ・完成） ・福まち条例 ・CASBEE ・建築物省エネ法								
	その他一般共通	・養生 ・片付け ・事故 ・苦情 ・完成図 ・完成写真								

書 類 審 査	施 工 管 理	施 工 資格証明	・ガス圧接工 (技)	・溶接施工管理技術者 (資、経)	・溶接工 (資)	・スタッ ^ド 溶接工 (技、試)				
		施工管理 技術者	・場所打ちコンクリート杭地業	・I類コンクリートの製造工場	・鉄骨製作工場	・鉄骨工 事の溶接作業	・溶融亜鉛めっき高力ボルト接合			
		現場揭示	・建設業許可証	・施工体系図	・労災保険関係標識	・建退共制度適用標識	・有資格者一 覧表・緊急時連絡表	・再下請負通知書の提出案内	・建築確認済証	・鉄骨製作工場表示板
		そ の 他	・「施工プロセス」のチェックリスト (・A ・B ・C ・完成)							
書 類 審 査	施 工 管 理 (品 質 ・ 出 来 形 管 理)	材 料 品 質 証 明 (試 験 成 績 書 ・ 工 事 写 真 品 質 証 明 書 ・ 納 入 伝 票)	・杭	・砕石	・鉄筋	・溶接金網	・コンクリート (調合、強度)			
			・鋼材	・ボルト	・溶接材料	・ブロック	・PC版	・ALC版		
			・押出成形セメント板	・防水材料 (・アスファルト ・改質アスファルトシート ・塗膜)						
			・タイル	・石	・シーリング材 (・シリコン ・ポリサルファイド ・ウレタン)					
			・木材	・集成材	・長尺金属板	・粘土瓦	・とい	・軽鉄下地		
			・金属 (・笠木 ・ExpJ ・手摺 ・タラップ)	・左官材	・仕上塗材	・ロックウール				
			・アルミ建具	・鋼製建具	・木製建具	・ガラス	・石膏ボード	・合板		
			・塗料 (・錆止 ・SOP ・CL ・EP ・VE ・UC ・他)	・フローリン グブロック	・フローリン グボード	・化粧複合フ ローリング				
			・壁紙	・畳	・カーペット	・ビニール 床シート	・ビニール 床タイル	・ビニール床 の接着材		
			・合成樹脂塗床	・断熱防露材	・路盤材	・As 舗装材	・As 調合	・排水材料		
			・コンクリート二次製品	・土壌改良材	・設備材料	・地盤改良				
			・位置決定	・水平基準墨	・根切底深さ	・地耐力	・埋戻し	・残土処分		
			・試験杭 (・支 持地盤の確認)	・杭打記録 (・打込み深さ ・施工 時間 ・アースオーガー電流値 ・支持力等)	・杭頭 (・高さ ・杭芯 ・ 補強)	・杭根固め液	・杭周固定液			
・継杭溶接	・場所杭掘削	・場所杭安定液	・杭載荷試験	・砕石	・捨コン					
・配筋検査	・圧接部検査	・コンクリート 圧縮強度	・スランプ、 空気、温度	・塩化物総量	・型枠組立					
・躯体出来形	・鉄骨製品	・溶接開先等	・溶接部検査	・スタッ ^ド 曲げ	・アンカーボルト					
・鉄骨建方	・高力ボルト (・一次締 ・ナット回転法 ・他)	・超音波探傷	・ケミカルアンカー							
・ALC等建込	・防水 (・下地勾配 ・重ね長さ ・端部 ・防水下地乾燥度)	・タイル引張	・タイル打診							
・木材含水率	・軽鉄天井高	・耐火被覆 (・厚さ ・比重)	・サッシ社内	・サッシ建込						
・畳施工管理	・舗装出来形	・舗装高	・切取り厚	・路床転圧高	・路盤締固度					
・路盤転圧後	・As 施工温度	・排水勾配 (・側溝 ・排水管)	・植栽出来形	・設備						
・絶縁抵抗試 験測定結果表	・接地抵抗試 験測定結果表	・照度測定 結果表	・電界強度試 験測定結果表	・ガス気密 試験報告書	水圧試験 報告書					
・コンセント 極性試験 結果表	・排水管 通水試験 (滴水試験)	・風量測定 報告書	・試運転調整 報告書							
・産業廃棄物	・社内検査	・法定検査	・下検査							
備考										

設備工事検査チェックシート

工事名	工事			受注者				
契約金額	当初	円	工 着手	工事箇所	監督員			
	変更	円	完成					
			延長					
工事概要	建築	・SRC・RC・S・W・CB	階 延べ面積	m ²	立	現場代理人	出	
	設備				会	主任・監理技術者	出	
	その他				人	補助技術者	出	
検査区分	・中間(第 回)・完成		検査員	出来高	現在	%	措置	要・不要
検査日	平成	・			計画	%		
確認済証			設計変更	下請	・下請届 ・請書(下請契約書)			
検査済証			前指示事項					
書類	施工計画書	実施工程表	・総合工程表(・変更・修正)・補足工程表(・月間・週間)				揭示	
		施工体制等	・現場組織表(・現場代理人・主任・監理・専任監理・専門技術者・電気主任技術者) ・施工体制台帳・施工体系図(工事別責任者)・建退共の加入・受払簿				揭示	
		安全衛生管理体制	・安全衛生管理体制表・緊急時連絡体制表・安全教育				揭示	
		災害公害体制	・異常気象緊急時の体制表・防火管理組織編成表・公害(・騒音・振動・他)・環境・交通安全 ・警備対策・揭示					
		総合施工計画書	・仮設(・目的物位置・仮囲い・搬入路・仮設物・仮設電力等・足場・揚重機・安全対策)・VOC・廃材処分・解体					
	施工図	電力設備	受変電設備	通信情報設備	自動制御設備			
		発電設備	中央監視制御設備	空気調和設備	給排水衛生設備			
		電力貯蔵設備	ガス設備	さく井設備	浄化槽設備			
	材料計画	昇降機設備	医療関係設備	医療ガス設備	機械式駐車設備			
		配置図(屋外)	各階配管(線)図	各種系統図	各種詳細図			
査	記録書	機器製作図	電気室、機械室平面等					
		使用材料(機器)報告書・カタログ・見本・型板・機器承諾図						
	施工管理	製作承諾図(・受電盤・配電盤・ポンプ・生コン工場JIS)						
		記録書	・指示・承諾・協議・提出・報告書・工事記録簿・材料検査簿・工事日報(集計)・安全記録					
書	監督	工事写真	・明確性・確実性(出来形、品質、作業工程、材料マーク)・整備方法・箇所					
		官公署申請・届出等	・建基法(・確認済・完成)・消防法(・計画・完成)・労働安全衛生法・電気事業法 ・上下水道法・水質汚濁防止法・浄化槽法・ガス事業法・液化石油ガス法 ・高圧ガス法・産廃法・建設リサイクル法・騒音規制法・CASBEE・建築物省エネ法					
		その他一般共通	・養生・片付け・事故・苦情・火災保険・完成図・完成写真・取扱説明書・CORINS登録					
監督	施工資格証明書	・電気主任技術者	・電気工事事(1種・2種)	・浄化槽設備士				

			・技能士(配管・熱絶縁・建築板金・空気調和・さく井)	・あと施工アンカー	・超音波探傷試験						
			・消防設備士(甲4)	・溶接							
	その他	「施工プロセス」のチェックリスト(・中間 第 回 ・完成)									
施工管理(品質・出来形管理)	器材品質証明 (品質証明書・納入伝票・試験成績書・工事写真)	1	電力	電線保護類	電線	照明	盤	避雷	塗装	機器試験	
		2	受変電	キュービクル盤	高低圧盤	変圧器盤	開放型盤	高圧機器	直流電源装置	〃	
		3	電力貯蔵	直流電源	UPS						
		4	発電	発電機	原動機	配電盤	補機付属装置	燃料油	配管材料	〃	
		5	通信・情報	電線	電線保護類	端子盤	構内情報網	構内交換	情報表示	〃	
		6		映像・音響	拡声	テレビ共同	監視カメラ	自火災報知	ガス漏れ	〃	
		7	中央監視制御	警報盤	表示操作盤	監視制御装置	無停電装置		〃		
		8	空気調和	ボイラ類	冷凍機	冷却塔	空気調和機	全熱交換器	ポンプ・ダクト類	〃	
		9	給排水衛生	衛生器具	ポンプ	タンク	消火機器	厨房機器	配管材料		
		10	自動制御	自動制御機器	自動制御盤	中央監視	計装機材		〃		
		11	ガス	管、継手	弁、コック、栓	ガス漏れ警報器	配管雑材料	充てん容器	〃		
		12	さく井	ケーシング	スクリーン	砂利	遮水		〃		
		13	浄化槽	ポンプ	接触材	各種装置	盤	配管	電気配管配線	〃	
		14	昇降機	機械室機器	かご、乗場	レールロープ	安全装置	耐震装置	電気配管配線	〃	
		15	建築工事	鉄筋	鉄骨	コンクリート	防水材	サッシ	内装材	塗装材	
	計測・試験・検査記録・報告書・工事写真	電力	接地抵抗	絶縁抵抗	絶縁耐力	照度	点灯	極性	盤動作	盤外観構造	盤ソーケンス
受変電		構造	絶縁抵抗	耐電圧	継電機器特性	総合動作	接地抵抗	塗装	支持、固定		
電力貯蔵		構造	絶縁抵抗	総合動作							
発電		始動停止	充気、充電	負荷燃料	振動	保安継電器	絶縁抵抗	耐電圧	接地抵抗	圧力、背気圧	
通信・情報		絶縁抵抗	接地抵抗	電界強度	機能(構内情報網、構内交換、映像・音響、拡声、テレビ、監視カメラ、火災、警報、ガス漏れ、自動閉鎖)						
空気調和		蒸気水圧	油気密	水圧	冷媒気密	塗装、防錆	保温	支持、固定	防火区画		
給排水衛生		給水水圧	排水満水	排水桝	通水	塗装、防錆	埋設、防食	保温	支持、固定	スリーブ	
自動制御		絶縁抵抗	総合調整	システム構成							
ガス		気密(中間・完成)	点火	塗装、防錆	埋設、防食	鋼管、溶接	支持、固定				
さく井		揚水(予備、段階、連続)	自然水位	水質	位置図	柱状図	地質標本				
浄化槽		水張り	気密	各種機器	躯体	総合運転	※ユニット型式は水張り、総合運転のみ				
昇降機		(社)日本エレベーター協会標準による試験成績表									
建築		残土処分記録	産業廃棄物報告	根徹底深さ	くい打記録	圧設試験	コンクリート強度	躯体測定			
検査		社内完成	法定検査	下検査							
備考											

3 - 1 静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱

静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱

平成3年11月26日 管第537号

最終改正 令和3年9月21日 建経業第173号

第1 趣旨

この要綱は、静岡県（以下「県」という。）発注建設工事に係る建設生産システム合理化を図るため、「建設産業における生産システム合理化指針」（平成3年2月5日付け建設省建設経済局長通知）に定めるもののほか、県発注建設工事を施工するに当たり工事に携わる建設業者が講ずべき措置について定めるものとする。

第2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 請負人 県から直接建設工事を請け負った者をいう。
- (2) 注文者 工事が下請契約により施工される場合には、請負人のほかそれに続くすべての下請契約における注文者をいう。
- (3) 受注者 請負人からその工事の一部を請け負った者は勿論、それに続くすべての下請契約における受注者をいう。

第3 適正な契約の締結

注文者及び受注者は、工事の開始に先立ち、中央建設業審議会勧告に係る建設工事標準下請契約約款又は一般社団法人全国建設業協会制定に係る工事下請基本契約約款等により下請契約を締結するものとする。なお、請負人は、工事の一部を他の建設業者に請け負わせて施工させる場合において、静岡県建設工事執行規則第2条に規定する契約担当者（以下「契約担当者」という。）が求めたときは、同規則第15条に定める下請負人通知書を、当該下請契約書の写しを添付のうえ、遅滞なく契約担当者に提出しなければならない。

第4 適正な施工体制の確立

請負人は、建設工事における適正な施工体制の確保を図るため、別に定める施工体制台帳を整備すること等により、的確に建設工事の施工体制を確立するよう努めるものとする。

第5 建設業退職金共済制度への加入の促進等

請負人は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、当該工事に携わる建設業者の建設業退職金共済制度への加入の促進及び適正履行の確保に努めるものとする。この場合において、請負人以外の注文者は、加入の促進等が的確に行われるよう協力するものとする。

また、請負人は、請負代金額が100万円以上の工事について、掛金収納書を工事請負契約締結後1か月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後40日以内）に、契約担当者に提出しなければならない。

あわせて、請負人は、当該工事において請負人が購入した退職金共済証紙の受払簿の写し及び掛金充当実績総括表を、工事完成届の提出と同時に契約担当者に提出しなければならない。

第6 下請取引責任者の選任

請負人は、この要綱において請負人が遵守すべきものと規定された事項の適正な履行を図るため、下請取引責任者を選任しなければならない。

なお、請負人は、下請負人通知書を提出する場合には、当該通知書に係る工事に関し、別紙様式《3-3 ページ参照》による下請取引責任者通知書を併せて契約担当者に提出しなければならない。

第7 指導助言等

県は、県発注建設工事における建設生産システムの合理化を図るため必要があると認められた場合には、請負人に対し、資料の提出を求め、当該工事に係る事業場等の現地調査を実施し、必要に応じて指導助言を行い、又は是正措置を講ずるよう要請するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成3年11月26日から施行する。
- 2 静岡県発注建設工事にかかる元請下請関係適正化対策要綱（昭和59年1月18日付け管第505号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別紙様式（用紙 日本産業規格 A4 縦型）

下 請 取 引 責 任 者 通 知 書

年 月 日

様

住 所
請負人 商号又は名称
氏 名

静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱第6に基づく下請取引責任者を下記の通り選任したので、通知します。

記

工 事 名
下請取引責任者職氏名

3-2 静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱の取扱いについて

静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱の取扱いについて

平成3年11月26日 管第537号

最終改正 令和3年9月21日 建経業第174号

交通基盤部長から関係各部局長、関係各課長、各かい長あて

静岡県（以下「県」という。）発注建設工事に係る建設生産システムの合理化を図るため、今般、標記要綱（以下「要綱」という。）を別添の通り策定したところであるが、これの取扱いについては下記によられたく、通知します。

記

1 要綱の周知徹底等

契約担当者は、県発注建設工事の入札に参加しようとする者に対し、現場説明又は入札の執行に先立つ契約事項の確認の際に、要綱の周知徹底を図るとともに、その遵守方指導すること。

2 下請負人通知書の取扱い

- (1) 要綱第3に基づき下請負人通知書の提出を求める場合については、昭和50年3月25日付け規則第16号「静岡県建設工事執行規則」の第15条によるほか、契約担当者、当該契約担当者所属部主管課長及び建設業課長が協議のうえ別に定めるものとする。
- (2) 契約担当者は、下請負人通知書の提出を受けたときは、下請契約の締結及び下請契約における注文者から、その契約における受注者に対する請負代金の支払時期及び方法等について、おおむね別紙の項目について審査すること。
- (3) 契約担当者は、前項による審査の結果、下請契約の内容が建設業法等関係法令に違反し、あるいは要綱等行政指導通達に照らし著しく適正を欠くと認められる場合は、要綱第7に基づいてその是正方要請すること。
- (4) 契約担当者は、毎月15日までに、前月に提出のあった、下請負人通知書に前項により是正方要請したものがあつた場合は、下請契約に関する是正状況報告書（様式第1号）**《3-8 ページ参照》**を所属部主管課長を経由し、建設業課長あて提出すること。

3 施工体制台帳等の取扱い

- (1) 施工体制台帳（様式は第2号《4-27 ページ参照》に示すもの、又はこれに準拠するもの及び作業員名簿（様式は第6号《4-112 ページ参照》に示すもの、又はこれに準拠するもの）を含む。）は、請負人において作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。又、下請契約を締結した請負人は、受注者に対し、再下請負通知書（様式は第3号《4-28 ページ参照》に示すもの、又はこれに準拠するもの及び作業員名簿（様式は第6号に示すもの、又はこれに準拠するもの）を含む。）の提出が必要である旨を通知するとともに、施工体系図（様式は第4号《4-29 ページ参照》に示すもの、又はこれに準拠するもの）を作成し、当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- (2) 請負人は、施工体制台帳及び施工体系図を監督員へ提出しなければならない。
- (3) 工事執行を担当する本庁の課長等、出先機関においては副所長等又は部長等（副所長等又は部長等が複数置かれている出先機関にあっては、契約担当者があらかじめ指定した副所長等又は部長等、副所長等及び部長等を置かない出先機関にあっては、当該工事を担当する課長）は、施工体制台帳の提出を受けたときは、下請契約の締結及び下請契約における注文者から、その契約における受注者に対する請負代金の支払時期及び方法等について、おおむね別紙の項目について審査すること。
- (4) 契約担当者は、前項による審査の結果、下請契約の内容が建設業法等関係法令に違反し、あるいは要綱等行政指導通達に照らし著しく適正を欠くと認められる場合は、要綱第7に基づいてその是正方要請すること。
- (5) 契約担当者は、毎月15日までに、前月に提出のあった、施工体制台帳に前項により是正方要請したものがあつた場合は、下請契約に関する是正状況報告書（様式第1号）《3-8 ページ参照》を所属部主管課長を経由し、建設業課長あて提出すること。

4 建設業退職金共済制度に係る書類の取扱い

- (1) 契約担当者は、要綱第5に基づく掛金収納書（証紙貼付方式による場合にあつては、提出用台紙に貼り付けたもの）の提出を受けたときは、当該収納書記載の共済証紙購入の考え方（電子申請方式による場合にあつては、退職金ポイント購入の考え方）を確認し、おおむね当該工事に従事する作業員の延べ人員に対応する額とされているか審査すること。
- (2) 契約担当者は、要綱第5に基づく掛金充当実績総括表の提出を受けたときは、掛金充当日数と掛金収納書における証紙購入日数（電子申請方式による場合にあつては、退職金ポイントの購入日数）を照合し、おおむね齟齬がないことを審査すること。
- (3) 契約担当者は、要綱第5に基づく建設業退職金共済証紙受払簿の写しの提出を受けたときは、退職金共済証紙（電子申請方式による場合にあつては、退職金ポイント）の交付が、当該請負工事の種類、請負代金額等に応じておおむね適正になされているか審査すること。

- (4) 契約担当者は、前項による審査の結果、退職金共済証紙（電子申請方式による場合にあっては、退職金ポイント）の交付状況が著しく適正を欠くと認められる場合は、要綱第7に基づいてその是正方要請すること。
- (5) 契約担当者は、毎月15日までに、前月に提出のあった建設業退職金共済証紙の受払簿の写し及び前項により是正方要請したものがある場合は、建設業退職金共済証紙の受払いに関する是正状況報告書（様式第5号）《3-9 ページ参照》を、所属部主管課長を経由し、建設業課長あて提出すること。

5 その他

契約担当者、関係各部主管課長又は建設業課長は、当該注文者及び受注者が要綱第7に基づく指導助言あるいは要綱等に従わない場合等において、当該注文者及び受注者が県発注建設工事を施工することに適さないと認められるときは、建設工事競争入札参加者の格付及び選定要領4に定める建設工事入札参加資格委員会にその旨を報告し、今後の県発注建設工事における入札参加者の選定において配慮を求めること。

附 則

この改正は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年3月11日から施行する。

なお、この取扱いの施行の際現に改正前のそれぞれの取扱いの規定及び様式により提出されている様式は改正後のそれぞれの取扱いの相当する規定及び様式により提出された様式とみなす。

また、この取扱いの施行の際現に改正前のそれぞれの取扱いの様式により作成されている様式は、当分の間、調整することができる。

附 則

この改正は、令和3年5月20日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年10月1日から施行する。

別紙

下請負人通知書及び施工体制台帳の審査項目

- 1 受注者選定の形態は適当か。一括下請の疑いはないか。(建設業法第 22 条)
- 2 要綱第 3 に定める約款により下請契約が締結されているか。
- 3 請負契約は、当該工事を施工するために通常必要とされる原価に満たない額ではないか。(建設業法第 19 条の 3)
- 4 請負代金の支払時期は、請負者が県から出来形部分に対する支払い、又は工事完成後における支払を受けたときから 1 か月以内とされているか。(建設業法第 24 条の 3 第 1 項)
- 5 注文者が前払金の支払を受けたときは、受注者に対し、資材の購入、労務者の募集、その他当該工事の着手に必要な費用を前払金として支払うこととされているか。(建設業法第 24 条の 3 第 3 項)
- 6 当該工事の完成検査は、受注者から完成通知があったときから 20 日以内に完了することとされているか。(建設業法第 24 条の 4 第 1 項)
- 7 当該工事目的物の引渡しは、完成検査完了後、受注者の申出があったときは、直ちに受けることとされているか。(建設業法第 24 条の 4 第 2 項)
- 8 特定建設業者が注文者となった下請契約（当該特定建設業者が他の特定建設業者又は資本金が 4000 万円以上の法人と下請契約を締結する場合を除く。）にかかる請負代金は、当該工事目的物の引渡しの申出がなされた日から起算して 50 日以内に支払うこととされているか。(建設業法第 24 条の 6 第 1 項)
- 9 請負代金（下請契約が 2 以上あるときは、請負代金の総額）が 4000 万円以上（建築工事の場合 6000 万円以上）の場合、請負人は、特定建設業の許可を受けている者であるか。(建設業法第 16 条)
- 10 建設工事が軽微な工事（工事 1 件の請負代金の額が、建築一式工事にあっては 1500 万円未満の工事、又は延べ面積が 150 平方メートル未満の木造住宅工事、建築一式工事以外の工事にあっては、500 万円未満の工事）でない場合、当該受注者は、建設業の許可を受けている者であるか。(建設業法第 3 条)
- 11 請負代金の支払いについて、現金払いと手形払いとを併用する場合、当該代金に占める現金の比率及び手形の期間は適当か。
特に、労務費相当分については、現金払いとされているか。
また、手形期間は 120 日以内とされているか。
- 12 監理技術者及び主任技術者の配置は適正か（監理技術者補佐を配置する場合はその者の配置を含む。）。(建設業法第 26 条)
- 13 請負人及び受注者（適用除外は除く）が、適切な社会保険に加入しているか。
- 14 1 号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況が適当か。

下請け契約に関する是正報告書

(発注機関名：)

工 事 名	請負人の照合又は名称	受注者の照合又は名称	要 請 事 項	是 正 状 況	摘 要

建設業退職金共済証紙受払に関する是正報告書

(発注機関名：)

工 事 名	請負人の照合又は名称	受注者の照合又は名称	下請工事 の 種 類	請負金額	証紙交付額	要請事項	是正状況	摘 要

3-3 県工事を受注する建設業者への指導について

建業第172-2号
平成14年8月30日

土木部出先機関の長 様

土木部長

県工事を受注する建設業者への指導について

現下の建設業は非常に厳しい経営環境にあるため、下請業者等へのしわ寄せが憂慮されております。下請業者の経営の安定や健全性を確保するため、適正な下請契約や代金の支払等が強く求められております。

本県では従来から、元請下請取引の適正化の指導を行っていますが、下請負人通知書の審査・指導及び建設業構造改善実態調査によると、未だ一部の建設業者に、変更契約が結ばれていないものや二次以下の下請契約において書面による契約が行われていないものなど、不適切な処理が見受けられます。

ついては、貴職においても、下記のことに留意の上、従来にも増して元請下請取引の適正化の推進に努めてください。

記

1 下請契約における代金支払の適正化等について

別添のとおり国土交通省から通知（平成14年8月6日付国総入企第30号国土交通省総合政策局建設業課長通知）があったので、一層の指導に努めること。

「総合工事業者・専門工事業者における工事見績条件の明確化について－「施工条件・範囲リスト」（標準モデル）の作成－」（建設生産システム合理化推進協議会）については、別添のとおりです。

2 「静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱（以下「指導要綱」という。）」に基づく指導について

~~(1) 下請契約書は、一次下請については下請負人通知書(下請業者を使用した全ての工事)に添付され、二次以下の下請については施工体制台帳(下請契約の請負代金の総額が、3,000万円(建築一式工事は4,500万円)以上の工事)に添付されて発注者へ提出されるので、提出された契約書について「指導要綱の取扱いについて」の「下請負人通知書の審査頁目」に基づき審査し、違反又は適正を欠くと認められる場合には、「指導要綱」の第7に基づき、適正な契約や支払いが行われるよう指導すること。~~

※平成30年7月 静岡県建設工事執行規則等改正により取止め

(2) 「指導要綱」の第6に基づく下請取引責任者の選任及び通知書の提出等については、施工体制台帳の発注者への提出や監理技術者等の専任制確認のチェック体制が整ったので、事務の簡素化のため当面中止する。

3 契約時の指導について

別添パンフレット「県の公共工事を受注される建設業者の皆様へ（H14.8改訂版）」の原稿を送付するので、貴事務庁において印刷のうえ、契約の際、必ず受注業者へ配布し指導すること。

県の公共工事を受注される建設業者の皆様へ

適正な下請契約代金の支払等について

～ 適正な契約を結びましょう ～

- ① 下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとし、下請業者からの明確な経費内訳による見積書の提出、それを踏まえた双方の協議など適正な手順を遵守しましょう。取引上の地位を不当に利用して、いわゆる指し値等の通常必要な原価に満たない額で下請させることは、建設業法、独占禁止法上問題となります。
 - ② 下請代金の見積りに当たっては、適正な見積期間(建設業法施行令第6条)を設けるとともに、賃金等に加えて必要な諸経費、法定福利費を適正に考慮しましょう。
 - ③ 下請契約を結ぶ場合は、契約の内容となる一定の重要な事項(建設業法第19条第1項各号)を具体的に記載した適正な契約書(建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書)を作成し、相互に交付しましょう。
- ※ 契約約款及び注文請書の販売 … 県建設事業協同組合連合会又は最寄りの地区建設事業協同組合
- ④ 工事内容、工期又は請負金額を変更する場合は、双方の協議の適正な手順により変更のうえ、変更契約書を作成し、相互に交付しましょう。
 - ⑤ 「建設リサイクル法」対象工事の受注者は、工事の一部を下請けに出す場合、分別解体等の方法、再資源化をする施設の名称及び所在地の事項等を書面に記載し、下請業者に対して告知(県発注工事においては告知書を下請業者に通知し、その写しを県の工事監督員に提出することとなっています。)することが義務付けられています。

～ 請負代金は適正に支払いましょう ～

- ① 元請業者が前払金を受けた場合は、当該工事の下請業者に対して相応する額を速やかに現金で前金払いましょう。
- ② 下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日までの期間をできる限り短くしましょう。
- ③ 下請契約における代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合は、支払代金に占める現金の比率を高める(現金比率が50%を超えること)とともに、労務費相当分については、現金払としましょう。公共工事においては、発注者から現金による支払いがなされるので、下請業者に対して速やかに現金で支払うよう配慮しましょう。
- ④ 手形期間は、60日以内としましょう。
- ⑤ 県では、平成30年7月1日以降に契約手続きを開始する、契約書を作成する全ての工事について、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費が明示された請負代金内訳書を徴していますので、契約日から10日以内に必ず発注者へ提出してください。

～ 元請業者は、下請業者の指導に努めましょう ～

- ① 元請業者は、下請業者が建設業法、建築基準法、労働基準法、労働安全衛生法等の法令に違反しないよう指導に努めなければなりません。直接の下請業者だけでなく、二次以下の下請業者など工事全体の業者に対して指導に努める責任があります。二次以下の下請契約についても、適正な契約や支払いが行われるよう下請契約の関係者保護に特に配慮してください。
また、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者等に対しても、下請業者と同様に適正な契約や支払いに配慮してください。
- ② 下請業者の選定においては、原則、社会保険等加入業者(適用除外者を含む)を選定するように努めてください。平成30年1月1日以降に契約を締結する案件から、社会保険等未加入業者との下請契約締結禁

止の措置を二次下請以降の業者について拡大しています。
また、できる限り地元業者を優先的に選定しましょう。

- ③ 資材購入業者の選定においては、県産品・県産材を取り扱う業者を積極的に選定しましょう。
- ④ 公共工事を請け負った建設業者は下請契約を締結したとき、以下の書類を添付した施工体制台帳(作業員名簿を含む)並びに施行体系図を作成し、発注者へ提出してください。また、公契約に係る「労働関係法令等遵守の誓約書」に関する事務取扱要領で定める誓約書についても、発注者へ提出してください。

【施工体制台帳への添付書類】

- ・発注者との請負契約書の写し
- ・下請負人が請負った建設工事の契約書の写し(契約約款等を含む)
- ・元請業者が配置した監理技術者の資格を証する書面(監理技術者資格者証の写し(監理技術者を配置した場合))
- ・元請業者が配置した主任技術者の資格を証する書面(主任技術者となり得る国家資格証の写し又は当該主任技術者の実務経験証明書の写し等(主任技術者を配置した場合))
- ・元請業者が配置した監理技術者又は主任技術者の雇用を証する書面(健康保険証等の写し)
- ・専門技術者(置いた場合に限る)の資格及び雇用を証する書面

- ⑤ 国土交通省では、「下請セーフティネット債務保証事業」や「地域建設業経営強化融資制度」などの工事請負代金を担保とした融資制度に加え、「下請債権保全支援事業」を実施しています。この事業は、下請の回数に関わらず、下請建設業者及び資材業者が元請業者に対して有する請負代金又は資材代金の支払を、保証料と引換えにファクタリング会社が保証するもので、令和8年3月31日までの時限措置となっています。この事業の下請建設業者等への周知、利用について配慮をお願いします。

～ 適切な退職金制度に加入しましょう ～

下請業者を含め、建退共、中退共、特退共など、適切な退職金制度に加入しましょう。なお、建退共の場合は、以下の点に留意しましょう。

- ① 共済証紙(電子申請方式の場合、退職金ポイント)(以下「証紙等」という。)については、工事ごとに建退共制度の対象労働者数及び就労日数を的確に把握し、それに応じて必要な分を購入しましょう。
- ※ 的確な把握が困難な場合の共済証紙等購入額の割合の目安
- 土木工事については請負代金額(消費税分を除いた額)の1000分の2.1相当額
 - 建築工事については請負代金額(消費税分を除いた額)の1000分の1.5相当額
 - 設備工事については据付工事費(消費税分を除いた額)の1000分の1.5相当額
- ② 購入した証紙等は、下請業者に正しく配布しましょう(下請業者が当該工事において使用した建退共制度対象労働者の実労働日数を的確に把握し、その実労働日数に応じた証紙等を交付してください。また、証紙貼付方式では、一次下請業者だけではなく、二次以下の下請業者に対しても証紙を現物交付するよう努めてください)。
- ③ 請負代金額が100万円以上(消費税分を除いた額)の工事について、工事契約締結後1ヵ月以内(電子申請方式の場合40日以内)に掛金収納書を発注者へ提出してください。
- ④ 建退共の経営事項審査申請用加入・履行証明書は、建退共制度に加入し、かつ共済手帳の更新及び共済証紙等の購入など履行が適正になされている場合に限り証明書が発行されますので、注意してください。
- ※ 問合せ先 … 〒420-0851 静岡市葵区黒金町11-7
勤労者退職金共済機構建退共静岡県支部 TEL054-255-6846

～ 暴力団等からの不当介入は報告してください ～

暴力団員等による不当要求又は工事妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかにその内容を警察及び発注者に通報するとともに、警察の捜査に対する協力を行ってください。

問い合わせ先 発注事務所 又は
静岡県交通基盤部建設業課指導契約班 TEL 054-221-3057

(R4.4版)

3-4 静岡県建設工事の入札に参加予定の皆様へ

平成31年1月
静岡県交通基盤部建設業課

静岡県建設工事の入札に参加予定の皆様へ

静岡県発注工事では、社会保険等未加入者との下請契約を締結することは原則できません *適用除外者(加入義務がない者)は除く

***適用除外者(加入義務がない者)の扱いは、国土交通省の取扱いに準じます。**

建設産業においては、若年層入職者の減少等が問題となっており、その一因として、社会保険等(健康、厚生年金、雇用の各保険)未加入者が多いことが挙げられています。

県では、未加入者対策の一環として、静岡県建設工事競争入札参加資格定期申請から社会保険等未加入者の受付を行わず、下請業者を、原則、社会保険等加入業者に限定する取組を実施しています。

社会保険等未加入者(適用除外者を除く)と下請契約を締結した場合でやむを得ない理由があると認められない場合(やむを得ない理由があったと認められた場合であっても、発注者が指定する期限内に加入しない場合)は、受注者(元請業者)に対し、次の罰則が適用されます。

- ・ 制裁金
- ・ 入札参加停止
- ・ 工事成績減点

下請負人に係る受注者に対する制裁金等の罰則は、これまで一次下請が未加入時のみの適用でしたが、平成31年4月以降入札契約手続きを開始する工事は、二次以下の下請が未加入の場合も罰則を適用します。

契約書を作成する工事において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示した請負代金内訳書を提出ください。

法定福利費の計上をうながすため、契約書を作成する全ての工事において、契約締結後10日以内に社会保険等の法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出をお願いしています。

法定福利費の明示にあたっては、国土交通省の資料「(参考②)請負代金内訳書への法定福利費の明示」及び「(参考③-1)及び(参考③-2)法定福利費の明示にあたっての留意点」(別添)を参考としてください。

建設業者の皆様におかれましては、御理解・御協力の程、よろしくお願ひします。

この件の問合せ先:静岡県庁建設業課(指導契約班)

電話 054-221-3059

○内訳明示する法定福利費について

【内訳明示の対象】

- ・ 健康保険の保険料は介護保険料、厚生年金保険の保険料は子ども・子育て拠出金と一体で徴収されることから、内訳明示する法定福利費には、これらの事業主負担分も含まれる。
- ・ 内訳明示を求められている法定福利費以外の費用(例：社会保険料の個人負担分)を除くことが困難な場合は、当該費用が含まれることを明記する。

【内訳明示の方法】

- ・ 法定福利費の算出方法によっては、必ずしも個々の社会保険の法定福利費を算出できるとは限らないため、社会保険の種類毎に明示せず、まとめて明示することでも差し支えない。
- ・ 工事費目(直接工事費、現場管理費等)毎に法定福利費を内訳明示するのではなく、請負代金総額に対して内訳明示することでも差し支えない。

○法定福利費の算出について

- ・ 受注者は、下請企業に工事を発注する予定がある場合には、＜法定福利費の計算方法＞中の「労務費総額」又は「工事費」に下請企業の負担分を含めた上で算出することに留意する。
- ・ 受注段階で下請企業が確定しておらず、下請企業が社会保険の適用対象なのか、適用除外(法定福利費無し)なのか不明である場合には、全ての下請企業が社会保険に加入しているという前提で算出した法定福利費を明示する。

○入契法に基づく工事費内訳書の作成について

- ・ 公共工事の入札の際に発注者に提出する工事費内訳書については、法定福利費を明示することとされていないが、入札段階から法定福利費を適正に確保することが必要であり、また、契約段階での適正な法定福利費の確保や落札後の請負代金内訳書作成の効率化の観点から、入札段階からあらかじめ必要となる法定福利費を算出する(必要な法定福利費が含まれた工事費を算出する)ことが望ましい。

○公共工事の入札調書における法定福利費概算額について

- ・ 国土交通省直轄工事においては、予定価格の積算において計上した法定福利費の概算額を、入札調書に明記し、公表しているが、この法定福利費概算額は、あくまで参考として、予定価格に工種別の「予定価格に占める法定福利費の平均割合」を乗じて算出したものである。
- ・ したがって受注者は、できる限り、＜法定福利費の計算方法＞において示した手法によって、工事ごとに法定福利費を算出することが望ましい。

3 - 5 現場代理人の常駐義務緩和等に関する 取扱いについて(通知)

建経業第 328 号

令和 4 年 3 月 1 4 日

各 部 局 長 様
教 育 長 様
警 察 本 部 長 様

交通基盤部長

現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて（通知）

このことについて、別紙のとおり取り扱うこととしたので通知します。

なお、「県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて（通知）」（平成 28 年 5 月 24 日付け財営第 50 号、住公第 70 号、森保第 928 号、建業第 65 号）は廃止します。

担 当 建設経済局建設業課指導契約班
電話番号 054-221-3059

建 経 業 第 328 号

令和4年3月14日

部内各課長 様
部内各出先機関の長 様
各農林事務所長 様

交通基盤部長

現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて（通知）

このことについて、別紙のとおり取り扱うこととしたので通知します。

なお、「県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて（通知）」（平成28年5月24日付け財営第50号、住公第70号、森保第928号、建業第65号）は廃止します。

担 当 建設経済局建設業課指導契約班

電話番号 054-221-3059

(別紙)

県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱い

1 常駐義務を緩和する場合の判断基準

- (1) 次に掲げる期間においては、契約担当者との連絡体制が確保されると認められる場合には、現場に常駐する必要がないものとして取扱う。
 - ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
 - イ 静岡県建設工事執行規則第29の2第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。
 - ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
 - エ アからウに掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。
- (2) (1)のほか、工事の規模・内容について、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものでない場合で、次のア及びイを満たす場合は、常駐義務を緩和することができる。
 - ア 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡を取ることができること。
 - イ 現場代理人が工事現場を離れる場合は、工事現場に連絡員等を設置し、携帯電話等で常に連絡が可能であること。
 - * 携帯電話の通話ができない区域の工事現場においては、近傍の現場事務所等に固定電話を設置していること。

2 他の工事の現場代理人との兼任を認める場合の判断基準

- (1) 上記1に該当し、県発注工事において他の工事の現場代理人との兼任を認める場合は、原則、次のアからウを満たす場合とする。
 - ア 兼任しようとする工事の上限は、原則3件までとする。ただし、兼任しようとする工事箇所隣接し連続した同種の工事箇所については、原則外として兼任件数を1件として取扱うことができるものとする。
 - イ 兼任しようとする工事現場が同一の発注機関の管轄区域内（発注機関が異なる場合は、管轄が重複する区域内）若しくは兼任しようとする工事現場間（兼任しようとする工事のうち最も遠い工事現場間）の直線距離が20km以内であること。
 - ウ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。
- (2) 県発注工事と県以外の機関の発注工事間で現場代理人を兼任しようとする場合において、判断基準をすべて満たす場合であっても、県以外の機関の規定等により兼任が認められない場合があるので、留意すること。

3 現場代理人の兼任申請

- (1) 受注者が、他の工事の現場代理人と兼任しようとする場合は、次により申請させること。
 - ア 県発注工事間で兼任
 - 県発注工事間で兼任しようとする申請者は、「現場代理人の兼任申請書」（様式1）により、それぞれの発注者に申請すること。
 - 発注者は、申請書を受理したときは、速やかに「現場代理人の兼任承認通知書」（様式2-1）又は「現場代理人の兼任否認通知書」（様式2-2）により兼任の可否等を通知すること。
 - 申請者は、上記通知書を受理後、兼任をしようとする他の工事の発注者に通知書の写しを提出し、発注者は兼任をしようとする他の工事の発注者の承認を受けていることを確認すること。

イ 県発注工事と県以外の機関の発注工事との兼任

県発注工事と県以外の機関の発注工事間で兼任しようとする申請者は、「現場代理人の兼任申請書」（様式1）により発注者に申請すること。

発注者は、申請者に兼任しようとする他の工事の発注者が兼任を承認したことが明らかな書類（打合せ記録等）の写しを添付又は後日提出させ、兼任しようとする他の工事の発注者が承認していることを確認すること。

- (2) 2の(1)のアのただし書きにより、兼務件数の原則外として2件以上を1件として取扱う場合、兼任申請者は、請負代金の額が一番大きいものを兼任申請書に記載するものとし、兼務件数を1件として取扱う兼任申請書に記載しない工事についても、申請時に同時に申し出る（様式任意）こと。また、兼任申請後に工事箇所隣接し連続した同種の工事箇所が追加となり、現場代理人を兼務しようとする場合は、発注者に申し出て承認を得る（様式任意）こと。
- (3) 兼任をしようとする工事が県の同一発注事務所の工事であって、双方の兼任しようとする期間のすべてが、1の(1)の現場に常駐する必要がない期間に該当する場合は、兼任申請を省略することができる。
- (4) 兼任をしようとする工事が県の同一発注事務所の工事であって、監督員も同一の場合は、「現場代理人の兼任申請書」（様式1）の提出を1枚とすることができる。

4 入札公告、指名通知書等への記載

県発注工事における現場代理人の常駐義務の緩和及び兼任は、原則、本取扱いによるものとし、入札公告、指名通知書等への記載は行わないものとする。

本取扱いにより難しい場合は、建設業課と協議すること。

5 その他

- (1) 現場代理人との兼任を認めることにより、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではないことに注意すること。
- (2) 工事の現場代理人と小規模修繕等業務委託の業務代理人との兼任については、「県発注工事にかかる現場代理人と小規模修繕等業務委託の業務代理人の兼任に関する取扱い」によること。
- (3) 標識設置工事など、1つの契約において複数の現場が点在している場合の兼任可否の判断は最も遠い（又は移動時間を要する）現場間で判断を行うものとする。

附 則

- 1 この取扱いは、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この取扱いの施行前に締結した請負契約に係る建設工事については、なお従前の例による。
- 3 「県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて(通知)」（平成28年5月24日付け財営第50号、住公第70号、森保第928号、建業第65号）は、廃止する。

様式 1

現場代理人の兼任申請書

年 月 日

発注機関の長

(受注者) 住所
氏名

静岡県発注の下記工事に係る現場代理人について、他の工事の現場代理人との兼任を申請します。

記

受注者名			
現場代理人氏名		連絡先	
兼任を申請する工事 (工事 1)	工事名		
	工事箇所		
	工期	年 月 日から 年 月 日まで	
請負金額 (税込) ¥	発注機関名		
	監督員		
工事 1 と現場代理人 を兼任しようとする 他の工事 (工事 2)	発注機関名		
	工事名		
	工事箇所		
	工期	年 月 日から 年 月 日まで	
請負金額 (税込) ¥	兼任しようとする 工事現場間の所要時間 (直線距離)	工事 1 から	約 分 (Km)
		工事 2 から	約 分 (Km)
工事 1 及び 2 と現場 代理人を兼任しよう とする他の工事 (工事 3)	発注機関名		
	工事名		
	工事箇所		
	工期	年 月 日から 年 月 日まで	
請負金額 (税込) ¥	兼任しようとする 工事現場間の所要時間 (直線距離)	工事 1 から	約 分 (Km)
		工事 2 から	約 分 (Km)

- 1 契約書の写しを添付すること。
- 2 兼任しようとする工事の発注者が兼任を承認したことが明らかな書類（現場代理人の兼任承認書の写し（県発注工事）、打ち合わせ記録簿の写し等（県以外の機関の発注工事））を添付（又は後日提出）すること。
- 3 工事箇所に隣接し連続した同種の工事箇所については、兼務件数の原則外として兼務件数を 1 件として取扱うことができる。その場合、請負代金の額が一番大きいものを兼任申請書に記載するものとし、兼務件数を 1 件として取扱う兼任申請書に記載しない工事についても、申請時に同時に申し出る（様式任意）こと。

現場代理人の兼任承認通知書

年 月 日

受注者 様

発注機関の長

静岡県発注の下記工事に係る現場代理人について、他の工事と兼任することを承認します。

記

1 兼任を承認する工事

受注者名	
現場代理人氏名	
兼任を承認する工事 (工事 1)	
工事 1 の現場代理人と 兼任を承認する他の工事 (工事 2)	
工事 1 及び 2 の現場代 理人と兼任を承認する 他の工事 (工事 3)	

2 条件

- (1) 兼任を承認する工事（工事 2 又は工事 3）の兼任が認められていることを証する書類（現場代理人の兼任承認通知書の写し（県発注工事）、打ち合わせ記録簿の写し等（県以外の機関の発注工事））の提出をもって兼任を承認する。
- (2) 現場代理人は、発注者及び工事現場の連絡員等と、連絡を確実に行うことができる体制をとらなければならない。
- (3) 現場代理人は、兼任する工事のいずれかに常駐するものとする。
- (4) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。

現場代理人の兼任否認通知書

年 月 日

受注者 様

発注機関の長

年 月 日付で申請があった現場代理人の兼任は、下記の理由により否認します。

記

受注者名	
現場代理人氏名	
兼任を否認する工事名 (工事 1)	
理由	
工事 1 と現場代理人の兼任を 否認する他の工事 (工事 2)	
理由	
工事 1 及び 2 と現場代理人の 兼任を否認する他の工事 (工事 3)	
理由	

(件名)

工事現場代理人の兼任範囲の拡大について

(交通基盤部建設業課)

1 要旨

建設産業における担い手不足が進む中、現場代理人の確保が工事参加の障壁となっており、不調・不落増加の一因となっている。

2 制度改正の背景

現場代理人とは、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理する者として工事現場に置かれる受注者の代理人であり、約款により工事現場への常駐をすることとされている。

しかし、通信手段が発達した現在においては、工事期間全般について現場代理人が工事現場に常駐しなくても、円滑な工事の遂行は可能であることから、「県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱い」を定め、平成26年度から運用し、複数現場における現場代理人の常駐を条件付で認めている。

近年、不調が増加し、その一因に担い手不足があること、スマホを用いたテレビ電話が普及するなど通信手段がより発達したことを受け、現場代理人の兼任要件を緩和する。

【現状の内容】

工事1件の請負代金の額(税込)が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上の場合(兼任しようとする工事のいずれかの金額が超過する場合)	<ul style="list-style-type: none">兼任可能件数は、原則2件。兼任しようとする工事現場間の距離が10km程度工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事であること。工事現場に速やかに向かう等の対応が可能
工事1件の請負代金の額(税込)がいずれも3,500万円(建築一式工事にあっては7,000万円)未満の場合	<ul style="list-style-type: none">兼任可能件数は、原則3件。工事現場間(兼任しようとする工事のうち最も遠い工事現場間)の直線距離が20km以内、かつ、高速道を通行せず移動時間が概ね20分以内。工事現場に速やかに向かう等の対応が可能

3 制度改正の内容

改正内容	<ul style="list-style-type: none">金額にかかわらず3件まで兼任を認める隣接する工事を合わせて1件とカウントする。距離要件を、同一の発注機関の管轄区域内(発注機関が異なる場合は、管轄が重複する区域内)もしくは工事現場間の直線距離が20km以内とし、移動時間の要件は廃止する発注機関からよくある問い合わせなどを追記。上記改正に合わせ、様式を一部改正。
効果	(建設業界) 地域の守り手である建設業者の入札参加機会が増え、経営環境の改善に寄与する。 (県) 入札参加者の増加から、不調・不落の抑制が期待される。

H26. 6. 6
H26. 8. 28 , H26. 10. 24追加
H26. 11. 4誤記訂正
28. 9. 1 A 3 修正、Q10追加、施行令改正に伴う金額修正
H29. 10. 5 Q10修正

県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱い Q&A

平成26年3月28日付け財第321号、住公第470号、建業第240号「県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて（通知）」（以下「本通知」という。）に関し、各発注機関、建設業者等から質問の多かった項目を取りまとめましたので、参考としてください。

Q1 県発注工事と市発注工事間で兼任を行おうとする場合、市役所に提出する申請書類は本通知様式1「現場代理人の兼任申請書」でよいのか？

A1 本通知は県の内部通知であり、その取扱いは市町と同一ではない。
そのため、市町宛の申請書等については、それぞれの市町に確認する必要がある。

Q2 本通知発出以前に契約した建設工事は、現場代理人兼任の対象となるか？

A2 従前の「県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和の試行について」では、兼任の対象とならない工事は、入札公告、指名通知書に記載をしていなかったため、本通知により新たに兼任が認められるかどうかについては、発注者に確認をする必要が有る。

Q3 公共土木施設の清掃、除草、剪定の維持管理業務は本通知の対象となるか？

A3 維持管理業務委託は本通知の対象外とする。
なお、平成27年3月27日付けで、「県発注工事の現場代理人と小規模修繕等業務委託の業務代理人の兼任試行について（通知）」を発出している。

Q4 今回の改正により、同一工事における主任技術者と現場代理人も兼任できることとなったのか？

A4 同一工事における主任技術者と現場代理人の兼務については、建設工事請負契約約第10条第6項により従来から兼務が認められている。

Q5 長大な公共施設（空港等）において造園（除草工）や塗装等の工事を工区割して同時期に発注する場合、兼任の要件を満たしていても、各工事現場での作業が同時期に重なることや、急傾斜箇所のため危険度が高い等の特別な理由により常駐義務の緩和及び兼任を認めないことは可能か？

A5 現場代理人の兼任を承認した場合、各工事現場における現場代理人の業務遂行に支障をきたすことが予想される場合は、入札公告や指名通知書に本通知を適用しない旨を記載する等、入札参加者等に事前周知を行うことで、常駐義務の緩和及び兼任を認めないことができる。
この場合は、本通知4の記載のとおり、事前に建設業課と協議を行うこと。

- Q6 低入札価格調査対象工事の場合、「静岡県低入札価格調査制度による調査等実施要領」第5条(3)において、現場代理人、主任技術者（監理技術者）、専門技術者及び補助技術者は、これを兼ねることができないと定められているが、他の工事の現場代理人等の兼任は認められるのか？
- A6 低入札価格調査対象工事の現場代理人であっても、本通知の条件を満たす場合は他工事の現場代理人との兼任が可能となる。
- Q7 3,500万円未満の工事の現場代理人（主任技術者兼務）は、別の3,500万円未満の工事の主任技術者（現場代理人と兼務しない）と兼務が可能か？
- A7 現場代理人には常駐義務が課せられているため、通常、他工事の主任技術者との兼務はできないが、本通知の常駐義務緩和要件を満たしていれば、主任技術者と兼務することが可能。なお、3,500万円以上の場合（専任の主任技術者）は、主任技術者の兼務可能な場合に限られることに留意すること。（兼務が認められない監理技術者は他工事の現場代理人との兼務は不可）
- Q8 3,500万円未満の工事の主任技術者（現場代理人兼務）は、別の3,500万円未満の工事の現場代理人（主任技術者と兼務しない）と兼務が可能か？
- A8 3,500万円未満の工事の主任技術者には専任義務が課せられていないため、他工事の主任技術者と兼務可能であるが、他工事の現場代理人を兼任する場合は、発注者から現場代理人の兼任承認を受ける必要がある。なお、3,500万円以上の場合（専任の主任技術者）は、主任技術者の兼務可能な場合に限られることに留意すること。（兼務が認められない監理技術者は他工事の現場代理人との兼務は不可）
- Q9 標識設置工事など、1つの契約において複数の現場が点在している場合の兼任可否の判断はどのように行うのか。
- A9 1つの契約において現場が点在している工事間での現場代理人兼任可否の判断は、最も遠い（又は移動時間を要する）現場間で判断を行うものとする。
- Q10 3,500万円未満の工事の主任技術者（現場代理人と兼務しない）は、別の3,500万円未満の工事の現場代理人（主任技術者と兼務しない）と兼務が可能か？
- A10 現場代理人には常駐義務が課せられているため、通常、他工事の主任技術者との兼務はできないが、本通知の常駐義務緩和要件を満たしていれば、主任技術者と兼務することが可能。なお、3,500万円以上の場合（専任の主任技術者）は、主任技術者の兼務可能な場合に限られることに留意すること。（兼務が認められない監理技術者は他工事の現場代理人との兼務は不可）

3-6 主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について

国土建第309号

平成30年12月3日

地方整備局等建設業担当部長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について(改正)

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第26条、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条により、建設工事の現場に置くこととされている主任技術者又は監理技術者(以下「監理技術者等」という。)については、監理技術者制度運用マニュアル(平成28年12月19日付け国土建第349号)等により、その適正な配置をお願いしているところである。

また、監理技術者等の「専任」については、「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について(平成29年8月9日付け国土建第169号)」により、その取扱い等を明確化したところであるが、今般、建設業の働き方改革を推進する観点から、下記のとおり改正し、通知する。

貴職においては、これを踏まえ、監理技術者等の専任制度が的確に運用されるよう、建設業者に対して適切に指導されたい。

記

監理技術者等は、建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を行う役割を担っていることから、当該工事現場にて業務を行うことが基本と考えられる。

また、請負金額の額が3千5百万円(建築一式工事である場合にあっては、7千万円)以上の公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、監理技術者等は、

工事現場ごとに専任の者でなければならないとされている(法第26条第3項)。ここでいう専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐(現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること)を必要とするものではない。そのため、技術者の継続的な技術研鑽の重要性や建設業の働き方改革を推進する観点を踏まえ、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で監理技術者等が短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する(例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲内において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等)とともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

なお、適切な施工ができる体制の確保にあたっては、監理技術者等が当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはないことに留意し、監理技術者等が担う役割に支障が生じないようにする必要がある。

この際、例えば必要な資格を有する代理の技術者の配置等により適切な施工ができると判断される場合には、現場に戻りうる体制を確保することは必ずしも要しないなど、監理技術者等の研修等への参加や休暇の取得等を不用意に妨げることのないように配慮すべきである。さらには、建設業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や女性の一層の活躍の観点からも、監理技術者等が育児等のために短時間現場を離れることが可能となるような体制を確保する等、本通知の趣旨を踏まえた監理技術者等の適正な配置等に留意されたい。

以上

3-7 監理技術者制度運用マニュアル

[別添]

監理技術者制度運用マニュアル

最終改正 令和2年9月30日国不建第130号

目次

- 一 趣旨
- 二 監理技術者等の設置
 - 二―一 工事外注計画の立案
 - 二―二 監理技術者等の設置
 - 二―三 監理技術者等の職務
 - 二―四 監理技術者等の雇用関係
- 三 監理技術者等の工事現場における専任
- 四 監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証の携帯
- 五 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成
- 六 工事現場への標識の掲示
- 七 建設業法の遵守

一 趣旨

建設業法では、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の設置を求めている。また、特例監理技術者を設置する場合には、当該工事現場に特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の設置を求めている。

監理技術者等（主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐をいう。以下同じ。）に関する制度（以下「監理技術者制度」という。）は、高度な技術力を有する技術者が施工現場においてその技術力を十分に発揮することにより、建設市場から技術者が適正に設置されていないこと等による不良施工や一括下請負などの不正行為を排除し、技術と経営に優れ発注者から信頼される企業が成長できるような条件整備を行うことを目的としており、建設工事の適正な施工の確保及び建設産業の健全な発展のため、適切に運用される必要がある。

本マニュアルは、建設業法上重要な柱の一つである監理技術者制度を的確に運用するため、行政担当部局が指導を行う際の指針となるとともに建設業者が業務を遂行する際の参考となるものである。

（1）建設業における技術者の意義

- 建設業については、一品受注生産であるためあらかじめ品質を確認できないこと、不適正な施工があったとしても完全に修復するのが困難であること、完成後には瑕疵の有無を確認することが困難であること、長期間、不特定多数に使用されること等の建設生産物の特性に加え、その施工については、総合組立生産であるため施工体制に係る全ての下請負人（以下「下請」という。）を含めた多数の者による様々な工程を総合的にマネジメントする必要があること、現地屋外生産であることから工程が天候に左右されやすいこと等の特性があることから、建設業者の施工能力が特に重要となる。一方、建設業者は、良質な社会資本を整備するという社会的使命を担っているとともに、発注者は、建設業者の施工能力等を拠り所に信頼できる建設業者を選定して建設工事の施工を託している。そのため、建設業者がその技術力を発揮して、建設工事の適正かつ生産性の高い施工が確保されることが極めて重要である。特に現場においては、建設業者が組織として有する技術力と技術者が個人として有する技術力が相俟って発揮されることによりはじめてこうした責任を果たすことができ、この点で技術者

の果たすべき役割は大きく、建設業者は、適切な資格、経験等を有する技術者を工事現場に設置することにより、その技術力を十分に発揮し、施工の技術上の管理を適正に行わなければならない。

(2) 建設業法における監理技術者等

- 建設業法においては、建設工事を施工する場合には、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を置かなければならないこととされている。また、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が四千万円（建築一式工事の場合は六千万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければならない（法第二十六条第一項及び第二項、令第二条）。
なお、監理技術者を専任で置くことが必要となる建設工事において、発注者から直接請け負った特定建設業者が、特例監理技術者を置く場合（監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合）には、監理技術者補佐を当該工事現場ごとに専任で置かなければならないこととされている（法第二十六条第三項ただし書）。
- 主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者となるためには、一定の国家資格や実務経験を有していることが必要であり、特に指定建設業（土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び造園工事業）に係る建設工事の監理技術者又は特例監理技術者は、一級施工管理技士等の国家資格者又は建設業法第十五条第二号ハの規定に基づき国土交通大臣が認定した者（以下「国土交通大臣認定者」という。）に限られる（法第二十六条第二項）。
- 監理技術者補佐となるためには、主任技術者の資格を有する者（法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要である。なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られる。

(3) 本マニュアルの位置付け

- 監理技術者制度が円滑かつ的確に運用されるためには、行政担当部局は建設業者を適切に指導する必要がある。本マニュアルは、監理技術者等の設置に関する事項、監理技術者等の専任に関する事項、監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）に関する事項、監理技術者講習に関する事項等、監理技術者制度を運用する上で必要な事項について整理し、運用に当たっての基本的な考え方を示したものである。
建設業者にあつては、本マニュアルを参考に、監理技術者制度についての基本的考え方、運用等について熟知し、建設業法に基づき適正に業務を行う必要がある。

二 監理技術者等の設置

二―一 工事外注計画の立案

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者（以下「元請」という）は、施工体制の整備及び監理技術者等の設置の要否の判断等を行うため、専門工事業者等への工事外注の計画（工事外注計画）を立案し、下請契約の請負代金の予定額を的確に把握しておく必要がある。

(1) 工事外注計画と下請契約の予定額

- 一般的に、工事現場においては、総合的な企画、指導の職務を遂行する監理技術者等を中心とし、専門工事業者等により施工体制が構成される。その際、建設工事を適正に施工するためには、工事のどの部分を専門工事業者等の施工として分担させるのか、また、その請負代金の額がどの程度となるかなどについて、工事外注計画を立案しておく必要がある。工事外注計画としては、受注前に立案

される概略のものから工事施工段階における詳細なものまで考えられる。元請は、監理技術者等の設置の要否を判断するため、工事受注前にはおおむねの計画を立て、工事受注後速やかに、工事外注の範囲とその請負代金の額に関する工事外注計画を立案し、下請契約の予定額が四千万円（建築一式工事の場合は六千万円）以上となるか否かを的確に把握しておく必要がある。なお、当該建設業者は、工事外注計画について、工事の進捗段階に応じて必要な見直しを行う必要がある。

（２）下請契約について

- ・ 「下請契約」とは、建設業法において次のように定められている（法第二条第四項）。
「建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約」
「請負契約」とは、「当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対して報酬を与えることを約する契約」であり、単に使用者の指揮命令に従い労務に服することを目的とし、仕事の完成に伴うリスクは負担しない「雇用」とは区別される。元請は、このような点を踏まえ、工事外注の範囲を明らかにしておく必要がある。
- ・ なお、公共工事については全面的に一括下請負が禁止されている（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号。以下「入札契約適正化法」という。）第十四条）。また、民間工事についても、共同住宅（長屋は含まない）を新築する建設工事は一括下請負が全面的に禁止されており、それ以外の工事は発注者の書面による承諾を得た場合を除き禁止されている（法第二十二條）。

二一 二 監理技術者等の設置

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請契約の予定額を的確に把握して監理技術者を置くべきか否かの判断を行うとともに、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、適正に技術者を設置する必要がある。

（１）監理技術者等の設置における考え方

- ・ 建設工事の適正な施工を確保するためには、請け負った建設工事の内容を勘案し適切な技術者を適正に設置する必要がある。このため、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、事前に監理技術者又は特例監理技術者を設置する工事に該当すると判断される場合には、当初から監理技術者又は特例監理技術者を設置しなければならず、監理技術者又は特例監理技術者を設置する工事に該当するかどうか流動的であるものについても、工事途中の技術者の変更が生じないように、監理技術者になり得る資格を有する技術者を設置しておくべきである。なお、専任の監理技術者が、工事途中に監理技術者補佐を設置して当該監理技術者が他の工事現場を兼務することにより、特例監理技術者となることは、技術者の変更には当たらない。特例監理技術者が専任の監理技術者になることも同様である。
また、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐の区分にかかわらず、下請契約の請負代金の額が小さくとも工事の規模、難易度等によっては、高度な技術力を持つ技術者が必要となり、国家資格者等の活用を図ることが適切な場合がある。元請は、これらの点も勘案しつつ、適切に技術者を設置する必要がある。
- ・ 主任技術者については、特定専門工事（土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術の管理の効率化を図る必要がある工事をいう。以下同じ。）において、元請又は上位下請（以下「元請等」という。）が置く主任技術者が自らの職務と併せて、直接契約を締結した下請（建設業者である下請に限る。）の主任技術者が行うべき職務を行う

ことを、元請等及び当該下請が書面により合意した場合は、当該下請に主任技術者を置かなくてもよいこととされている。この特定専門工事については、型枠工事又は鉄筋工事であって、元請等が本工事を施工するための下請契約の請負代金が三千五百万円未満のもの（下請契約が2以上あるときは合計額）が対象となる（法第二十六条の三第一項、第二項、令第三十条）。

また、特定専門工事において元請等が置く主任技術者は、当該特定専門工事と同一の種類建設工事に関し一年以上指導監督的な実務の経験を有すこと、当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれることが要件となる（法第二十六条の三第六項）。この「指導監督的な実務の経験」とは、工事現場主任者、工事現場監督者、職長などの立場で、部下や下請業者等に対して工事の技術面を総合的に指導・監督した経験が対象となる。

なお、元請等と当該下請との契約は請負契約であり、当該下請に主任技術者を置かない場合においても、元請等の主任技術者から当該下請への指示は、当該下請の事業主又は現場代理人などの工事現場の責任者に対し行われなければならない。元請等の主任技術者が当該下請の作業員に直接作業を指示することは、労働者派遣（いわゆる偽装請負）と見なされる場合があることに留意する必要がある。

- 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐の配置は、原則として1名が望ましい。なお、共同企業体（甲型）などで複数の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者を配置する場合は、代表する主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者を明確にし、情報集約するとともに、職務分担を明確にしておく必要があり、発注者から請求があった場合は、その職務分担等について発注者に説明することが重要である。

（2）共同企業体における監理技術者等の設置

- 建設業法においては、建設業者はその請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者等を置かなければならないこととされており、この規定は共同企業体の各構成員にも適用され、下請契約の額が四千万円（建築一式工事の場合は六千万円）以上となる場合には、特定建設業者たる構成員一社以上が監理技術者又は特例監理技術者を設置しなければならない。また、その請負金額が三千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となる場合は設置された主任技術者又は監理技術者は専任でなければならない。（特例監理技術者を設置した場合を除く。）

なお、共同企業体が公共工事を施工する場合には、原則として特定建設業者たる代表者が、請負金額にかかわらず監理技術者を専任で設置すべきである。（特例監理技術者を設置した場合を除く。）

- 一つの工事を複数の工区に分割し、各構成員がそれぞれ分担する工区で責任を持って施工する分担施工方式にあっては、分担工事に係る下請契約の額が四千万円（建築一式工事の場合は六千万円）以上となる場合には、当該分担工事を施工する特定建設業者は、監理技術者又は特例監理技術者を設置しなければならない。また、分担工事に係る請負金額が三千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となる場合は設置された主任技術者又は監理技術者は専任でなければならない。（特例監理技術者を設置した場合を除く。）

なお、共同企業体が公共工事を分担施工方式で施工する場合には、分担工事に係る下請契約の額が四千万円（建築一式工事の場合は六千万円）以上となる場合は、当該分担工事を施工する特定建設業者は、請負金額にかかわらず監理技術者を専任で設置すべきである。（特例監理技術者を設置した場合を除く。）

- いずれの場合も、その他の構成員は、主任技術者を当該工事現場に設置しなければならないが、公共工事を施工する特定建設共同企業体にあつては国家資格を有する者を、また、公共工事を施工する経常建設共同企業体にあつては原則として国家資格を有する者を、それぞれ請負金額にかかわらず専任で設置すべきである。

- 共同企業体による建設工事の施工が円滑かつ効率的に実施されるためには、すべての構成員が、施工しようとする工事にふさわしい技術者を適正に設置し、共同施工の体制を確保しなければならない。したがって、各構成員から派遣される技術者等の数、資格、配置等は、信頼と協調に基づく共同施工を確保する観点から、工事の規模・内容等に応じ適正に決定される必要がある。このため、編成表の作成等現場職員の配置の決定に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ① 工事の規模、内容、出資比率等を勘案し、各構成員の適正な配置人数を確保すること。
- ② 構成員間における対等の立場での協議を確保するため、配置される職員は、ポストに応じ経験、年齢、資格等を勘案して決定すること。
- ③ 特定の構成員に権限が集中することのないように配慮すること。
- ④ 各構成員の有する技術力が最大限に発揮されるよう配慮すること。

(3) 主任技術者から監理技術者又は特例監理技術者への変更

- 当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が四千万円（建築一式工事の場合は六千万円）以上となったような場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者又は、特例監理技術者及び監理技術者補佐を設置しなければならない。ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者又は特例監理技術者になり得る資格を持つ技術者を置くとともに、特例監理技術者を置く場合は併せて監理技術者補佐となり得る資格を持つ技術者を置かなければならない。

(4) 監理技術者等の途中交代

- 建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合等が考えられる。
 - ① 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
 - ② 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
 - ③ 一つの契約工期が多年に及ぶ場合
- なお、いずれの場合であっても、発注者と元請との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。
- また、協議においては、発注者からの求めに応じて、直接建設工事を請け負った建設業者が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要である。
- 監理技術者から特例監理技術者への変更あるいは特例監理技術者から監理技術者への変更は、工期途中での途中交代には該当しない。一方で、監理技術者が専任から兼務に変わり、監理技術者補佐を新たに専任で設置するなど、施工体制が変更となることから、事前に発注者に説明し理解を得ることが望ましい。

(5) 営業所における専任の技術者と主任技術者又は監理技術者との関係

- ・ 営業所における専任の技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められている。
- ・ ただし、特例として、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、当該工事の専任を要しない主任技術者又は監理技術者となることができる（平成十五年四月二十一日付国総建第十八号）。

二一三 監理技術者等の職務

主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者は、建設工事を適正に実施するため、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。

- ・ 主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の職務は、建設工事の適正な施工を確保する観点から、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどることである。すなわち、建設工事の施工に当たり、施工内容、工程、技術的事項、契約書及び設計図書の内容を把握したうえで、その施工計画を作成し、工事全体の工程の把握、工程変更への適切な対応等具体的な工事の工程管理、品質確保の体制整備、検査及び試験の実施等及び工事目的物、工事仮設物、工所用資材等の品質管理を行うとともに、当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行うことである（法第二十六条の四第一項）。

また、特例監理技術者は、これらの職務を適正に実施できるよう、監理技術者補佐を適切に指導することが求められる。

- ・ このように、主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の職務は、建設業法において区別なく示されているが、元請の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の職務と下請の主任技術者の職務に大きく二分して下表のとおり整理する。これを踏まえ、元請の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び下請の主任技術者は職務を誠実に行わなければならない。特例監理技術者は、これらの職務を監理技術者補佐の補佐を受けて実施することができるが、その場合においても、これらの職務が適正に実施される責務を有することに留意が必要である。監理技術者補佐は、特例監理技術者の指導監督の下、特例監理技術者の職務を補佐することが求められる。また、特例監理技術者が現場に不在の場合においても監理技術者の職務が円滑に行えるよう、監理技術者と監理技術者補佐の間に常に連絡が取れる体制を構築しておく必要がある。

なお、下請の主任技術者のうち、電気工事、空調衛生工事等において専ら複数工種のマネージメントを行う建設業者の主任技術者は、元請との関係においては下請の主任技術者の役割を担い、下位の下請との関係においては、元請の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の指導監督の下、元請が策定する施工管理に関する方針等（施工計画書等）を理解した上で、元請のみの役割を除き、元請の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者に近い役割を担う（下表右欄）。

表：主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の職務

	元請の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者	下請の主任技術者	【参考】下請の主任技術者 (専ら複数工種のマネージメント)
役割	○請け負った建設工事全体の統括的施工管理	○請け負った範囲の建設工事の施工管理	○請け負った範囲の建設工事の統括的施工管理
施工計画の作成	○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正	○元請が作成した施工計画書等に基づき、請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○元請等からの指示に応じた施工要領書等の修正	○請け負った範囲の建設工事の施工要領書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工要領書等の修正
工程管理	○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等の開催、参加、巡回	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○工程会議等への参加※	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等への参加※、巡回
品質管理	○請け負った建設工事全体に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認	○請け負った範囲の建設工事に関する立ち会い確認(原則) ○元請(上位下請)への施工報告	○請け負った範囲の建設工事に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認
技術的指導	○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導	○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守の確認 ○現場作業に係る実地の技術指導	○請け負った範囲の建設工事における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○請け負った範囲の建設工事における現場作業に係る実地の総括的技術指導

※ 非専任の場合には、毎日行う会議等への参加は要しないが、要所の工程会議等には参加し、工程管理を行うことが求められる

- ・ 上記の職務の他に、関係法令に基づく職務を監理技術者等が行う場合には、適切にその職務を遂行する必要がある。特に安全管理については、労働安全衛生法(昭和四十七年六月八日法律第五十七号)に基づき統括安全衛生責任者等を設置する必要があるが、監理技術者等が兼ねる場合には、適切に行う必要がある。
- ・ 下請の主任技術者の当該工事における職務(専ら複数工種のマネージメントを行い元請の監理技術者等に近い役割を担うかどうか等)について、例えば、建設業法第二十四条の八の規定に基づき作成する施工体系図の写しを活用して記載し、下請が記載内容を確認するなどにより、元請及び下請の双方が合意した内容を明確にしておく。なお、同条の規定に基づく施工体系図の作成を行わない工事においても、下請の主任技術者の当該工事における職務について、元請及び下請の双方が合意した内容を書面にしておくことが望ましい。
- ・ 建設工事の目的物の一部を構成する工場製品の品質管理について、請負契約により調達したものでなく、売買契約(購入)により調達したものであっても、品質に関する責任は、工場製品を製造する企業だけでなく、工場へ注文した下請(又は元請)やその上位の下請、元請にも生ずる。このため、当該工場製品を工場へ注文した下請(又は元請)やその上位の下請、元請の主任技術者等は、工場での工程についても合理的な方法で品質管理を行うことが基本であり、主要な工程の立会い確認や規格品及び認定品に関する品質証明書類の確認などの適宜合理的な方法による品質管理を行う必要がある。

工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない(法第二十六条の四第二項)。

- ・ 大規模な工事現場等については、監理技術者に求められる役割を一人の監理技術者が直接こなすことは困難であり、良好な施工を確保するためにも、監理技術者を支援する他の技術者を同じ建設業者

に所属する技術者の中から配置することが望ましい。ただし、そのような場合も、これらの技術者はあくまでも監理技術者を支援する立場の者であり、一つの工事現場において総括的な立場として一人の監理技術者に情報集約（共同企業体で複数の監理技術者の配置が必要な場合は、それぞれ担当の監理技術者に情報集約）し、監理技術者はこれらの他の技術者の職務を総合的に掌握するとともに指導監督する必要がある。この場合において、適正な施工を確保する観点から、個々の技術者の職務分担を明確にしておく必要があり、発注者から請求があった場合は、その職務分担等について、発注者に説明することが重要である。

- ・ 現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、監理技術者等との密接な連携が適正な施工を確保する上で必要不可欠である。なお、監理技術者等と現場代理人はこれを兼ねることができる（公共工事標準請負契約約款第十条）。

二一四 監理技術者等の雇用関係

建設工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等については、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であることが必要であり、このような雇用関係は、資格者証又は健康保険被保険者証等に記載された所属建設業者名及び交付日より確認できることが必要である。

（１）監理技術者等に求められる雇用関係

- ・ 建設工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要である。また、建設業者としてもこのような監理技術者等を設置して適正な施工を確保することが、当該建設業者が技術と経営に優れた企業として評価されることにつながる。
- ・ 発注者は設計図書の中で雇用関係に関する条件や雇用関係を示す書面の提出義務を明示するなど、あらかじめ雇用関係の確認に関する措置を定め、適切に対処することが必要である。

（２）直接的な雇用関係の考え方

- ・ 直接的な雇用関係とは、監理技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいい、資格者証、健康保険被保険者証又は市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等によって建設業者との雇用関係が確認できることが必要である。したがって、在籍出向者、派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえない。
- ・ 直接的な雇用関係であることを明らかにするため、資格者証には所属建設業者名が記載されており、所属建設業者名の変更があった場合には、三十日以内に指定資格者証交付機関に対して記載事項の変更を届け出なければならない（規則第十七条の三十三第一項及び第十七条の三十四第一項）。
- ・ 指定資格者証交付機関は、資格者証への記載に当たって、所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を、健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書により確認しているが、資格者証中の所属建設業者の記載や主任技術者の雇用関係に疑義がある場合は、同様の方法等により行う必要がある。具体的には、
 - ① 本人に対しては健康保険被保険者証
 - ② 建設業者に対しては健康保険被保険者標準報酬決定通知書、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、当該技術者の工事経歴書の提出を求め確認するものとする。

(3) 恒常的な雇用関係の考え方

- ・ 恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、監理技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に活用して工事の管理等の業務を行うことができることが必要であり、特に国、地方公共団体及び公共法人等（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社）が発注する建設工事（以下「公共工事」という。）において、発注者から直接請け負う建設業者の専任の主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐については、所属建設業者から入札の申込があった日（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日）以前に三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。

なお、震災等の自然災害の発生又はその恐れにより、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生又は拡大を防止する観点から最も合理的であつて、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、この限りではない。

- ・ 恒常的な雇用関係については、資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険被保険者証の交付年月日等により確認できることが必要である。
- ・ 但し、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更（契約書又は登記簿の謄本等により確認）があつた場合には、変更前の建設業者と三ヶ月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなす。また、震災等の自然災害の発生又はその恐れにより、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生又は拡大を防止する観点から最も合理的であつて、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、この限りではない。
- ・ また、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、常時雇用されている（＝恒常的な雇用関係にある）ものとみなす。

(4) 持株会社化等による直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い

- ・ 建設業を取り巻く経営環境の変化等に対応するため、建設業者が営業譲渡や会社分割をした場合や持株会社化等により企業集団を形成している場合及び官公需適格組合の場合における建設業者と監理技術者等との間の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いの特例について、次の通り定めている。
 - ① 建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて（平成十三年五月三十日付、国総建第百五十五号）
 - ② 持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて（改正）（平成二十八年十二月十九日付、国土建第三百四十九号）
 - ③ 親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）（平成二十八年五月三十一日付、国土建第百十九号）
 - ④ 官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接

的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）（平成二十八年三月二十四日付、国土建第四百八十三号）

三 監理技術者等の工事現場における専任

主任技術者又は監理技術者は、公共性のある工作物に関する重要な工事に設置される場合には、工事現場ごとに専任の者でなければならない。

特例監理技術者を設置する場合は、当該工事現場に設置する監理技術者補佐は専任の者でなければならない。

法第二十六条の三の規定を利用して設置する特定専門工事の元請等の主任技術者は、専任の者でなければならない。

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいう。

元請については、施工における品質確保、安全確保等を図る観点から、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を専任で設置すべき期間が、発注者と建設業者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

（１）工事現場における監理技術者等の専任の基本的な考え方

- 主任技術者又は監理技術者は、公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事については、より適正な施工の確保が求められるため、工事現場ごとに専任の者でなければならない（法第二十六条第三項）。
- 特例監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合、適正な施工の確保を図る観点から、当該工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で置かなければならない。

なお、特例監理技術者が兼務できる工事現場数は2とされている（法第二十六条第四項、令第二十九条）。兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とする。この場合、情報通信技術の活用方針や、監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ発注者に説明し理解を得ることが望ましい。なお、特例監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当であり、かつ、その変更が公益上必要と認められるときは、国土交通大臣又は都道府県知事から特例監理技術者の変更を指示することができる（法第二十八条一項第五号）。
- 特定専門工事において、元請等の主任技術者は、直接契約を締結した下請（建設業者である下請に限る。）に主任技術者を置かない場合、適正な施工を確保する観点から、工事現場ごとに専任の者を置くこと等を求めている（法第二十六条の三第一項、第二項、第六項）。
- 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していること意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではない。

したがって、専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐は、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する（例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等）とともに、その体制について、元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

なお、適切な施工ができる体制の確保にあたっては、主任技術者又は監理技術者が、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはないことに留意し、主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者が担う役割に支障が生じないようにする必要がある。

この際、例えば必要な資格を有する代理の技術者の配置等により適切な施工ができると判断される場合には、現場に戻りうる体制を確保することは必ずしも要しないなど、監理技術者等の研修等への参加や休暇の取得等を不用意に妨げることのないように配慮すべきである。さらには、建設業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や女性の一層の活躍の観点からも、監理技術者等が育児等のために短時間現場を離れることが可能となるような体制を確保する等、監理技術者等の適正な配置等に留意すべきである。

なお、特定専門工事における元請等の主任技術者については、直接契約を締結した下請の主任技術者としての職務も担っていることから、短期間工事現場を離れる場合などの施工体制の確保については、元請等のみならず、当該下請としての技術者の役割についても支障が生じないように留意する必要がある。

- ・ 「公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事」とは、次の各号に該当する建設工事（工事一件の請負代金の額が三千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上のものをいう（建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号。以下、「令」という。）第二十七条第一項）。

- ① 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事
- ② 鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道に関する建設工事
- ③ 電気事業用施設（電気事業の用に供する発電、送電、配電又は変電その他の電気施設をいう。）又はガス事業用施設（ガス事業の用に供するガスの製造又は供給のための施設をいう。）に関する建設工事
- ④ 石油パイプライン事業法第五条第二項第二号に規定する事業用施設、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者が同条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設、放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者又は同条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者が同条第一号に規定する放送の用に供する施設（鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の塔その他これに類する施設に限る。）、学校、図書館、美術館、博物館又は展示場、社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する施設、病院又は診療所、火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設、熱供給事業法第二条第四項に規定する熱供給施設、集会場又は公会堂、市場又は百貨店、事務所、ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿、公衆浴場、興行場又はダンスホール、神社、寺院又は教会、工場、ドック又は倉庫、展望塔に関する建設工事

- ・ 事務所・病院等の施設又は工作物と戸建て住宅を兼ねたもの（以下「併用住宅」という。）について、併用住宅の請負代金の総額が七千万円以上（建築一式工事の場合）である場合であっても、以下の2つの条件を共に満たす場合には、戸建て住宅と同様であるとみなして、主任技術者又は監理技術者の専任配置を求めない。

- ① 事務所・病院等の非居住部分（併用部分）の床面積が延べ面積の1/2以下であること。
- ② 請負代金の総額を居住部分と併用部分の面積比に応じて按分して求めた併用部分に相当する請負金額が、専任要件の金額基準である七千万円未満（建築一式工事の場合）であること。

なお、併用住宅であるか否かは、建築基準法第六条の規定に基づき交付される建築確認済証により判別する。また、居住部分と併用部分の面積比は、建築確認済証と当該確認済証に添付される設計図

書により求め、これと請負契約書の写しに記載される請負代金の額を基に、請負総額を居住部分と併用部分の面積比に応じて按分する方法により、併用部分の請負金額を求めることとする。

(2) 監理技術者等の専任期間

- 元請が、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、主任技術者又は監理技術者がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者又は監理技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。

- 下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間とする。
- 元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐については、前述の工事現場への専任を要しない期間①から④のうち、②（工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間）に限って、発注者の承諾があれば、発注者が同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る）の専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として従事することができる。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法（元の工事の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐は他の工事の専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として従事しているため、同じ建設業者に所属する別の技術者による対応とするなどの留意が必要）について、発注者の承諾を得る必要がある。

下請の主任技術者については、工事現場への専任を要しない期間（担当する下請工事が実際に施工されていない期間）に限って、発注者、元請及び上位の下請の全ての承諾があれば、発注者、元請及び上位の下請の全てが同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る）の専任の主任技術者として従事することができる。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法（元の工事の主任技術者は他の工事の専任の主任技術者として従事しているため、同じ建設業者に所属する別の技術者による対応とするなどの留意が必要）について発注者、元請及び上位の下請全ての承諾を得る必要がある。

- また、例えば下水道工事と区間の重なる道路工事を同一あるいは別々の主体が発注する場合など、密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる（令第二十七条第二項）。これについては、当面の間、以下のとおり取り扱う。ただし、この規定は、専任の監理技術者については適用されない。

- ① 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり

相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第二十七条第二項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。

② ①の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

③ ①及び②の適用に当たっては、法第二十六条第三項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。また、本運用により、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる。

- このほか、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。この場合、これら複数工事に係る下請金額の合計を四千万円（建築一式工事の場合は六千万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者又は特例監理技術者を設置しなければならない。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が三千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となる場合、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。
- なお、フレックス工期（建設業者が一定の期間内で工事開始日を選択することができ、これが書面により手続上明確になっている契約方式に係る工期をいう。）を採用した工事又は余裕期間を設定した工事（発注者が余裕期間（発注者が発注書類において6ヶ月を超えない等の範囲で設定する工事着手前の期間をいう）の範囲で工事開始日を指定する工事又は受注者が発注者の指定した余裕期間内で工事開始日を選択する工事）においては、工事開始日をもって契約工期の開始日とみなし、契約締結日から工事開始日までの期間は、監理技術者等を設置することを要しない。

四 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の携帯等

専任の監理技術者又は特例監理技術者は、資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を過去五年以内に受講したもののうちから、これを選任しなければならない。また、当該監理技術者又は特例監理技術者は、発注者等から請求があったときは資格者証を提示しなければならない。また、当該建設工事に係る職務に従事しているときは、常時これらを携帯している必要がある。また、監理技術者講習修了履歴（以下、「修了履歴」という。）についても、発注者等から提示を求められることがあるため、監理技術者講習修了後、修了履歴のラベルを資格者証の裏面に貼付することとしている。

(1) 資格者証制度及び監理技術者講習制度の適用範囲

- 専任の監理技術者又は特例監理技術者は、資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講したもののうちから選任しなければならない（法第二十六条第五項）。

(2) 資格者証に関する規定

- ・ 資格者証は、公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事については、当該建設工事の監理技術者又は特例監理技術者が所定の資格を有しているかどうか、監理技術者としてあらかじめ定められた本人が専任で職務に従事しているかどうか、工事を施工する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であるかどうか等を確認するために活用されている。建設業者に選任された監理技術者又は特例監理技術者は、発注者等から請求があった場合は、資格者証を提示しなければならない（法第二十六条第六項）。
- ・ 監理技術者又は特例監理技術者になり得る者は、指定資格者証交付機関に申請することにより資格者証の交付を受けることができる。監理技術者又は特例監理技術者になり得る者は、指定建設業七業種については、一定の国家資格者又は国土交通大臣認定者に限られるが、指定建設業以外の二十二業種については、一定の国家資格者、国土交通大臣認定者のほか、一定の指導監督的な実務経験を有する者も監理技術者又は特例監理技術者になり得る。
- ・ 資格者証の交付及びその更新に関する事務を行う指定資格者証交付機関として一般財団法人建設業技術者センターが指定されている。
- ・ 資格者証には、本人の顔写真の他に次の事項が記載され（法第二十七条の十八第二項、規則第十七条の三十三）、様式は図-1に示すものとなっている（監理技術者と特例監理技術者の資格者証は同じ）。
 - ① 交付を受ける者の氏名、生年月日、本籍及び住所
 - ② 最初に資格者証の交付を受けた年月日
 - ③ 現に所有する資格者証の交付を受けた年月日
 - ④ 交付を受ける者が有する監理技術者資格
 - ⑤ 建設業の種類
 - ⑥ 資格者証交付番号
 - ⑦ 資格者証の有効期間の満了する日
 - ⑧ 所属建設業者名
 - ⑨ 監理技術者講習を修了した場合はその旨

(3) 監理技術者講習に関する規定

- ・ 監理技術者又は特例監理技術者は常に最新の法律制度や技術動向を把握しておくことが必要であることから、専任の監理技術者又は特例監理技術者として選任されている期間中のいずれの日においても、講習を修了した日から五年を経過することのないように監理技術者講習を受講していなければならない。なお、令和三年一月一日以降は、監理技術者講習の有効期限の起算日が講習を受講した日の属する年の翌年の一月一日となり、同日から五年後の十二月三十一日が監理技術者講習の有効期限となる（規則第十七条の十七）。
- ・ なお、監理技術者補佐についても、監理技術者を適切に補佐し、資質の向上を図る観点から、監理技術者講習を受講することが望ましい。
- ・ 監理技術者講習は、所定の要件を満たすことにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下、「登録講習機関」という。）が実施し、監理技術者又は特例監理技術者として従事するために必要な事項として
 - ① 建設工事に関する法律制度
 - ② 建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理
 - ③ 建設工事に関する最新の材料、資機材及び施工方法に関し最新の事例を用いて、講義と試験によって行われるものである。受講希望者はいずれかの登録

講習機関に受講の申請を行うことにより講習を受講することができる。

- ・ 各登録講習機関から講習の修了者に対し交付される修了履歴の様式は図-2に示すものとなっており（規則第十七条の九）、講習の修了を証明するものとして発注者等から提示を求められることがあるため、監理技術者講習修了後、修了履歴のラベルを資格者証の裏面に貼付することとしている。
- ・ なお、平成二十八年六月一日以降に資格者証又は修了履歴の交付を受けるまでは、従前どおり、監理技術者講習修了証を携帯しておくことが望ましい。

五 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その工事を施工するために締結した下請金額の総額が四千万円（建築一式工事の場合は六千万円）以上となる場合には、工事現場ごとに監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐（特例監理技術者を設置する場合）を設置するとともに、建設工事を適正に施工するため、建設業法により義務付けられている施工体制台帳の整備及び施工体系図の作成を行うこと等により、建設工事の施工体制を的確に把握する必要がある。

（１）施工体制台帳の整備

- ・ 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その下請が建設業法等の関係法令に違反しないよう指導に努めなければならない（法第二十四条の七）。このような下請に対する指導監督を行うためには、まず、特定建設業者とりわけその監理技術者又は特例監理技術者が建設工事の施工体制を的確に把握しておく必要がある。
- ・ そこで、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者で当該建設工事を施工するために総額四千万円（建築一式工事の場合は六千万円）以上の下請契約を締結したものは、下請に対し、再下請負を行う場合は再下請負通知を行わなければならない旨を通知するとともに掲示しなければならない。（規則第十四条の三）また、下請から提出された再下請負通知書等に基づき施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え付けなければならない（法第二十四条の八第一項）。

施工体制台帳を作成した特定建設業者は、発注者から請求があったときは、施工体制台帳をその発注者の閲覧に供しなければならない（法第二十四条の八第三項）。公共工事の受注者は、下請金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え付けなければならない（入札契約適正化法第十五条第一項）。また、発注者から請求があったときに施工体制台帳を発注者の閲覧に供することに代えて、作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならない（入札契約適正化法第十五条第二項）。さらに、公共工事の受注者は、発注者から施工体制が施工体制台帳の記載と合致しているかどうかの点検を求められたときはこれを受けることを拒んではならない（入札契約適正化法第十五条第三項）。

（２）施工体系図の作成

- ・ 下請業者も含めた全ての工事関係者が建設工事の施工体制を把握する必要があること、建設工事の施工に対する責任と工事現場における役割分担を明確にすること、技術者の適正な設置を徹底すること等を目的として、施工体制台帳を作成する特定建設業者は、当該建設工事に係るすべての建設業者名、技術者名等を記載し工事現場における施工の分担関係を明示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に、公共工事においては工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならないことが定められている（法第二十四条の八第四項、入札契約適正化法第十五条第一項）。

六 工事現場への標識の掲示

建設工事の責任の所在を明確にすること等のため、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設工事の現場ごとに、建設業許可に関する事項のほか、監理技術者等の氏名、専任の有無、資格名、資格者証交付番号等を記載した標識を、公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

- ・ 建設業法による許可を受けた適正な業者によって建設工事の施工がなされていることを対外的に明らかにすること、多数の建設業者が同時に施工に携わるため、安全施工、災害防止等の責任が曖昧になりがちであるという建設工事の実態に鑑み対外的に建設工事の責任主体を明確にすること等を目的として、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲げなければならない。(法第四十条)
- ・ 現場に掲げる標識には、建設業許可に関する事項のほか、主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の氏名、専任の有無（監理技術者補佐を配置している場合はその旨）、資格名、資格者証交付番号等を記載することとされており、図-3の様式となる。(規則第二十五条第一項、第二項) 建設業者は、この様式の標識を掲示することにより、監理技術者等の資格を明確にするとともに、資格者証の交付を受けている者が設置されていること等を明らかにする必要がある。

七 建設業法の遵守

建設業法は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発展を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的に定められたものである。したがって、建設業者は、この法律を遵守すべきことは言うまでもないが、行政担当部局は、建設業法の遵守について、適切に指導を行う必要がある。

- ・ 法第一条においては、建設業法の目的として
「この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発展を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。」
と規定しており、建設業者は、この法律を遵守する必要がある。また、行政担当部局は、建設業法の遵守について、建設業者等に対して適切に指導を行う必要がある。
- ・ 特に、法第四十一条においては、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通大臣又は都道府県知事が建設業者に対して必要な指導、助言等を行うことができることを規定している。また、法第二十八条第一項及び第四項では、建設業者が建設業法や他の法令の規定に違反した場合等において、当該建設業者に対して、監督処分として必要な指示を行うことができ、同条第三項及び第五項では、この指示に違反した場合等において、営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。さらに、この営業の停止の処分に違反した場合等において、建設業の許可を取り消すこととしている。
- ・ さらに、法第四十一条の二においては、建設工事の不適切な施工があった場合において、その原因が建設資材に起因すると認めるときは、国土交通大臣又は都道府県知事が当該建設資材を引き渡した建設資材製造業者等に対して、再発防止を図るため適当な措置をとるべきことを勧告することができ、これに従わなかったときは公表及び命令することができることを規定している。

図-1 資格者証の様式

(表面)

↑ 53.93ミリメートル以上 54.03ミリメートル以下 ↓	氏名			年 月 日生	本籍			
	住所							
	写 真	初回交付	年 月 日	交付	年 月 日			
		交付番号	第					号
		監理技術者資格者証						
		平成 年 月 日 まで有効						
	国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者							印
	所属建設業者				許可番号			
	有する資格							
	建設業の種類	土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板カ塗防内機絶通園井具水消清解						
有・無								

← 85.47ミリメートル以上 85.72ミリメートル以下 →

(裏面)

監理技術者講習修了履歴	修了番号: 第	号 修了年月日:
	氏名:	生年月日:
	講習実施機関名:	印
資格者証備考		

備考

- 1 「本籍」の欄は、本籍地の所在する都道府県名（日本の国籍を有しない者にあつては、その者が有する国籍）を記載すること。
- 2 磁気ストライプを埋め込むこと。

図－２ 修了証の様式

監理技術者講習修了履歴	修了番号:第	号 修了年月日:
	氏名:	生年月日:
	講習実施機関名:	印

備考

監理技術者講習修了後、監理技術者資格者証が発行された場合は、本ラベルを監理技術者資格者証上部に貼付すること。

図－３ 工事現場に掲げる標識の様式

↑ 25cm以上 ↓	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	主任技術者の氏名	専任の有無		
	資格名	資格者証交付番号		
	一般建設業又は特定建設業の別			
	許可を受けた建設業			
	許可番号	国土交通大臣 知事	許可()第	号
	許可年月日			
	← 35cm以上 →			

記載要領

- 1 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 2 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項ただし書に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。
- 3 「資格名」の欄は当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 4 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第5項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 6 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

3-8 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける 監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱い について（通知）

建業第247号
令和2年12月24日

各部局長様
部内各課長様
部内各出先機関の長様
各農林事務所長様

交通基盤部長

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者
及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて（通知）

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の配置については、令和2年9月30日付け国不建第174号「建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）」により、特例監理技術者を配置した場合の留意事項において「公共工事の発注者等は、特例監理技術者が兼務できる工事現場の範囲について、適切に判断することも必要である。」とされていることから、特例監理技術者を配置した場合の取扱いを下記のとおりとします。

記

- 1 次の要件のいずれかに該当する場合は、特例監理技術者の配置は認めないものとする。
 - (1) 予定価格が3億円以上であるとき。
 - (2) 工事の技術的難易度がⅢ以上の工事であるとき。
 - (3) 当該工事若しくは兼務する工事が24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事であるとき。
 - (4) 兼務する工事の発注者が異なるとき（県工事同士でも発注機関が異なる場合は認めない）。
 - (5) 兼務する工事が低入札工事であるとき。
- 2 特例監理技術者の兼務を認める場合の判断基準
次の（1）から（8）のすべてを満たしていることとする。

- (1) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (3) 監理技術者補佐は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一の工事とみなす。)
- (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、兼任しようとする工事現場間の距離が10km程度の近接した場所でなければならない。
- (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

3 特例監理技術者の配置する場合、次の点に留意する。

- (1) 受注者から監理技術者補佐を設置する旨の申し出があった場合は、特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項別紙1を提出させ確認する。確認事項に問題が無ければ、特例監理技術者の配置を行う場合の要件を確認できる書類を別紙2のとおり提出させる。
- (2) 特例監理技術者及び監理技術者補佐は、平成28年5月24日付け財営第50号、住公第70号、森保第928号、建業第65号「県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて(通知)」による、他の工事の現場代理人との兼務を認めないこととする。
- (3) 「2」の判断基準を満たしている場合であっても、兼務する工事が特例監理技術者としての職務を適正に遂行できないと発注者が判断した場合は、兼務を認めないこととする。

本取扱いについては、令和3年1月4日以降に適用する。

担 当 建設支援局建設業課指導契約班
電話番号 054-221-3059

別紙 1

特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

<input type="checkbox"/>	特例監理技術者の配置を予定している。
<input type="checkbox"/>	建設業法第 26 条第 3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者を専任で配置すること。
<input type="checkbox"/>	同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に 2 件までとする。
<input type="checkbox"/>	特例監理技術者が兼務できる工事は、兼任しようとする工事現場間の距離が 10 k m 程度の近接した場所である。
<input type="checkbox"/>	特例監理技術者が兼務できる工事は、24 時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事以外の工事でなければならない。
<input type="checkbox"/>	上記項目を全て満たしている。

レまたは■を記載すること

※ 競争参加資格確認時は、本チェックリストの確認のみとする。
要件を確認するための資料は、落札決定後に提出を求める。

別紙 2

特例監理技術者の配置を行う場合の要件を確認できる書類一覧

No	要件	確認書類
1	建設業法第 26 条第 3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。	監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など）
2	監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。	1 の提出書類に同じ
3	監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。	監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類
4	同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。	特例監理技術者が兼務する工事の CORINS の写し等
5	特例監理技術者が兼務できる工事は兼任しようとする工事現場間の距離が 10 km 程度の近接した場所であること。	4 の提出書類に同じ
6	特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。	記載した業務分担、連絡体制等を記載した書類
7	特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。	
8	監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。	
9	特例監理技術者が兼務できる工事は低入札工事でないこと。	—

建設業法改正に伴う監理技術者補佐の取扱いについて

(交通基盤部建設業課)

1 考え方

国交省の「建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）（令和2年9月30日付け国不建第174号）」によると、特例監理技術者を配置した場合の留意事項について、「公共工事の発注者等は、特例監理技術者が兼務できる工事現場の範囲について、適切に判断することも必要である。」とされている。

このことから、国交省から提供があった直轄工事における取扱いを参考に、本県では次の通り取り扱うこととする。

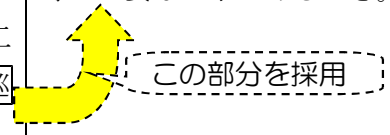
2 取扱い

(1) 配置を認めない場合の列挙

国交省直轄工事における取扱いは、令和2年9月30日国官技第177号、国営計第71号「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の直轄工事における取扱いについて」による。

交通基盤部長名で「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて」通知を各部局及び各事務所に発出する。

	国交省直轄工事	本県	本県の考え方
1	支出負担行為担当官工事（分任支出負担行為担当官が契約できる予定価格3億円以上）であるとき。	予定価格3億円以上であるとき。	国と同様とする。
2	工事の技術的難易度が原則Ⅲ以上の工事であるとき。	同左	国と同様とする。
3	兼務する工事が維持工事同士であるとき。※ （※ここでいう「維持工事」とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。）	兼務する工事が24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事であるとき。	国と同様とするが、分かりやすく具体例のみとする。
4	特例監理技術者が兼務できる工事は○○地域内（○○市、○○市及び○○町）の工事でなければならない。	兼務する工事の発注者が異なるとき（県工事同士でも発注機関が異なる場合は認めない）。	同一発注機関内であれば、別市町であっても互いの工事の兼任の可否状況を把握できるため。
5	兼務する工事が低入札工事であるとき。	兼務する工事が低入札工事であるとき。	国と同様とする。



(2) (1) 以外で配置をする場合の条件

兼務する工事の距離要件については、国交省直轄工事では同一市町村内を指定するものとなっているが、同一発注機関内であれば、別市町であっても互いの工事の兼任の可否状況を把握できるため、平成28年5月24日付け「県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて(通知)」の、工事1件の請負代金の額(税込)が3,500万円(建築一式工事にあつては7,000万円)以上の場合と同様の要件である、「工事現場間の距離が10km程度の近接した場所」とする。

	国交省直轄工事	本県	本県の考え方
1	建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。	同左	建設業法の規定によるもの。
2	監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。	同左	建設業法の規定によるもの。
3	監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。	同左	建設業法の規定によるもの。
4	同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。 (ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であつて、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一の工事とみなす。)	同左	国交省の政令の規定によるもの。
5	特例監理技術者が兼務できる工事は〇〇地域内(〇〇市、〇〇市及び〇〇町)の工事でなければならない。	現場間の距離が10km程度の近接した場所であること。	現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いに合わせる。
6	特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。	同左	国と同様とする。
7	特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。	同左	国と同様とする。
8	監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。	同左	国と同様とする。